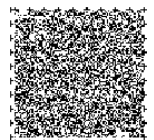


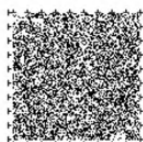
すいたし
吹田市バリアフリーマスタートプラン

れいわ ねん がつ
令和7年3月

すいたし
吹田市

みぎ
右のマークは音声コード「Uni-Voice」です。
せんよう
専用のスマートフォンアプリ（Uni-Voice アプリ）でコードを
よ と
読み取ると、そのページの内容を音声でお聞きいただけます。





すいたし
【吹田市バリアフリーマスタープラン データ版について】

マスタープランのテキストデータをホームページからダウンロードできます。

以下の URL または右の QR コードから吹田市ホームページへアクセスしてください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1018195/1033877/index.html>



はじめに

くに どうこう 国の動向

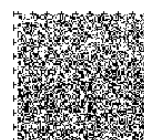
くに 高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすい共生社会の実現を目指して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号、以下、「バリアフリー法」という。）」を制定しています。この法律では、高齢者、障がい者等が安全かつ便利に移動や施設利用ができるよう、物理的なインフラ（ハード）とサービスや制度（ソフト）の両面でバリアフリー化を進める施策を実施しています。

また、平成30（2018）年・令和2（2020）年にはバリアフリー法が改正され、理念規定として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を位置づけるとともに、国及び国民の責務として、高齢者、障がい者等に対する支援が心のバリアフリーの重要なポイントとして明記されました。そのほか、公共交通・道路・建築物に関するバリアフリー基準適合義務の対象拡大や、市町村が移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を定める制度が新たに創設されました。

バリアフリー法 (平成18年12月施行)
・ 旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物の面的なバリアフリー化を促進するための法律



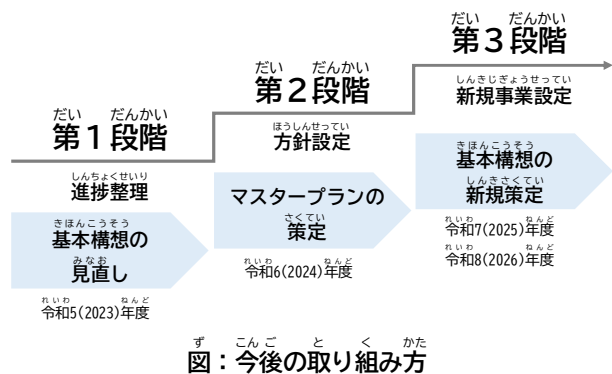
改正バリアフリー法 (平成30年11月・平成31年4月・令和3年4月・令和2年6月施行)
・ 面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度の新設 ・ 心のバリアフリーのさらなる推進等



市の動向

本市では、吹田市内の10地区15駅を4段階に分け、平成14（2002）年から段階的にバリアフリー化の計画となる基本構想の策定と重点整備地区におけるバリアフリー化事業を継続的に実施しています。また令和5（2023）年度には、これまでの事業のおおむねの完了を確認するとともに、駅利用の安全確保の観点から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の設置を新規事業として追加するなど、更なるバリアフリー化の第1段階として、これまで策定した吹田市バリアフリー基本構想を見直しました。

今年度は、バリアフリー化の方針設定を行うマスタープランの策定（第2段階）、その後、新たな事業を設定するための基本構想の新規策定（第3段階）を実施します。

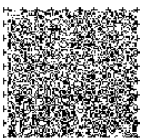


バリアフリーマスタープランの策定について

国の動向を踏まえ、バリアフリーに関する取り組みをさらに推進していくため、この度、「吹田市バリアフリーマスタープラン」を策定しました。

本マスタープランは高齢者や障がい者（身体・知的・精神）など、だれもが安全で便利に移動できる環境を整備するための、本市全体のユニバーサルデザイン化の方向性を示すものです。

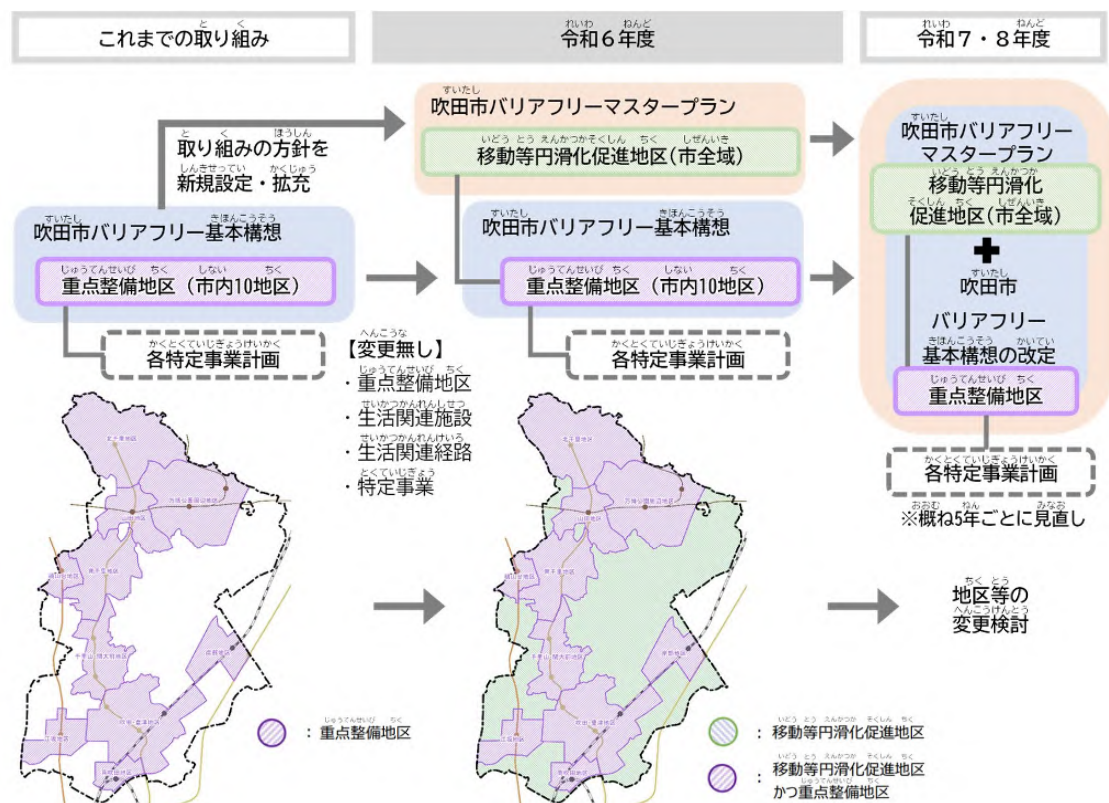
特に本市は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、人口密度は全国的に見ても高い水準です。また、高齢者・障がい者等の利用する施設（生活関連施設となり得る施設）が市内全域に立地している状況から、市内全域をバ



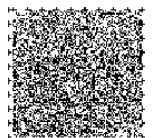
リアフリー化の必要な区域（移動等円滑化促進地区）として設定します。

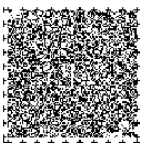
併せて、本マスタープランでは、施設整備などのハード面だけでなく、全ての人が相互に思いやり、助け合うための「心のバリアフリー」を基本としたソフト面の取り組みを推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、安全に安心して暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指します。

本マスタープランは、今後10年間の取り組みの方針を示し、おおむね5年ごとに評価を実施して必要に応じて計画の見直しを行います。計画の実施にあたっては、市民の皆さま、施設設置管理者、関係機関等のご理解やご協力をいただきながら、本マスタープランを推進していきます。



図：マスタープランと基本構想の関係

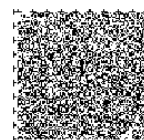




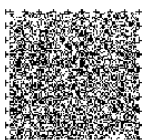
目次

はじめに

序 バリアフリーマスタープランについて	1
(1) 位置づけ	1
(2) 計画期間	1
1 バリアフリーに関する状況と課題	2
(1) 市域の現況整理	2
(2) これまでの取り組み	6
(3) アンケート調査結果	8
(4) バリアフリー化に関する社会的な流れ	14
(5) バリアフリーに関する課題整理	20
2 移動等円滑化促進地区の設定	21
3 バリアフリー化に関する方針	22
(1) 基本理念	22
(2) 基本方針	22
(3) 関係者の行動指針	23
(4) SDGsとの関係	24
(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針	25
(6) バリアフリー化整備の配慮事項	44



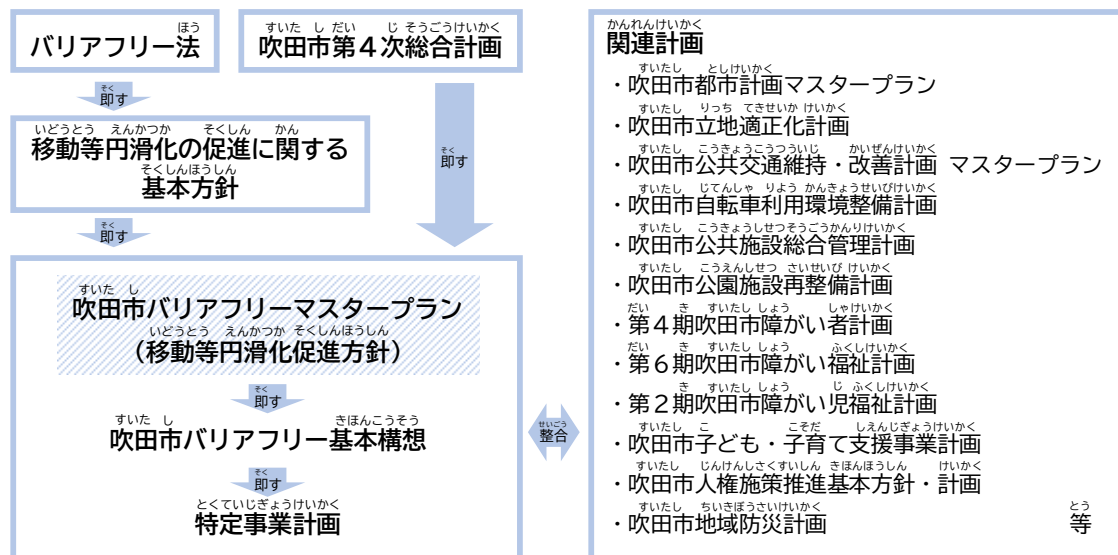
4	生活関連施設及び生活関連経路等の設定	53
(1)	生活関連施設の設定	53
(2)	生活関連経路等の設定	56
(3)	移動等円滑化促進地区図	58
5	マスタープランの実現に向けた体制	91
(1)	推進体制	91
(2)	進行管理	92
(3)	バリアフリー化を推進するしくみづくり	92
	参考資料	95
(1)	マスタープラン策定の過程	95
(2)	用語の説明	97



序 バリアフリーマスタープランについて

(1) 位置づけ

本マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に基づく法定計画です。
また、本市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」のうち、市域全体のバリアフリー化に関する方針を示した分野別計画となります。
本マスタープランの方針（移動等円滑化促進方針）をもとに個別の事業を設定した吹田市バリアフリー基本構想や特定事業計画を策定し、バリアフリー化事業を実施します。

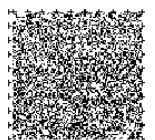


図：計画の位置づけ

(2) 計画期間

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度まで（10年間）

計画期間は、上記のとおり10年間とします。また、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。



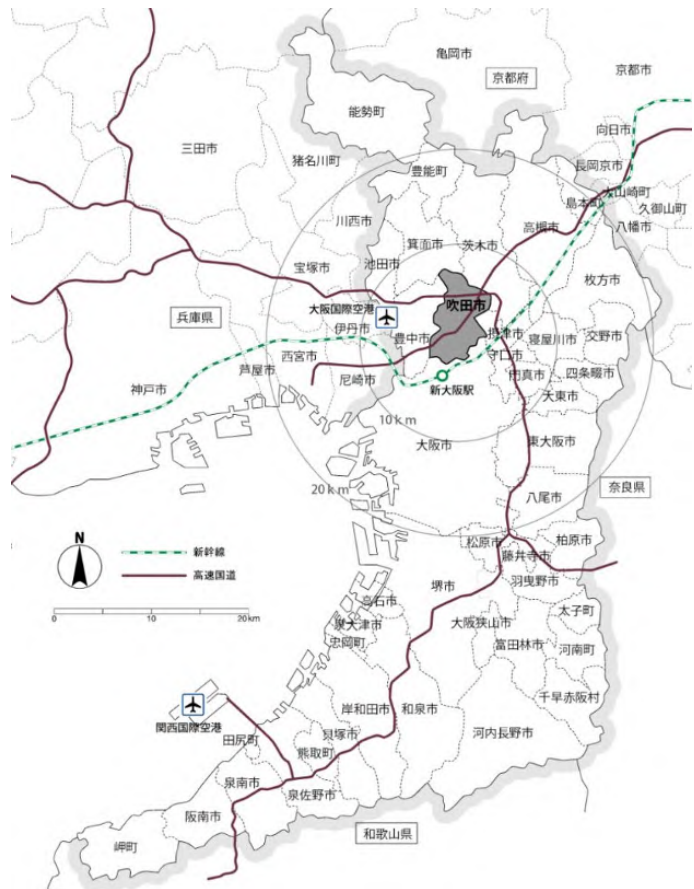
1 バリアフリーに関する状況と課題

(1) 市域の現況整理

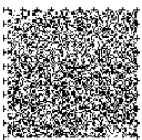
ア 吹田市の概要

【交通利便性の高い都市】

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成31(2019)年にはJRおおさか東線(放出・新大阪間)が開業し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、更なる利便性の向上が期待されています。このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の魅力をも高める大きな要因の一つとなっています。



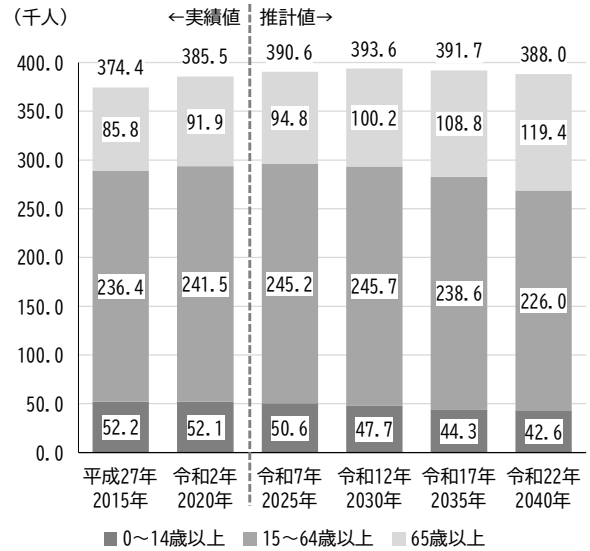
図：広域図（都市計画マスタープランより）



イ 人口の状況

【人口は当面増加する見込み】

本市の人口は、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、ニュータウンでの建替えや新たな住宅建設により、当面の間（令和12（2030）年ごろまで）は人口が増加する見込みです。

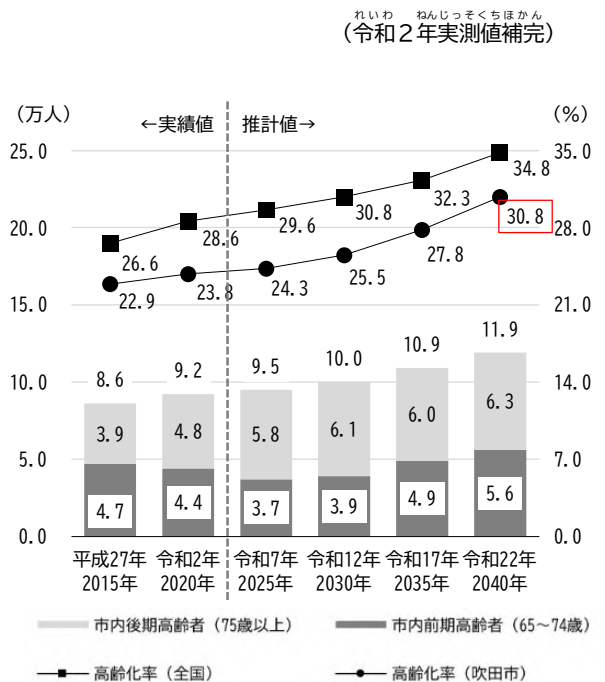


図：吹田市の人口の推移と将来人口

資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

【少子高齢化の進展の見込み】

人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老年人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。



図：本市の高齢者数の推移

全国及び大阪府資料：令和2年まで 総務省「国勢調査」、

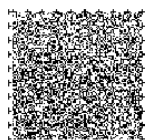
令和7年以降 国立社会保障・人口問題研究所

「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

吹田市資料：吹田市第4次総合計画基本計画改訂版（令和2年実測値補完）

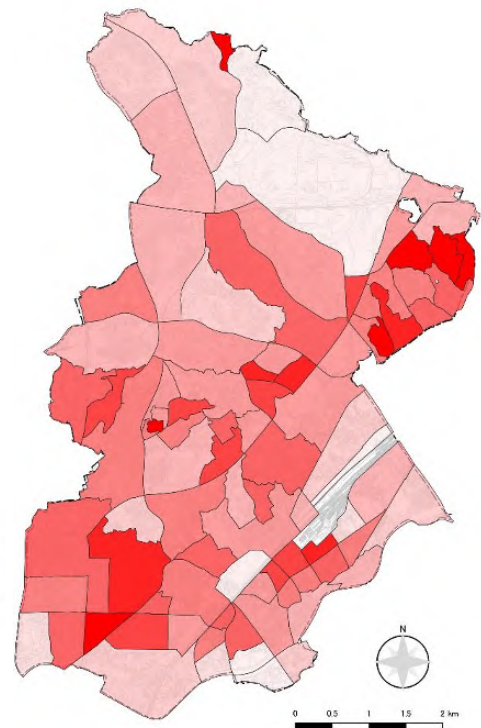
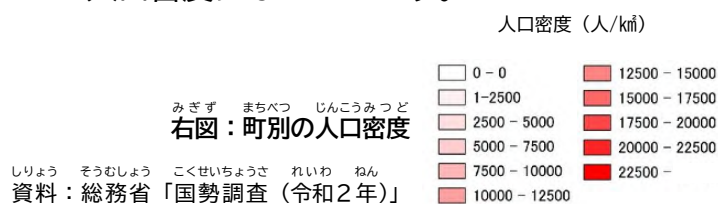
【高齢化率増加の見込み】

人口全体に対する老年人口（65歳以上）の割合である高齢化率は、令和22（2040）年時点において30.8%程度と、全国平均に比べて低い水準で推移することが見込まれます。しかし、割合は年々増加しており、今後も高齢化が進行する見込みです。特に、後期高齢者（75歳以上）の増加により、高齢化率が高くなると予想されます。



【高い人口密度】

本市は市内全域が人口集中地区（DID）に指定されており、町別の人口密度は、12,500～15,000人/㎢の区域が15と最も多くなっています。また、大阪府の人口密度平均は4,638人/㎢であり、ほとんどの区域で大阪府平均以上の人口密度になっています。



【吹田市人口の約5%が障がい者手帳を所持】

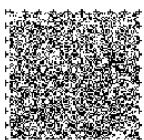
本市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけて2万人前後で推移しています。また、各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和5（2023）年度末時点で19,307人（重複分を含む）となり、本市の人口総数の約5.0%にあたります。

表：障がい者手帳所持者数

項目	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
人口総数 a	373,978	376,944	378,781	381,238	382,336
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	20,881	18,622	18,759	19,125	19,307
身体障がい者手帳 b1	12,360	12,292	12,184	12,043	12,184
療育手帳 b2	3,080	3,175	3,273	3,372	3,273
精神障がい者保健福祉手帳 b3	3,182	3,292	3,668	3,892	3,668
手帳所持者の比率 c=b/a	5.6%	4.9%	5.0%	5.0%	5.0%

資料：人口総数 各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む） 各障がい者手帳所持者数 障がい福祉室 オープンデータ

※令和2年度以降の身体障がい者手帳及び療育手帳の所持者数は、死亡・転出後に届出のないものを職権削除した値

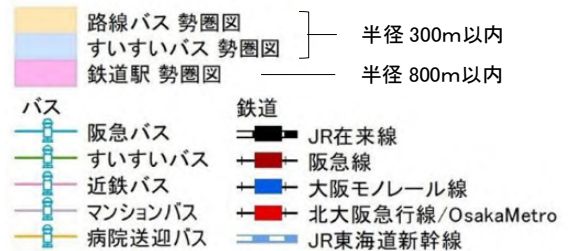
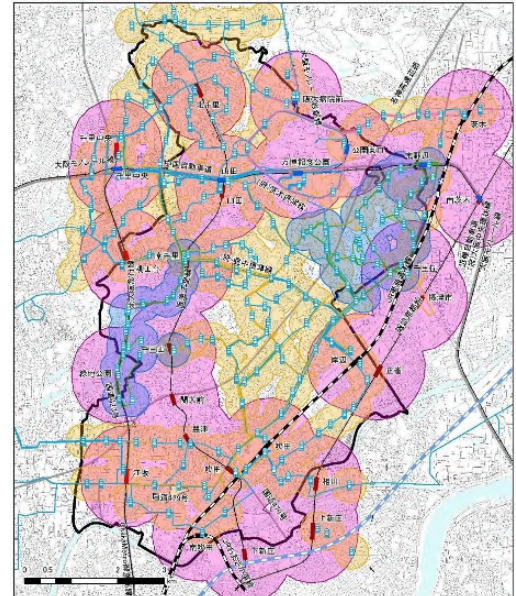


ウ 交通の状況

【公共交通利用圏は市内のほぼ全域をカバー】

吹田市内では、JR、阪急電鉄、Osaka Metro、北大阪急行、大阪モノレール、また、阪急バス、近鉄バス、すいすいバス（コミュニティバス）が運行されています。公共交通利用圏は、鉄道とバスの勢圏範囲によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況で、市の居住人口に対しては約95%の範囲をカバーしています。

また、タクシー（一般タクシー・介護福祉タクシー等）は、市民や来訪者の移動手段となっています。



図：バス・鉄道勢圏図

(地域コミュニティ交通導入ガイドラインより)

エ 立地の状況

【住居系の用途地域が約84.5%】

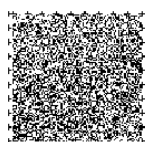
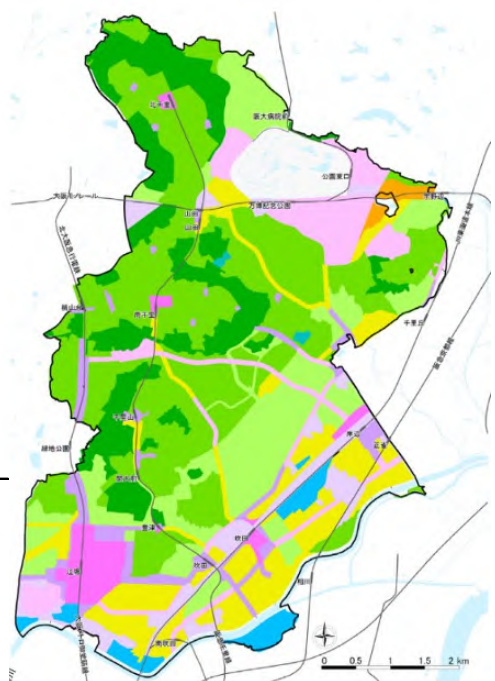
本市は全域が市街化区域に指定されており、その用途地域は、江坂周辺の商業地域、JR東海道本線や神崎川周辺の工業地域などを除き、約84.5%のエリアが住居系の用途地域となっています。

右図表：用途地域の状況

資料：吹田市の都市計画、吹田市資料

令和4年版吹田市統計書

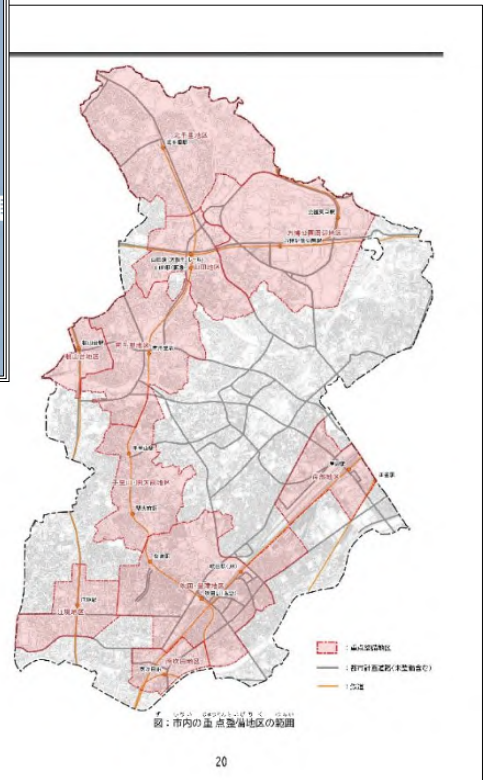
凡例	用途地域	面積(ha)	割合
	第一種低層住居専用地域	473	13.8%
	第二種低層住居専用地域	7	0.2%
	第一種中高層住居専用地域	1,123	32.8%
	第二種中高層住居専用地域	553	16.1%
	第一種住居地域	430	12.6%
	第二種住居地域	286	8.3%
	準住居地域	24	0.7%
	近隣商業地域	161	4.7%
	商業地域	107	3.1%
	準工業地域	184	5.4%
	工業地域	77	2.2%
合計		3,425	100%



(2) これまでの取り組み

ア バリアフリー基本構想の策定と事業の実施

これまで、市内のバリアフリー化にあたり市内の鉄道駅周辺（10地区15駅）を重点的に整備する地区（重点整備地区）として設定し、バリアフリー化事業を進めてきました。



主要な事業の実施状況としては、令和5（2023）年度末時点において、鉄道駅の事業整備率が約90%※、道路（生活関連経路）の事業整備率が約95%となりました。

※令和5年度の見直しによる新規事業（可動式ホーム柵の設置）を含めた事業整備率です。

図：吹田市バリアフリー基本構想と市内の重点整備地区の範囲（令和6年3月策定）

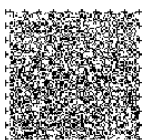
イ 事業者等の取り組み紹介

【鉄道駅のバリアフリー化と可動式ホーム柵の設置】

公共交通事業者において、鉄道駅におけるエレベーターやバリアフリースイールの設置、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぐため可動式ホーム柵等の設置を進めています。



写真：江坂駅



【駅構内や車両等における利用者のマナー向上に向けた取り組み】

公共交通事業者において、優先座席の利用や障がい者やベビーカーを利用する方へのエレベーターの優先利用のお願いに関するポスターの掲示等を実施し、鉄道やバス乗車時のマナー向上に向けた啓発を進めています。

右画像：鉄道駅掲載の国土交通省キャンペーンポスター



【サービス介助士の資格取得の推進】

公共交通事業者において、高齢者や障がい者等を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる職員の育成に向けて「サービス介助士」の資格取得を推進しています。

【バスロケーションサービス等の提供】

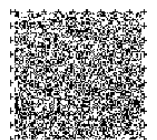
阪急バス株式会社において、平成30(2018)年からバスの接近情報案内サービス（バスロケーションサービス）及びWEB延着証明サービスが提供されています。

右画像：阪急バス「接近情報検索」



【バリアフリー法第17条に基づく認定特定建築物】

バリアフリー法に基づき、特定建築物の計画が「建築物移動等円滑化基準を超過、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する場合に、建築主等は任意で所管行政庁の認定を受けることができます。本市では、平成25(2013)年以降、4件の建築物を認定しています。



(3) アンケート調査結果

ア 調査の概要

バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意向を把握しました。

実施期間：令和6(2024)年5月1日～6月15日

配布/回収数：配布1,794票 / 回収767票（郵送：693票 WEB：74票）

表：配布の状況

対象者	配布数	配布方法
一般（18歳以上の市民から無作為抽出）	995票	郵送
一般（Web）	—	ホームページ公表
障がい者団体	168票	手渡し またはメール等
高齢クラブ	520票	
乳幼児のいる保護者	111票	
配布合計	1,794票	—

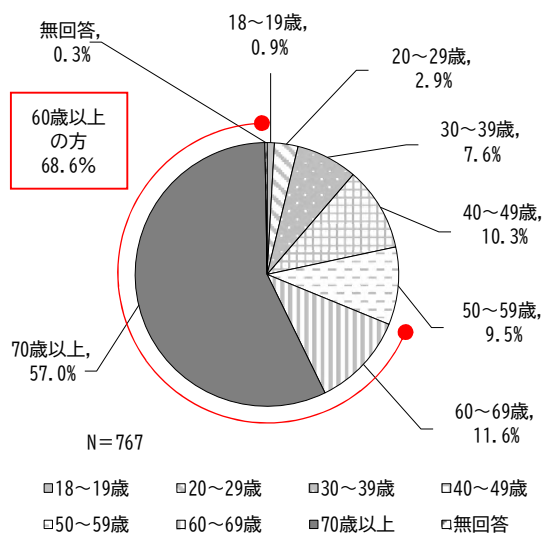
イ 調査の結果

【回答者情報】

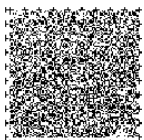
回答者の状況として、60歳以上の年齢の方は約68.6%となっています。

障がい者手帳を所持する方は、16.4%（次頁図）となっています。

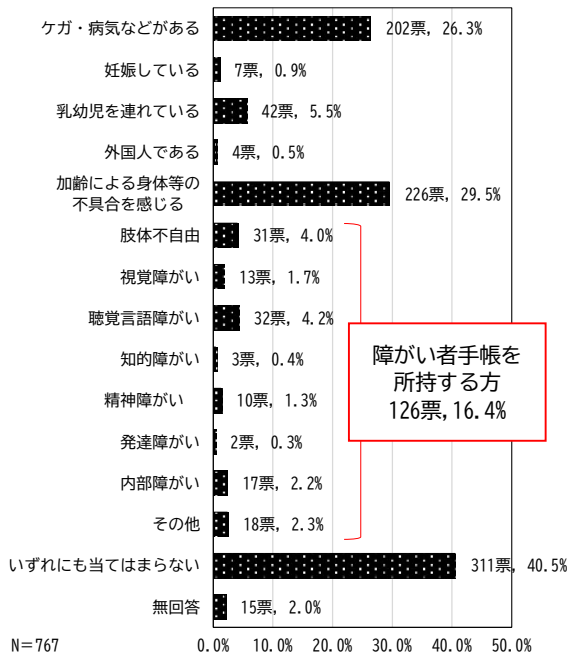
一方、回答者の状況で、いずれにも当てはまらない方は約40.5%となっています。



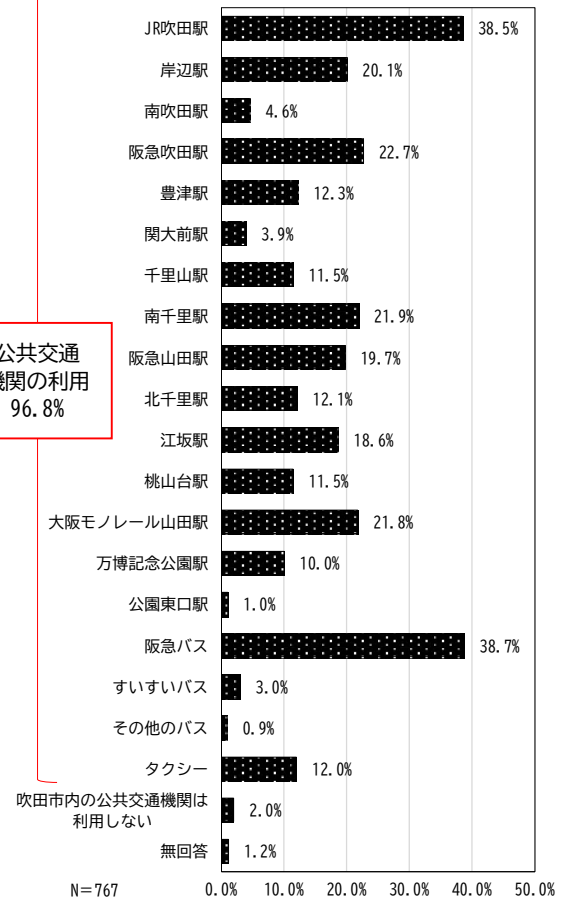
図：回答者の年代



また、市内の公共交通機関を利用される方が約96.8%となっています。



図：回答者の状況

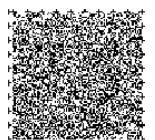
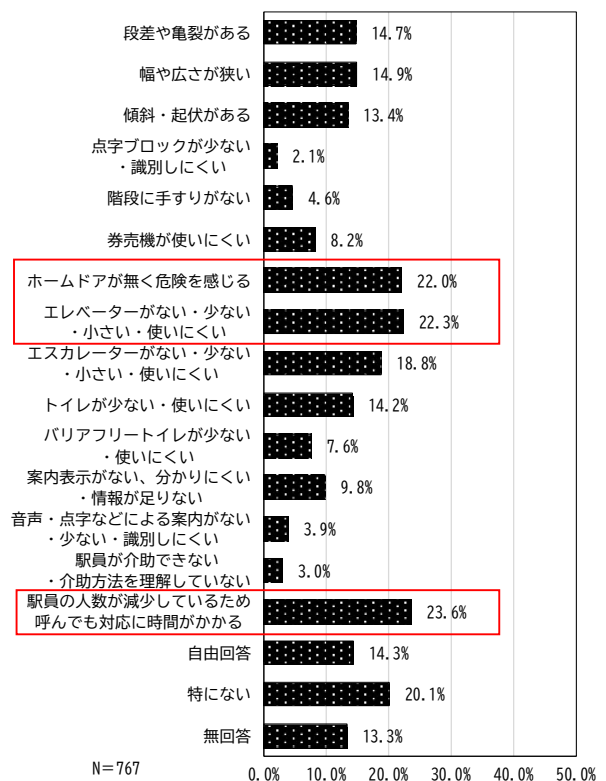


図：利用する公共交通機関

【鉄道・モノレール駅に関する困りごと・気づき】

鉄道・モノレール駅に関するお困りごとは「駅員の人数が減少しているため呼んでも対応に時間がかかる」が最も多く、次いで「エレベーターがない・少ない・小さい・使いにくい」、「ホームドアが無く危険を感じる」が多くなっています。

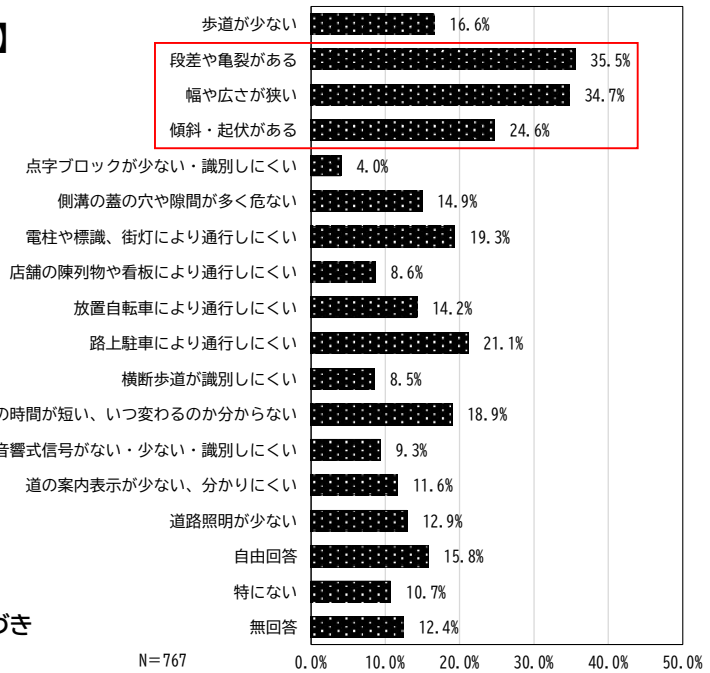
右図：鉄道・モノレール駅に関する困りごと・気づき



【道路に関する困りごと・気づき】

道路に関するお困りごとは
「段差や亀裂がある」が最も
多く、次いで「幅や広さが狭
い」、「傾斜・起伏がある」が多
くなっています。

右図：道路に関する困りごと・気づき

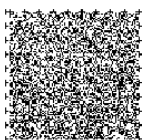


【その他の公園、施設、バス停等に関する困りごと・気づき】

「困りごと・気づき」に関する自由回答の要旨を以下に整理します。

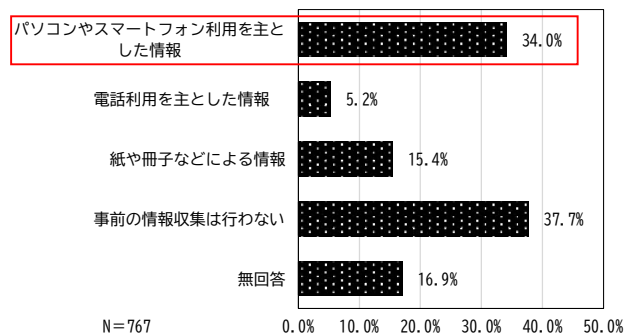
区分	主な意見内容
鉄道駅・モノレール	- エレベーター、エスカレーターの設置 (バリアフリー経路が遠回り等) - バリアフリートイレの設置、改善 (大型介助ベッド設置等) - プラットホームの改善 (可動式ホーム柵、ホームと車両の隙間改善) - 休憩場所(ベンチ)の設置 - 駅の無人化に関する意見等
道路	- 歩道環境の改善 (幅員、段差、側溝、横断歩道のたまり場) - 支障物の撤去 (電柱、沿道店舗のごみ箱、雑草・樹木の剪定) - 信号機の設置、青信号時間の改善 - 自転車等の走行マナー - 踏切の点字舗装 - 駅前広場への障がい者用乗降スペース確保

区分	主な意見内容
バス・バス停	- バス停へのベンチ、上屋設置 - バスの運転、その他運転手対応に関する意見 - 運行状況に関する意見 (便を増やしてほしい等)等
公園	- 出入口の改善 (ベビーカー・車いすが通れるように) - 園路の改善(舗装、傾斜、段差等) - 遊具、トイレ等の設置、改善 - 利用マナーに関する意見 (自転車走行、ごみ、喫煙等) - 雑草、樹木等の剪定等
施設	- 既存施設のバリアフリー化要望 (学校・避難所へのエレベーター設置等) - 施設の窓口におけるバリアフリー対応(手話等) - 障がい者用の駐車スペース確保 - 小規模店舗等における通路幅等



【バリアフリー情報の収集方法】

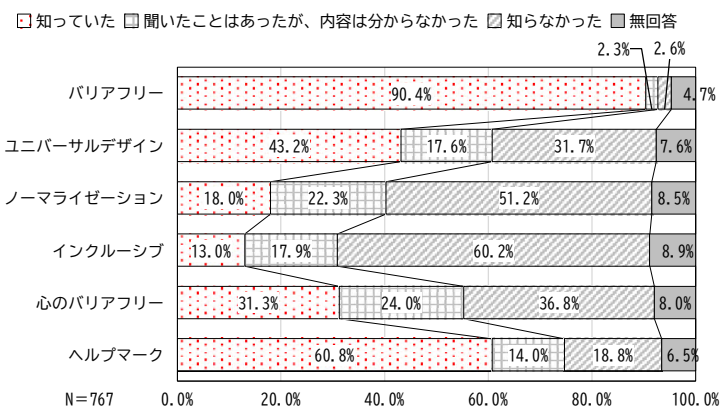
バリアフリー情報の収集方法は事前の情報収集は行わない方を除き、「パソコンやスマートフォン利用を主とした情報」が最も多くなっています。



図：バリアフリー情報の収集方法

【バリアフリーに関する用語の認知度】

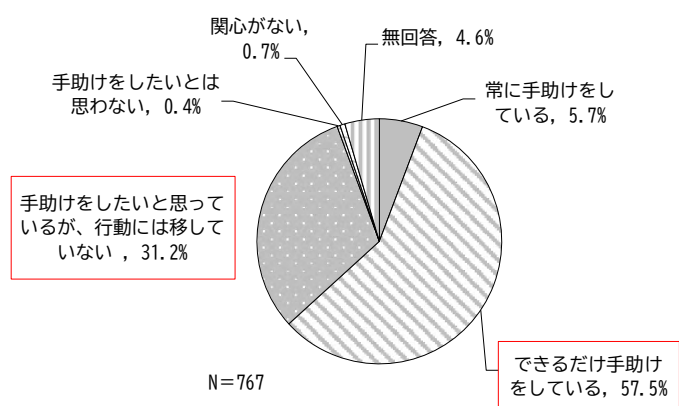
バリアフリーに関する用語の認知度は、「インクルーシブ」が最も低く、次いで「ノーマライゼーション」、「心のバリアフリー」が低くなっています。



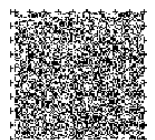
図：バリアフリーに関する用語の認知度

【困っている方を見かけた時の行動】

困っている方を見かけた時の行動は、「できるだけ手助けをしている」が最も多く、次いで「手助けをしたいと思います」が、行動には移していないが、行動には移していないが多くなっています。

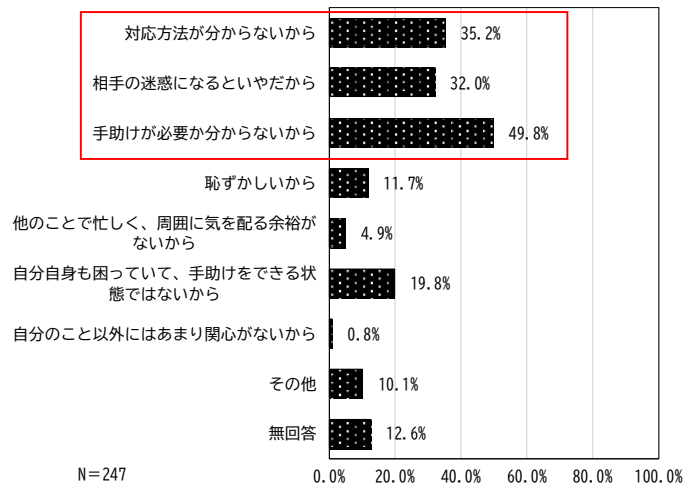


図：困っている方を見かけたときの行動



こま かた み と き て だ す り ゆ う
【困っている方を見かけた時に手助けしない理由】

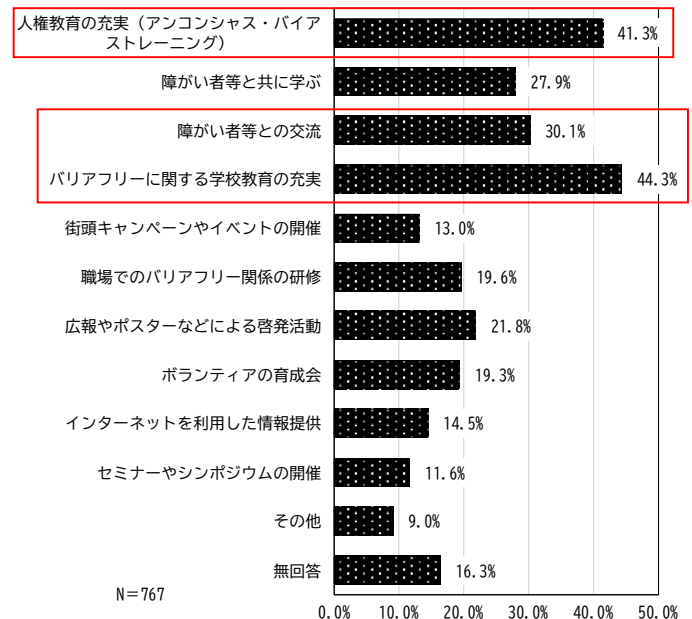
こま かた み と き
困っている方を見かけた時
て だ す り ゆ う て だ す
に手助けしない理由は、「手助
けが必要か分からないから」が
もっと おお つ たいおうほうほう
最も多く、次いで「対応方法
が分からないから」、「相手の
めいわく おお
迷惑になるといやだから」が多
くなっています。



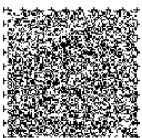
ず て だ す り ゆ う
図：手助けをしない理由

こころ すいしん ひつよう おも と く
【心のバリアフリーの推進に必要なだと思う取り組み】

こころ すいしん
心のバリアフリーの推進に
ひつよう おも と く
必要だと思う取り組みは、「バ
リアフリーに関する学校教育
の充実」が最も多く、次いで
じんけんきょういく じゅうじつ しょう
「人権教育の充実」、「障が
しゃとう こうりゅう おお
い者等との交流」が多くなっ
ています。

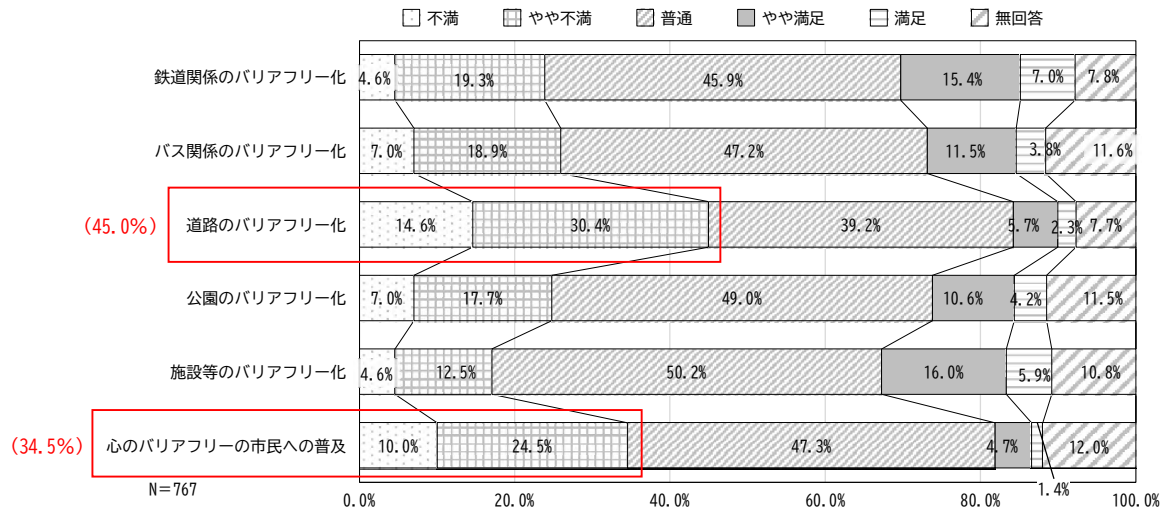


ず こころ すいしん ひつよう おも と く
図：心のバリアフリーの推進に必要なだと思う取り組み



【バリアフリー 状況の満足度】

バリアフリー 状況の満足度について、不満、やや不満と答えた割合は、
「道路のバリアフリー化」が最も多く、次いで「心のバリアフリーの市民への普及」が多くなっています。

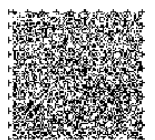


図：吹田市のバリアフリー 状況の満足度

【バリアフリー施策に関するご意見、ご提案】

バリアフリー施策に関する主な意見内容を以下に整理します。

区分	主な意見内容	区分	主な意見内容
施設・経路整備	- 歩車分離（歩道設置）、歩道の改善 - 既存施設のバリアフリー化等	調査・検討	徹底した現地調査
交通機関・手段	- 介護タクシーの充実 - 公共交通の充実	段階における対応	- 市民、当事者への意見聴取 - 施設改善に向けた管理者と地域住民等のコミュニケーションの場の設置 - 事業者との連携等
教育啓発	- 子どもたちへのバリアフリー教育の推進 - 市職員への教育（手話等） - ボランティアの育成 - 施設等の利用マナーの啓発、ポスター掲示、デジタルサイネージ - だれが見る、出会う方法での啓発（市報すいた、地域回覧板等） - バリアフリー化の経過、結果を市民へ広報等	その他	- 障がい者差別解消に向けた取り組みの推進 - カタカナ用語をわかりやすく - 危険箇所や要望の通報及び対応窓口を一元化 - 要望への対応状況を返信してほしい



(4) バリアフリー化に関する社会的な流れ

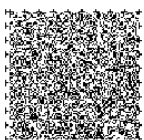
ア バリアフリー法について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が一体となった法律であり、平成18年12月に施行されました。

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等の移動上・施設の利用上の利便性や安全性の向上を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の実施や、高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

表：バリアフリー法のポイント（ハートビル法・交通バリアフリー法との比較）

項目	ポイント
対象者	身体障がい者のみならず、知的・精神・発達障がいなど、全ての障がい者を対象として拡充
対象施設	建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを対象施設に追加（それぞれの施設の整備基準を設定）
基本構想制度	バリアフリー化を重点的に進める地区について、旅客施設を含まない地域まで拡充
当事者参加	基本構想策定時の協議会制度を法定化。住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
ソフト施策	関係者と協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。国民一人ひとりが、高齢者や障がい者等が感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進



【平成30（2018）年改正】

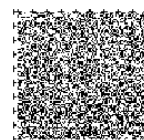
東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するため、平成30（2018）年にバリアフリー法の改正が行われました。この改正では、理念規定が設けられ「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されたほか、「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）が明記されています。

また、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においても、バリアフリー基本構想の作成に繋がるよう、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を定めることができるマスタープラン（移動等円滑化促進方針）制度が創設されました。

【令和2（2020）年改正】

平成30（2018）年のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行などの共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため、令和2（2020）年にバリアフリー法の改正が行われました。当該改正では、公共交通事業者など施設設置管理者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）への適合義務が設けられました。また、広報啓発の取り組み推進として、「車両の優先席、車いす用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進」が国や国民等の責務として規定されたほか、市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する内容が盛り込まれました。

※国土交通省ホームページ「バリアフリー法の概要：バリアフリー法とは」をもとに作成



イ 移動等円滑化基準や関連ガイドラインの改正

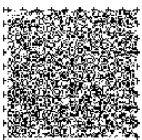
バリアフリー法の改正とあわせて、移動等円滑化基準や関連するガイドラインなどが順次改正されました。本計画に関連する内容を以下に整理します。

(ア) 公共交通移動等円滑化基準の改正に伴う変更の概要

- a 駅等における移動等円滑化経路(バリアフリールート)の最短化・複数化
- b 乗降場間の乗り継ぎルートのバリアフリー化
- c エレベーターのかごの大きさ(利用状況に応じた複数化・大型化)
- d トイレのバリアフリー機能の分散配置
- e プラットホームからの転落防止(内方線の義務化)
- f プラットホームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消
- g 鉄軌道車両の車いすスペース(1列車2箇所以上)
- h 役務の提供の方法に関する基準の遵守義務等

(イ) 公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン

令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等に対し、「バリアフリー化された旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)を遵守しなければならない」とされたことを受け、令和3(2021)年3月に移動等円滑化基準が改正(ソフト基準の創設)され、その遵守の具体のあり方を示す「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン役務編)」が新たに策定されました。



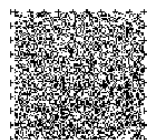
(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

《平成28（2016）年度》

- a 宿泊施設について、高齢者、障がい者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加
- b トイレのバリアフリー機能の分散配置等

《令和2（2020）年度》

- a 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- (a) 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80 cm以上、通路は90 cm以上とする旨を記載
- (b) 飲食店は車いすのまま食事できるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- (c) 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供等のソフト面の工夫に関する記載の充実等
- b 重度の障がい者、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実等
- (a) 重度の障がい者や介助者の利用を想定し、車いす使用者用便房の大きさにについて見直し
- (b) 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
- (c) 車いす使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し（運用面の柔軟な対応を含む）等



(エ) 道路の移動等円滑化に関するガイドライン

踏切道での安全対策がガイドラインへ追加されました。

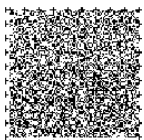
《主な改正内容（令和6（2024）年1月）》

- a 踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ
- b 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定
- c 歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ
- d 実証実験結果の紹介（視覚障がい者の通行体験による誘導表示等の比較）
- e 歩道等が無い、有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラム記載等

(オ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

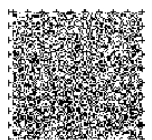
《主な改正内容（令和4（2022）年3月）》

- a 計画、設計段階からの当事者参加の推進
- b 「多機能トイレ」の利用集中、多様な利用者特性への対応
 - (a) 機能分散の推進
 - (b) トイレ全般のバリアフリー水準の底上げ
 - (c) 多様な利用者特性に対応したバリアフリートイレの設備の充実
- c バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直し等
 - (a) 出入口の車止め
 - (b) 野外劇場等の車いす使用者用観覧スペース
 - (c) 車いす使用者用駐車施設等



ウ その他の法令等の施行・改正

ほうれいとう 法令等	ないよう 内容
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法 (しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん ほうりつ 解消の推進に関する法律)	しょう ひと さべつ きんし ごうりてきはいりょ 障がいのある人への「差別の禁止」と「合理的配慮」について定められており、令和3(2021)年の法改正で行政関係機関のみならず民間事業者に対しても合理的配慮が義務化(令和6(2024)年4月から施行)されました。
しゃかいじつげんすいしんほう ユニバーサル社会実現推進法 (しゃかい じつげん む ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)	しゃかい じつげん む しょうさく そうごうてき いったいてき ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成30(2018)年12月に制定されました。
しょうがいしゃじょうほう 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)	しょう しゃ じょうほう しゅとくりよう いし そつう かか しょうさく 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現に資することを目的として令和4(2022)年5月に施行されました。
すいたししゅわげんごじょうれい 吹田市手話言語条例 (すいたししゅわげんご ふきゅうおよ 吹田市手話言語の普及及び しょうがいしゃ いし そつうしゅだん 障害者の意思疎通手段の りよう そくしん じょうれい 利用を促進する条例)	しゅわ げんご りかい しゅわ ふきゅう そくしん 手話が言語のひとつであることの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的として令和5(2023)年12月に施行されました。

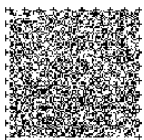


(5) バリアフリーに関する課題整理

これまで本市では、吹田市バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅周辺のバリアフリー化を重点的に実施してきました。

しかし、本市の特性(交通利便性が良く、市内全域で人口密度が高い)や近年のバリアフリーに関連する法律等の制定や改定などを踏まえると、移動上のバリアをなくしていくためには更なる取り組みが必要となります。以下に、分野別の課題を示します。

項目	内容
公共交通	- 鉄道駅のプラットフォームにおける対策 - 無人駅への対応 - バリアフリー車両の更なる導入
道路等	- 安全に移動できる道路、交差点の更なる改良 - 踏切道への対策
建築物等	- 古い施設へのバリアフリー化対応 - トイレ環境の向上 - 案内設備の改善
公園	- 安全に移動できる出入口、園路環境の整備更新 - インクルーシブ遊具の導入 - トイレ環境の高質化
施設整備に共通する内容	- 障がい等の特性に応じた適切な案内設備 - 災害時等の非日常を見越した対策
心のバリアフリー	- 意識向上のための取り組みの更なる推進 - 施設等における接遇の向上



2 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区は、
本市がバリアフリー化を推進
するために方針を設定する
地区となります。またバリア
フリー法においては、右記の
定義がなされています。

【バリアフリー法第2条第1項第23号より抜粋】

- ・生活関連施設相互の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・一般交通の用に供する施設について移動等円滑化を促進することが特に必要である地区
- ・移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

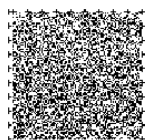
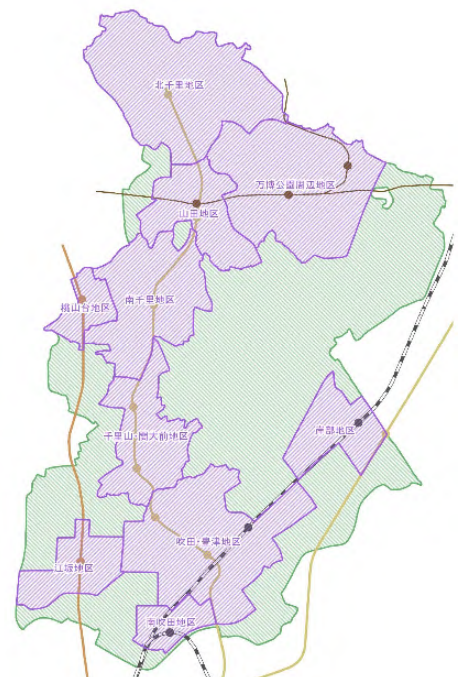
(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

本市の特徴は、市内全域が人口集中地区（DID）であり、都市計画法に定める市街化区域として、都市計画施設や市街地開発事業等のまちづくりを進めています。また、鉄道駅15駅、バス停留所300箇所余りは、これらの駅勢圏等で市全域をほぼカバーしており、市内に満遍なく点在する公共施設や利便施設への移動の起点となっています。

本マスタープランは、これまで取り組んできた鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化に加え、全市域を移動等円滑化促進地区とし、幹線道路の連続性に配慮したバリアフリー化を推進します。

特に幹線道路沿いのバス停留所を起点として経路のネットワーク化を図ります。さらにこれらの幹線道路から各生活関連施設を結ぶことにより市内全域のバリアフリー化を目指します。

- ：移動等円滑化促進地区
- ：移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区



3 バリアフリー化に関する方針

(1) 基本理念

本市では、これまで市全域のバリアフリー化推進に関わる基本理念、基本方針を設定し、バリアフリー化を進めてきました。本マスタープランにおいても、基本理念を引き継ぎ「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくりーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー」を目指します。

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと（こころ）・しくみー

(2) 基本方針

基本方針は、基本理念の副題にある「交通」「まち」「ひと（こころ）」「しくみ」の視点から、それぞれ方針を設定します。

交通

公共交通の利便性・快適性の向上

まち

だれもがどんなときでも利用できる移動環境、
施設環境の形成

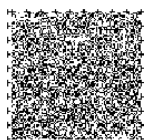
ひと

（こころ）

お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と思
いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進

しくみ

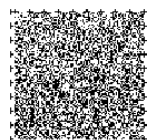
バリアフリー化を推進するしくみづくり



(3) 関係者の行動指針

バリアフリー化の推進にあたっては、関係行政機関、事業者、市民が、連携を図り、それぞれの立場から取り組みを進める必要があります。以下に関係する主体別の、参考となる行動指針（役割と責務）を示します。

主体	役割	責務
国	- 移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めます。 「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査し、認定及び事業実施を勧告します。 - 市町村が策定する基本構想への助言を行います。	- 移動等円滑化の促進に必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めます。 - 移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めます。 - 広報活動などを通じて移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めます。
地方公共団体	- 単独又は共同して基本構想を作成します。 - 各施設について特定事業実施を施設設置管理者に要請します。	国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。
公安委員会	単独又は共同して「交通安全特定事業計画」を作成し実施します。	基本構想の作成に協力します。
施設設置管理者	基本構想に即して特定事業計画を作成し実施します。	- 基本構想の作成に協力します。 - 新設施設の「移動等円滑化基準」適合義務と既存施設の適合努力義務。
市民	高齢者、障がい者などの円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。	



(4) エスディー・ジーズ^{かんけい} S D G s との関係

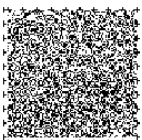
バリアフリー化は、持続可能な社会を実現していくための側面を持ち合わせ、S D G s（持続可能な開発目標）で定める国際目標の実現にも寄与するものです。17の国際目標のうち、本計画にかかわりの深い分野として以下が該当します。本方針をもとにバリアフリー化を適切に実施していくことで、エスディー・ジーズもくひょうたっせいこうけん S D G s の目標達成に貢献していきます。



《 エスディー・ジーズ^{かんけい} S D G s（持続可能な開発目標）について 》

持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

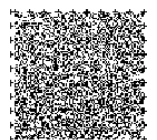
17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。S D G s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



(5) バリアフリー化に向けた取り組み方針

基本方針に掲げた4つのテーマをもとに具体的な取り組み方針を設定します。なお、「バリアフリー化を推進するしくみづくり」については、5 マスタープランの実現に向けた体制に記載します。

基本方針	取り組み方針
【交通】 公共交通の利便性・快適性の向上	鉄道駅・バス停留所・車両における取り組み 公共交通サービスの維持・向上 道路空間におけるバリアフリー化 交通安全対策 施設のバリアフリー化 公園施設等のバリアフリー化 大規模開発におけるバリアフリー化 緊急時・災害時のバリアフリー化 情報伝達の取り組み 維持管理の継続
【まち】 だれもがどんなときでも 利用できる移動環境、 施設環境の形成	バリアフリーに関する教育活動の推進 心のバリアフリーの普及啓発 (障がい者理解へ向けた啓発の推進) 障がい者への意思疎通手段の利用促進
【ひと(こころ)】 お互いの個性や多様性が理解 尊重され、誰もが共感と思い やりをもった共生社会づくり が実践できる理解の促進	住民提案制度の利用促進 施設整備における当事者意見の反映 行為の届出
【しくみ】 バリアフリー化を 推進するしくみづくり (5 マスタープランの実 現に向けた体制に記載)	



ア 公共交通の利便性・快適性の向上

(ア) 鉄道駅

鉄道駅については、事業者による独自の取り組みや吹田市バリアフリー基本構想の取り組みにより、一定のバリアフリー化がなされています。

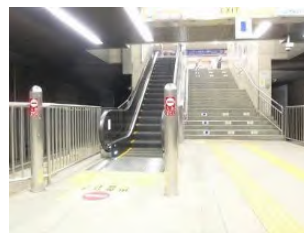
今後は更なる施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリールート of 複数化やエレベーターかごの大型化・複数化、トイレ機能の分散配置、可動式ホーム柵の設置、無人駅における対応等を推進します。

○ 関連する補助制度

- ・ 吹田市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金
- ・ 吹田市鉄道駅可動式ホーム柵等整備事業補助金

○ これまでの整備事例

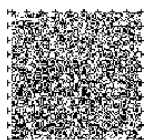
《 エレベーター・エスカレーター・バリアフリートイレ等設置（桃山台駅） 》



《 可動式ホーム柵設置（万博記念公園駅・公園東口駅・桃山台駅） 》



《 ホームと車両間の段差・隙間解消（桃山台駅・万博記念公園駅） 》



(イ) バス停留所

市内には300余りのバス停留所があり、その中にはベンチや上屋が整備されていない箇所もあります。

これまで、市内バス停において行うベンチや上屋の設置費用に対し、事業者に補助金を交付するなどして、環境改善に取り組んできました。今後も、利用者の安全かつ快適に利用できる空間づくりに向けて、バス停の利用状況及び道路状況などを踏まえ、バス停への上屋、ベンチなどの設置を推進します。

○ これまでの整備事例



JR岸辺駅北口

○ 関連する補助制度

- 吹田市バス利用環境改善促進等事業費補助金

(ウ) 車両

これまで、各事業者によりノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入が進められてきました。今後も引き続き、だれもが移動しやすい環境を整備するため、乗降の負担を軽減するノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

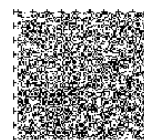
○ 関連する補助制度

- 吹田市ノンステップバス購入事業補助金

○ 導入事例

《 阪急バス：ノンステップバス車両導入 》

阪急バスでは、令和6年3月末時点において、吹田市内を運行するバスのうち、94%（75台）をノンステップバスとしています。



(エ) 公共交通サービスの維持・向上

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを実現するため、「吹田市公共交通維持・改善計画」を策定し、バス路線の見直しなど、公共交通サービスの維持向上を推進していきます。

今後の計画推進にあたっては、市民・交通事業者・学識経験者・関係行政機関からなる「吹田市地域公共交通協議会」により情報の共有等を行いながら、継続的に事業へ取り組みます。



図：吹田市地域公共交通協議会の体制

○ 吹田市公共交通維持・改善計画マスタープランの概要

■計画の概要

市民・交通事業者・行政が共に支える、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの実現を目的とした計画

■計画期間

令和4（2022）年度から
令和13（2031）年度

■基本方針と具体的な取組

方針1	公共交通サービスの維持・充実とPRによる利用促進
方針2	市民・利用者に寄り添う利便性の高い公共交通ネットワークの形成
方針3	共に支え、将来に向けた持続可能な仕組みづくり

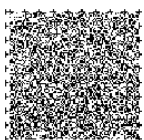
■基本理念

いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通

- 公共交通サービスの維持・向上
- 運行情報の提供
- 利用サービスの提案
- 安全な公共交通事業の推進

- バス路線の見直し
- 交通結節点の機能向上
- 地域コミュニティ交通の創出

- 公共交通の魅力の発信
- 担い手の確保
- 次世代交通システムの積極導入



イ だれもがどんなときでも利用できる移動環境、施設環境の形成

(ア) 道路空間（経路）におけるバリアフリー化の推進

【バリアフリー経路のネットワーク化の推進】

本市のバリアフリー上の大きな課題である道路（歩道）環境を改善するため、バリアフリー経路（生活関連経路・ネットワーク経路）の市内全域でのネットワーク化を推進します。また、本経路は優先的に問題把握を行い、歩道の有効幅員確保や段差解消、点字ブロックの設置など、歩道等のバリアフリー化を推進します。

【無電柱化の推進】

道路上の電柱や電線は景観を損なうだけでなく、歩行者やベビーカー、車いす使用者の通行の妨げとなります。また、地震などの災害時には電柱の倒壊や電線の切断などにより、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたすおそれがあります。このため、幹線道路の優先整備路線を定め、無電柱化を推進します。



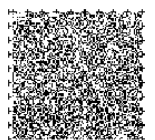
無電柱化整備事例（山田佐井寺岸部線）

【自転車通行空間の整備】

「吹田市自転車利用環境整備計画」を策定し、歩行者と自転車利用者にとって、安心・安全に移動できる自転車通行空間の整備を進めています。本計画に基づき、自転車ネットワーク経路の整備及び自転車利用のルール・マナーの周知・啓発を推進します。



自転車レーン整備事例（垂水豊津線）



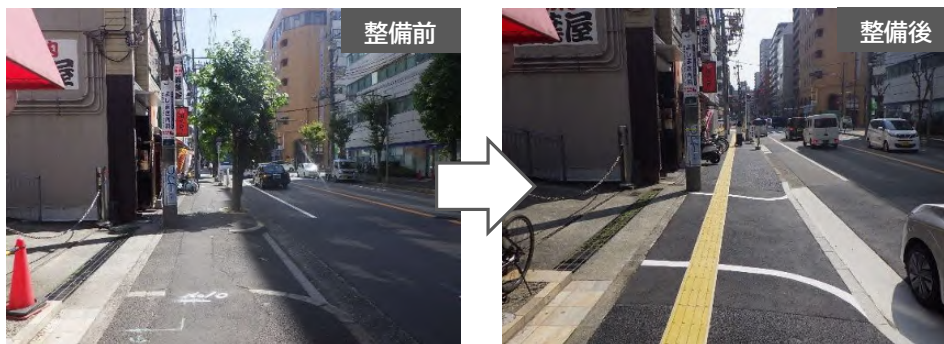
【道路空間の小規模なバリアフリー整備の実施】

これまで「吹田市子供の移動経路交通安全プログラム」や地域の要望に応じ
て歩行空間のバリアフリー化を進めてきました。今後とも、歩道切下げ部の縁
石整備など小規模なバリアフリー整備の対応を推進するとともに、新たに地
形等の制約で改修が困難な坂道等のバリア状況を事前予告するバリアサ
インの設置を検討します。

○ 関連する事業・施策

- ・ 吹田市子供の移動経路交通安全プログラム

○ 近年の整備事例（江坂町56号線）

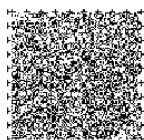


○ 取り組みの参考紹介（大阪府豊中市）

豊中市では、地形等の制約で改修が困難な階段、急な坂道、幅員の狭い道といっ
たバリア箇所を事前に予告するサインを設置しています。



出典：豊中市「豊中市バリアフリーマスタープラン」

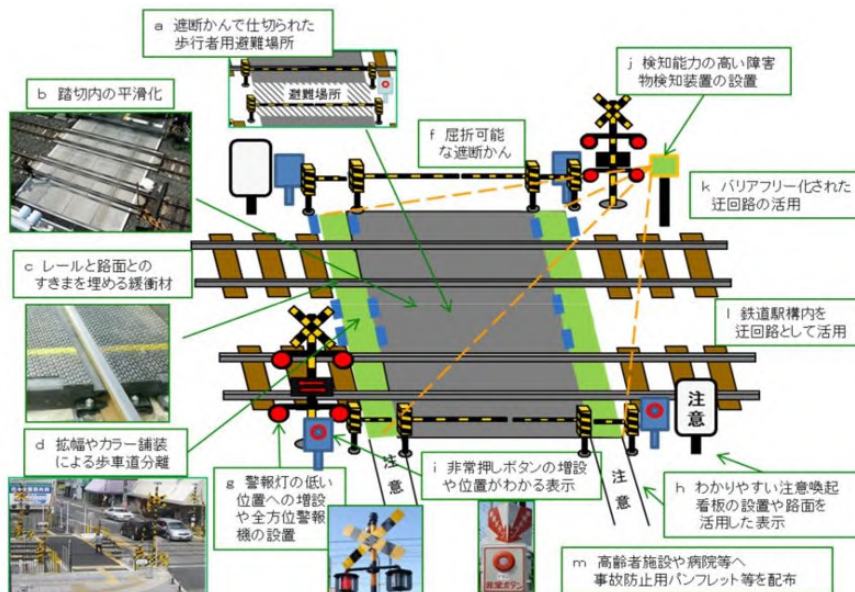


【踏切道における歩行空間の確保】

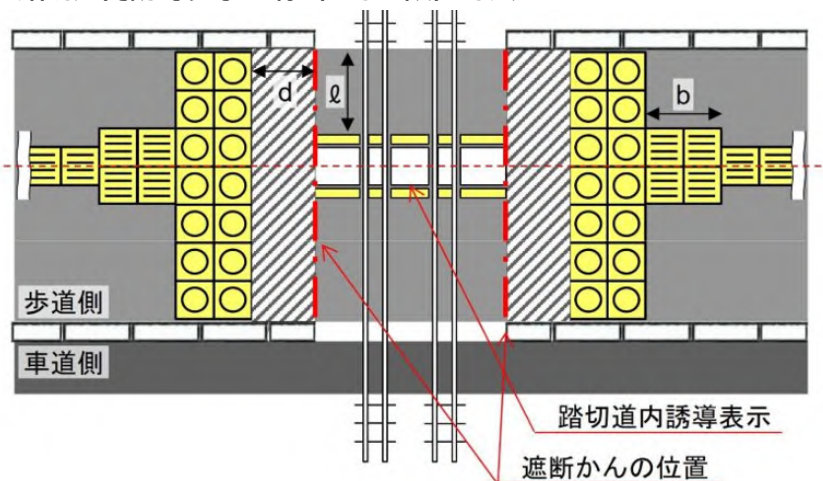
踏切道における歩行空間の確保として、新たに踏切内の視覚障がい者誘導表示の設置等を推進します。

○ 踏切道におけるバリアフリー対策の例

▼ 踏切における高齢者等の安全対策イメージ



▼ 踏切道内誘導表示の標準的な設置方法

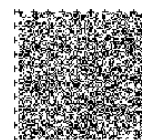


ℓ: 60cm 程度以上 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況、踏切道の幅員等の状況などによって、この値とすることが適切ではない場合は、この限りではない。)

b: 点状ブロックへ誘導するために必要な長さ (概ね2〜3枚程度)

d: 50cm 程度 (吹田市追記: ゴムチップ舗装 (黒) とすることが望ましい)

出典: 国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」p. 7-47, p. 7-66



【^{こうさてん}交差点の^{せいび}バリアフリー^{じっし}整備の実施】

これまで、新たに整備する路線や生活関連経路上の交差点におけるバリアフリー化を推進してきました。今後とも、交差点のバリアフリー化として、歩車道境界の段差構造を改善するほか、音響式、残り時間表示式信号機等のバリアフリー対応信号機のさらなる導入や、新たにエスコートゾーンの設置を推進します。

○ ^{きんねん}近年の^{せいび}整備事例^{おうだんぼどう}（^{きりさげぶ}横断歩道^{かいりょう}との切下部の改良）



^{みなみせんりえきたかのせん}
南千里駅高野線



^{えさちようごうせん}
江の木町4号線

○ ^{とく}取り組み^{さんこう}の参考

^{うず}右図：^{れい}エスコートゾーンの例

^{しゅってん}出典：^{けいさつちよう}警察庁「^{へいせい}平成25年^{ねん}警察白書^{けいさつはくしょ}」p158

^か下図：^{あら}新たな^{しんごうき}信号機^{こうどか}（高度化PICS）

^{しゅってん}出典：^{けいさつちよう}警察庁「^{れいわ}令和5年^{ねん}警察白書^{けいさつはくしょ}」p163



歩行者等支援情報通信システム
(Pedestrian Information and Communication Systems)

高齢者や障害者といった交通制約者に、交差点の名称や歩行者用信号機の状況を音声で提供し、安全な交差点の横断を支援するシステム

40都道府県で運用中

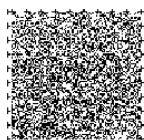
高度化PICS

Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とし、視覚障害者や高齢者等の安全な交差点の横断を支援するシステム

32都道府県で運用中

音声メッセージ例

「〇〇交差点です」
「△方向の信号が赤です」
「△方向の信号が青になりました」



(イ) 交通安全対策の推進

これまで、生活道路における通過交通の抑制、ゾーン30による交通安全対策、違法駐車・放置自転車への対応など、安全な交通環境の整備を推進しています。

今後とも取り組みを継続するとともに、歩行者の横断禁止場所での横断の防止に関する広報・啓発活動を行います。



じてんしゃほうちぼうししどう
自転車放置防止指導



ほうちじてんしゃ てっきよ
放置自転車の撤去

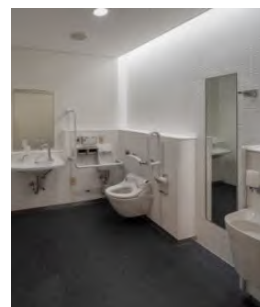
(ウ) 施設のバリアフリー化の推進

【公共施設のバリアフリー化の推進】

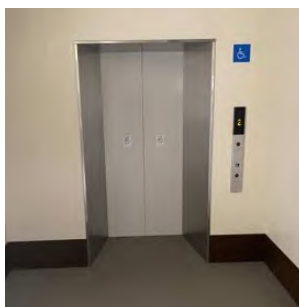
「吹田市公共施設等総合管理計画」および「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」に基づき、公共施設の建替え・改修等を進めています。

施設の新設や改修にあたっては、障がいの有無にかかわらず、だれもが快適に施設を利用できるよう、段差解消やバリアフリースイレの設置などバリアフリー化を推進します。

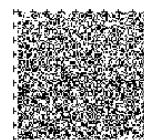
○ 近年の整備事例



すいたしぶんかいかん れいわ ねんどかいしゅう
吹田市文化会館（令和2年度改修）



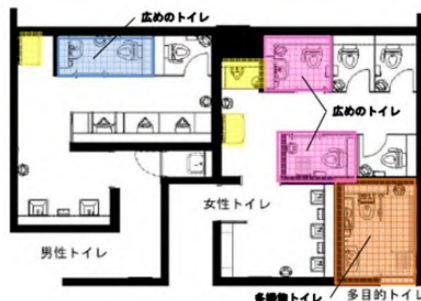
ひがしやま しょうがっこう れいわ ねんどしょうこうきせつち
東山田小学校（令和5年度昇降機設置）



○ 施設のバリアフリー化に関するその他の参考例

《 トイレの機能分散 》

これまで、車いす使用者用トイレ内にオストメイト対応設備やおむつ替えシートを設置するなどした多機能トイレが整備されてきました。しかし、多機能トイレ1か所のみに数多くの設備を詰め込んだ施設が多く、利用集中が進むこととなりました。



多様化する利用者の特性や人数を踏まえた適切なトイレを整備するため、多機能トイレへの利用集中を分散させることが求められており、公共施設整備において率先して対応します。

出典：国土交通省「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」

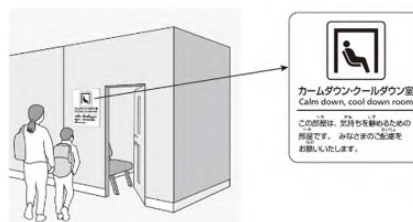
《 【紹介】パーキングパーミット制度 》

本制度は、障害者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者に利用証を交付するものです。大阪府では車いすを常時使用される方、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方を対象とした2種類の利用証を発行しています。

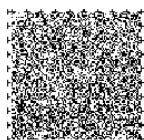


《 【紹介】カームダウン・クールダウンスペース(室)について 》

発達障がいや知的障がい、精神障がい、認知症の方などが、慣れない移動や人混み、周囲の視線・音・光等の混在により不安やストレスを感じた際に、気持ちを落ち着かせたり、パニックを未然に防ぐためのスペースです。



出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団「カームダウン・クールダウンについて」



【民間施設のバリアフリー化の推進】

これまで、施設の新築時においては、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備における助言やバリアフリー法による認定を推進してきました。

今後とも、民間事業者へ施設のバリアフリー化に関する啓発を行うとともに、既存施設に関しては、主要な施設を生活関連施設として設定し、バリアフリー化事業の実施を働きかけます。

○ 参考となる取り組みの紹介（事業者への働きかけ）

《 施設のバリアフリー化や接遇に関する参考資料 》

国土交通省では、小規模店舗の事業者・従業員の方向けにだれもが利用しやすいお店をつくるためのリーフレットを作成しています。また、大阪府では、大阪府障がい者差別解消ガイドラインとして、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインを策定しています。このような資料を必要に応じて事業者への働きかけに活用します。

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者（車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等）の利用



■ 視覚障害者等の利用



■ 聴覚障害者等の利用



障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの要望が伝えられたときに、負担が過ぎない範囲で対応することが求められています。

＜より詳しいガイドラインについて＞
詳細版の「詳細版、事業者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）は、以下のURLで公表しています。
（オプザーバー：内閣府、経済産業省、国土交通省、農林水産省、経済産業省）
＜お問い合わせ＞
国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111（代表）
https://www.mlit.go.jp/jutakukenbiku/jutakukenbiku_house_h_000043.html

しゅってん こくどうこうしやう しやうきぼてんぼ かか けんちくせつけいひやうじゆん がいようばん れいわ なんど

出典：国土交通省「小規模店舗に係る建築設計標準概要版（令和2年度）」

お年寄り、車椅子を使用する方、目や耳の不自由な方、妊産婦や子ども連れの方など、様々なお客さまが利用できるよう、事業者・従業員のみなさまは、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みしましょう。

だれもが利用しやすいお店をつくらう



全ての店舗に共通する新築や改修の主な3つのポイント

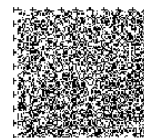


店舗をより利用しやすくするソフト面の工夫をしましょう

4 接遇・コミュニケーションの充実 5 バリアフリー情報の提供

国土交通省

令和3年3月



(エ) 公園施設等のバリアフリー化の推進

主要な都市公園における「魅力向上事業」に基づき、公園施設等の整備を進めています。

公園施設の設置・更新や再整備にあたっては、「吹田市公園施設再整備計画」及び「吹田市公園便所基本計画」に基づき、個別の段差解消や出入口部の改良などによるバリアフリー経路の確保や、その他の特定公園施設のバリアフリー化などを継続して取り組みます。

特に、バリアフリー化の推進にあたっては、再整備等のタイミングに合わせて施設を改善し、早期にだれもが公園を円滑に利用できる環境確保を目指します。

○ 近年の整備事例

江坂公園は、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した再整備を行い、令和5（2023）年4月にリニューアルオープンをしました。

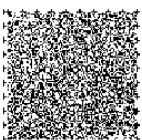
民間事業者により、公園のシンボルであった大型木製遊具を車いす利用者も遊べるインクルーシブデザインの遊具へと更新されました。また、バリアフリースイートイレも更新されました。



バリアフリースイートイレ



大型遊具：パオバブツリー



(オ) 大規模開発におけるバリアフリー化の推進

大規模開発におけるバリアフリー化については、移動等円滑化基準等に則った整備を実施させるとともに、令和4（2022）年度からは、「吹田市環境影響評価審査会」にバリアフリーを専門とする学識経験者を新たに委員に加え、吹田市環境まちづくり影響評価条例の対象事業に対し、必要な技術的助言を行い、バリアフリーに係る整備等を自ら実施するよう誘導しています。

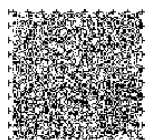
(カ) 緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進

災害時は、身体機能の制約がある方や情報の取得や理解が困難である方等（災害時要援護者）にとって、非常にリスクが高くなります。このため、本市では「吹田市地域防災計画」及び「災害時要支援者支援事業」に基づき、災害時要援護者への対策を実施しています。

関連する主な対策として、避難所機能を有する公共施設のバリアフリー化などのハード面の整備に加え、自治会や自主防災組織などとの連携による安否確認や避難誘導、防災訓練等の実施、ハザードマップ等による啓発といったソフト対策を進めており、今後とも事前防災の充実に取り組みます。



災害時要援護者避難支援ハンドブック



(キ) 情報伝達の取り組み推進

【情報アクセス環境の整備】

「公共サインガイドライン」を定め、だれもが情報を得ることができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の整備水準を整理しています。

本ガイドラインによる施設や案内の改善を進め、情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。また、窓口での対応、会議、イベント等の開催における情報端末やアプリケーションの活用など、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。

○ コミュニケーション・援助支援の参考例（コミュニケーションボード）

知的障害者や自閉症の人など、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいます。そういった方でも、絵記号や写真等を用いて、自分の意思を指さすだけで伝えることができます。コミュニケーションボードは、様々な自治体や商業施設などに導入されています。場面に応じていくつかのパターン（鉄道駅用、お店用など）が準備されています。

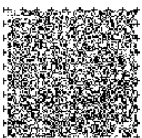
公共交通機関におけるコミュニケーション支援ボード（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）→
http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/comboard/comboard_top.html



出典：国土交通省「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

【バリアフリーマップの作成】

多様な個性の人々が外出する際に役立つ、施設や経路等のバリアフリー情報を整理したバリアフリーマップを作成します。作成にあたっては、掲載内容やICT（情報通信技術）の活用による提供方法など、だれもが便利に利用できる情報取得の方法を検討します。



《施設設置管理者等に提供を求める情報》

バリアフリーマップの作成に必要な情報を収集するため、バリアフリー法24条の8の規定に基づき、必要に応じて各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報を提供を求めます。

施設設置管理者等に提供を求める情報例

施設情報	- 施設の基本情報（施設名、連絡先、利用可能時間、休業日等） - バリアフリー経路（出入口状況、案内設備、エレベーター） - トイレ（バリアフリースイートイレ・オストメイト対応設備・大型ベッド等の有無） - その他（駐車場、授乳室等の有無）等
経路情報	- 歩道の状況（幅員・勾配等） - 誘導用ブロックの設置状況 - 交差点の状況（音響式信号機、横断歩道、エスコートゾーンの有無等） - バリア情報（急勾配や幅員が狭い等の危険箇所等）等
その他	バリアフリー配慮の好事例

(ク) 維持管理の継続

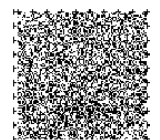
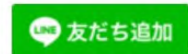
市が管理する道路・公園などの損傷情報や違反広告物情報について、電話やメールでの通報に加え、吹田市公式LINEアカウントから市への通報を受け付けており、通報に基づき必要に応じて修繕等の対応を行っています。

今後ともバリアフリー施設の機能保持に向けて、適切に維持管理を行うほか、市内施設（道路、公園等）の不都合箇所をLINEで通報するシステムを引き続き運用します。

《LINE アカウント情報》



アカウント名：吹田市
ID：@suika-city



ウ お互いの個性や多様性が理解尊重され、誰もが共感と

思いやりをもった共生社会づくりが実践できる理解の促進

(ア) バリアフリーに関する教育活動の推進

【小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進】

東京大学大学院教育学研究科と連携（令和4（2022）年1月協定締結）

し、「ともに学び、ともに育つ」教育理念の実現に向けてインクルーシブ教育の推進を図ります。

【小学校等におけるバリアフリー教室の開催】

学校等からの希望に対して、吹田市社会福祉協議会・吹田市地域自立支援協議会当事者会・その他障がい当事者団体等と協力してバリアフリー体験や講和等を実施しています。

今後とも関連団体等と協力してバリアフリー体験や講和等を実施するとともに、市内の小学校でのバリアフリー教室（アイマスク体験、車いす体験、点字・手話学習、障がい当事者の講話等）の開催を検討します。

○ 過去の取り組み

【福祉体験と講話】

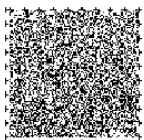
対象：小学3年生6クラス 約180名
内容：障がい当事者による講話、アイマスク体験
講師/協力：障がい当事者、地区福祉委員会
所要時間：3日間（体験3時間、講話1時間×2回）

【実施のポイント】

体験だけでなく実際に講話を聴くことにより、より障がいについての理解を深めることができました。また、地元の地区福祉委員会が体験のサポートをしたことで、地域内でのつながりを持つことができました。

出典：吹田市社会福祉協議会「地域とつながる福祉教育 申し込みの手引き」

令和5年度主な福祉教育の実践事例より抜粋



【市民向け出前講座の開催】

これまで「障がい者への配慮」や「簡単な手話表現」などについて、市職員等が地域に出向き、わかりやすく伝える出前講座を実施しています。今後とも障がい者に対する理解を深めるため、講座等の実施を継続します。



でまえこうざ
バリアフリー出前講座

【市職員向け研修の開催】

これまで、市職員を対象としたユニバーサルマナー研修、手話研修や人権研修等を継続して実施しています。（また、令和5（2023）年度においては、障害者差別解消法が改正されたことに伴う研修を実施しました。）今後も引き続き障がい者に対する理解を深める研修を実施します。

○ 参考となる取り組みの紹介（障がい者を手助けする取り組み）

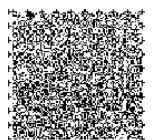
大阪市では、障がいのある人が困っているときなどに、日常生活の中でできる範囲で、一声かけるなどのちょっとした手助けや配慮を行う、「あいサポート運動」を推進しています。

本運動は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、研修を行い「あいサポーター」を育成しています。

平成21年に鳥取県で始まった本取り組みは、8県16市6町（令和6（2024）年6月時点）で連携して推進しています。



あいサポートバッジ



(イ) 心のバリアフリーの普及啓発（障がい者理解へ向けた啓発の推進）

これまで、障がいに関するマーク等の普及啓発や広報活動などを実施しています。今後とも、障がい者に対する理解を深めるため、継続的に取り組みを実施します。

○ 関連する事業・施策

- ・「市報すいた」やホームページを活用した市民に対する啓発活動の推進
- ・市職員などに対する研修の推進
- ・市民、事業者、行政の協働による障がいのある人となない人との交流活動の推進（交流サロンの活用など）
- ・精神障がいに対する正しい理解や当事者参加活動の促進
- ・障がい者週間（12月3日～9日）行事等の実施
- ・医療機関、相談支援事業所との連携による情報の共有

○ バリアフリーに関するマーク等の例

出典：国土交通省「
と社会のバリアフリーハ
ンドブック」

障害者のための国際シンボルマーク

車椅子使用者に限らず、障害のある全ての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある人のための世界共通マークです。信号が青になったことを音声で知らせる音響装置付番号機など、視覚に障害のある人が利用する機器等に表示されています。



ベビーカーマーク

ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて作成されたマークです。公共交通機関や公共施設などのエレベーター、鉄道やバスの車両スペースなどに表示され、安全な使用方法を守ったうえでベビーカーを折りたたまずに利用できるなど、ベビーカーを安心して利用できる場所、設備をあらわしています。



耳マーク

聴覚に障害のある人のための国内で使用されているマークです。受付カウンターなどに掲示してあります。他にもコミュニケーションマークとして「手話マーク」などがあります。



ハート・プラスマーク

身体内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいため、誤解をうけることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、スーパーやレストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。



ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮が必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都福祉保健局が作成したマークです。



オストメイトマーク

オストメイト（人工こうちん、人工ぼうこうをつけた人）を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。



運転者車両標識

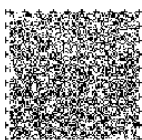
障害のある人や、70歳以上の高齢者が車を運転するとき車に表示するマークです。



●身体障害者標識

●聴覚障害者標識

●高齢運転者標識



(ウ) 障がい者の意思疎通手段の利用を促進する取り組み

令和5(2023)年に「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を制定しました。本条例は手話への理解を促進し普及させるための施策のほか、障がい者が情報を取得しやすく、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策などを、市が方針を作成したうえで推進するよう定めたものです。

これまでの具体的な取り組みとして、筆談でコミュニケーションをする際のコツをまとめた「筆談のコツ」を作成・配布しているほか、手話通訳ボランティア養成のための「手話講習会」の実施や「手話を紹介する動画(YouTube)」を公開しています。

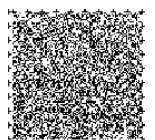
このような取り組みを継続するとともに、障がい特性に応じ、手話を含む言語や、その他の様々なコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発をさらに推進します。



障がい福祉室「筆談のコツ」

右図：手話を紹介する動画

	すいたん手話トライ〜レジャー編〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/03/27
	すいたん手話トライ〜手話クイズ初級編〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/05/29
	すいたん手話トライ〜色の表現と動物クイズ〜 YouTube・吹田市動画配信チャンネル 2024/02/28



(6) バリアフリー化整備の配慮事項

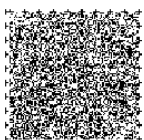
施設等のバリアフリー化整備にあたって、当事者等の意見を踏まえ、各事業者（各施設設置管理者等）が配慮すべき事項を整理します。

ア バリアフリー化に関する主な基準等

施設等のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

移動等円滑化基準等	
・公共交通移動等円滑化基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第111号）	
・建築物移動等円滑化基準（平成18年12月8日制定/政令第379号第10条）	
・建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第114号）	
・都市公園移動等円滑化基準（平成18年12月18日制定/国土交通省令第115号）	
・路外駐車場移動等円滑化基準（平成18年12月15日制定/国土交通省令第112号）	
・道路移動等円滑化基準（平成18年12月19日制定/国土交通省令第116号）	
・道路移動等円滑化占用基準（平成18年12月19日制定/国土交通省令第117号）	
・バリアフリー信号機等基準規則（平成18年12月8日制定/国家公安委員会規則第28号）	

ガイドライン等	
・公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和6年3月/国土交通省）	
・駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン（令和4年7月/国土交通省）	
・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和2年度改正/国土交通省）	
・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月/国土交通省）	
・道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和6年1月/国土交通省）	



・大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年10月28日/大阪府条例第36号）
 ・大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年1月29日/大阪府規則第5号）
 ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（令和5年5月改訂/大阪府）

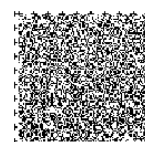
こうきょうこうつういどうとうえんかつかきじゅん そ せいび はか きほん ひつよう
「公共交通移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要

おう こうきょうこうつうきかん りょかくしせつ しゃりょうとう かん いどうとうえんかつかせいび
に応じて「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイ

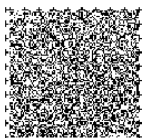
どライン」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏ま

せいび はか
えた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
けいろ 経路	とくていりょかくしせつ えきしゃ こうれいしゃ しょう しゃ にんさんぶ ・ 特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦などを ふく こうきょうようつうろ あんぜん あんしん いどう 含むだれもが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる いどうとうえんかつか けいろ いご か けいろ けいろ 移動等円滑化された経路（以後「バリアフリー化経路」という。）を 1 経路 いじょうもう とく いどう いっぱんてき けいろ しゅどうせん た じぎょうしゃかん 以上設けます。特に移動における一般的な経路（主動線）や他事業者間 ふく の つ けいろ いどうとうえんかつか つと を含めた乗り継ぎ経路の移動等円滑化に努めます。 りようしゃすう しゅうへんしせつ しょうきょうどう こうりょ いどうとうえんかつか けいろ ・ 利用者数や周辺施設の状況等を考慮して移動等円滑化された経路の かくほ つと 確保に努めます。
じょうげいどう 上下移動	こうぞう くるま りようしゃ しかくしょう しゃ ちょうかくしょう しゃ ・ エレベーターの構造は、車いす利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、 にんさんぶ りよう かたがた さまざま とくせい はいりょ 妊産婦など、利用される方々の様々な特性に配慮します。 だいすう うちのりすんぼう こうれいしゃ しょう しゃとう りよう ・ エレベーターの台数、かごの内法寸法は、高齢者、障がい者等の利用 しょうきょう こうりょ せつち およ かいしゅう けんとう 状況を考慮して設置及び改修を検討します。
プラットホーム	かどうしき さく しょうらいてき しないぜんえき せつち せいび つと ・ 可動式ホーム柵が将来的に市内全駅へ設置されるよう整備に努めます。
しせつせつび 施設設備	て かいさつぐち けんばいき ・ エスカレーター、スロープ、手すり、バリアフリースイレ、改札口、券売機 どう くるま しょうしゃ おお ひと あんぜん りよう 等は車いす使用者をはじめ、多くの人にとって安全で利用しやすいもの



こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
しせつせつび 施設設備	となるよう、必要に応じて設置及び改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリースイートイレを整備します。また、バリアフリースイートの利用の集中を分散するため、一般トイレへ広めの個室や手すり、乳幼児用設備等の設置に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。
あんないせつび 案内設備	・利用者にとってわかりやすい設置位置、表示内容、仕様となるよう配慮します。特に触地図、ピクトグラム、点字、音声などを用いて、わかりやすいサインの設置に努めます。 ・駅の出入り口からプラットホームまでの動線について、視覚障がい者誘導用ブロック（プラットホーム縁端警告用内方表示ブロックを含む）を整備します。また、誘導用ブロックは黄色を基本とし床面との輝度比が確保されるよう配慮します。 ・車両の運行情報（列車到着などの情報）を、駅利用者に情報提供するために可変式情報表示装置の設置に努めます。
むじんえき 無人駅	・車両等の運行の異常に関連して、音声・文字情報のほか、インターネット等による情報提供に努めます。 ・係員等とコミュニケーションを図ることができるよう、カメラ・モニター付インターホン等の駅員連絡装置の設置に努めます。
しさく ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。 ・車両とホームの移動が不可能又は困難な車いす使用者などの利用に配慮し、スロープ板などによる駅員の補助を徹底するよう努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



【バス】

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
しゃりよう 車両	・新規導入及び代替車両を低床バスとします。なお、車いす使用者などが円滑に乗降できるノンステップバスの導入に努めます。
バス停	・バス停の利用状況及び道路状況などを踏まえ、バス停に上屋、ベンチなどの設置に努めます。 ・路線図や時刻表などの案内表示を、わかりやすくします。
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。

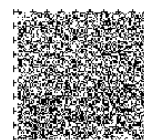
【タクシー】

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
しゃりよう 車両	・車いす使用者等が利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入に努めます。
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。

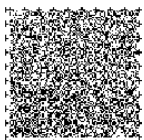
ウ 道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」や以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろ 経路	・歩道等では、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう必要な幅員を確保するよう努めます。 ・移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。 ・十分な幅員がない歩道等においては、道路横断面の構成の再構築などに



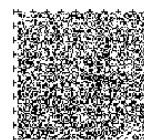
こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろう 経路	かくふく どうろふぞくぶつ せんようぶつ いせつ しゅうやく そっこう かいりょう よる拡幅や、道路附属物・占用物などの移設、集約、側溝などの改良により有効幅員を確保するよう努めます。 ふくいん よゆう けいろう さかみち れんぞく けいろう きゅうけい ・幅員に余裕がある経路や坂道が連続する経路においては、休憩スペースなどの設置に努めます。 ほどろ つうこうこんなん こうていさ ばあい けいしやろ せっち つと ・歩道に通行困難な高低差がある場合は、傾斜路やエレベーターの設置に努めます。 じどうしや ほこうしや こうつうじょうきよう ふ ほこうしや あんぜんせい かくほ ・自動車や歩行者の交通状況を踏まえ、歩行者の安全性を確保するための柵や植樹帯の設置に努めます。また、植樹帯は、歩行者の快適性を確保しながら、見通しや移動を阻害しないよう配慮します。 はいすいしせつ ふた ほこうしや どうせん ぼしよ せっち つと ・排水施設の蓋は、歩行者の動線とならない場所への設置に努めます。また、通行が想定される場所への設置は、目の細かいものを利用します。 しゅよう しかくしょう しやうどうよう せっち せっち いち ・主要なルートには視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。設置位置は、視覚障がい者とその他歩行者などの移動に配慮します。
あんないせつび 案内設備	あんないせつび ちず えもじ てんじ おんせい ふくごうてき ほうほう けんどう ・案内設備は、地図、絵文字、点字、音声などの複合的な方法を検討しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう努めるとともに、デザインの統一化を図ります。
ふみきりどう 踏切道	しかくしょう しや ふみきりどう せんざい にんしき あんぜん つうこう しかくしょう ・視覚障がい者が踏切道の存在を認識し、安全に通行できるよう、視覚障がい者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置に努めます。
しさく ソフト施策など	しかくしょう しやうどうよう じょう ほうちじてんしや かんぼん しょうひんちんれつどう ・視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能の確保に努めます。 じどうしやおよ じてんしやりようしや けいはつ つと ・自動車及び自転車利用者へのルールやマナーの啓発に努めます。 こうじちゅう しかくしょう しやうどうよう いっていく かんぶんだん ・工事中などにおいて視覚障がい者誘導用ブロックが一定区間分断される場合には、代替の経路確保に努めます。 ばあい だいたい けいろうかくほ つと ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



工 交通安全施設等

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する信号機に関する基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

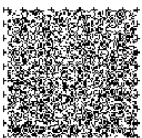
項目	配慮事項
信号機	・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。 ・歩行者や自動車の状況などを踏まえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感应押ボタン式信号機を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。 ・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号機等の設置に努めます。
横断歩道	・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。 ・歩行者などの動線を調査し、横断歩道の移設が望ましい箇所においては、移設に努めます。 ・主要な交差点において、エスコートゾーンの設置に努めます。
その他	・歩行者などの移動の円滑化を阻害する違法駐車などを防止する事業を重点的かつ計画的に実施するよう努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。



オ 建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「建築物移動等円滑化誘導基準」や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、「大阪府福祉のまちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりよじこう 配慮事項
けいろ 経路	・道路等や障がい者用駐車施設から受付やバリアフリートイレなどへの経路について、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・段差解消を行い平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・エレベーター、エスカレーター、スロープ、手すり、バリアフリートイレ等は車いす使用者をはじめ、多くの人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、必要に応じて改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリートイレを整備します。また、バリアフリートイレの利用の集中を分散するため、一般トイレへ広めの個室や手すり、乳幼児用設備等の設置に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。 ※障がい者用駐車施設については路外駐車場の配慮事項を参照ください。
あんないせつび 案内設備	・利用者にとってわかりやすい設置位置、表示内容、仕様となるよう配慮します。特に触地図、ピクトグラム、点字、音声などを用いて、わかりやすいサインの設置に努めます。 ・道路等の出入口から建物出入口付近の触知案内板、受付案内までの動線について、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。

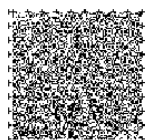


こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
ソフト施策など	・高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの教育訓練の実施に努めます。 ・バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよう維持修繕に努めます。

力 と し こうえん 都市公園

「都市公園移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうもく 項目	はいりょじこう 配慮事項
けいろ 経路	・都市公園の出入口から公園内の主要な施設を結ぶ経路のうち、利用者の最も一般的な移動経路となる園路については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・移動上支障となる勾配の緩和や段差解消を進め、平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・公園内の施設及び設備は、多くの人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、必要に応じて改修を検討します。 ・トイレは、車いす対応のほか、おむつ替えシート、オストメイト対応の水栓設備等を設置したバリアフリートイレの整備に努めます。 ・トイレ内へ設置した設備について、視覚障がい者などにも配慮しながら、わかりやすく表示するよう努めます。 ※障がい者用駐車施設については路外駐車場の配慮事項を参照ください。

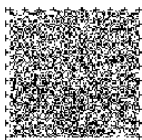


こうちく 項目	はいりょじこう 配慮事項
あんないせつび 案内設備	・ バリアフリー化された経路や設備等の情報がわかる施設配置案内図を 主要な出入口付近などに設置するよう努めます。
しさく ソフト施策など	・ 高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの 教育訓練の実施に努めます。（管理事務所がある場合） ・ バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよ う維持修繕に努めます。

キ 路外駐車場

「路外駐車場移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、
必要に応じて「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」や「大阪府福祉の
まちづくり条例」、以下の配慮事項の内容を踏まえた整備を図ります。

こうちく 項目	はいりょじこう 配慮事項
けいろ 経路	・ 障がい者用駐車施設から建物出入口又は道路等の出入口へ通じる通路 については、高齢者、障がい者、妊産婦などを含むだれもが、可能な限 り単独で移動できるよう、必要な幅員の確保に努めます。 ・ 段差解消を行い平坦で滑りにくい路面の確保に努めます。
しせつせつび 施設設備	・ 道路や施設出入口等からの距離ができる限り近くなる位置へ障がい者用 駐車施設を設置するよう努めます。
あんないせつび 案内設備	・ 障がい者用駐車施設は、表示板・塗装表示による表示とし、周辺に 自動車が駐車していても確認できる位置・大きさとするよう努めます。
しさく ソフト施策など	・ 高齢者、障がい者などに対して適切な対応ができるよう研修などの 教育訓練の実施に努めます。（管理事務所がある場合） ・ バリアフリー化が図られた施設や設備については、その効果が持続するよ う維持修繕に努めます。



4 生活関連施設及び生活関連経路等の設定

(1) 生活関連施設の設定

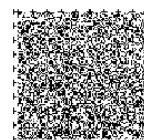
ア 生活関連施設の定義

生活関連施設は、バリアフリー法において「高齢者、障害者等が日常生活
又は、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の
施設」(法第2条第1項第24号イ)と定義されています。該当する施設として
は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校
など多岐にわたる施設が想定されます。

このうち、具体的にどの施設を生活関連施設とするかについては、施設の
利用の状況等地域の実情を勘案して、基本構想を策定する市町村が定める
ものとされています。(移動等円滑化の促進に関する基本方針三.2.(1).①)

イ 吹田市における生活関連施設設定の基本的な考え方

生活関連施設をバリアフリー法に例示された全ての施設とした場合、施設
総数が膨大な数となります。このため、本マスタープランでは、特別特定
建築物(バリアフリー法第2条第1項第18号)及び大阪府福祉のまちづくり
条例を参考に、施設規模や施設設置管理者等を考慮して「生活関連施設にな
り得る施設」を抽出します。この中から生活関連施設を設定するにあたって
は、基本構想改定の際に地域の状況を踏まえながら、避難所に指定されてい
る点を加味して生活関連施設を指定します。また、既設定の生活関連施設につ
いては指定を継続します。なお、基本構想で指定した生活関連施設は、建築物



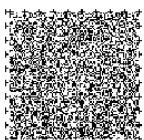
特定事業の対象施設となりますが、特定事業計画の策定については、基本構想の改定段階において施設設置管理者と協議し、実現可能な項目については特定事業計画を位置づけバリアフリー化を推進していきます。

ウ 生活関連施設になり得る施設の抽出

以下の範囲を「生活関連施設になり得る施設」と考えます。

表：生活関連施設になり得る施設の考え方

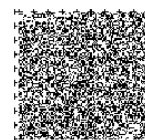
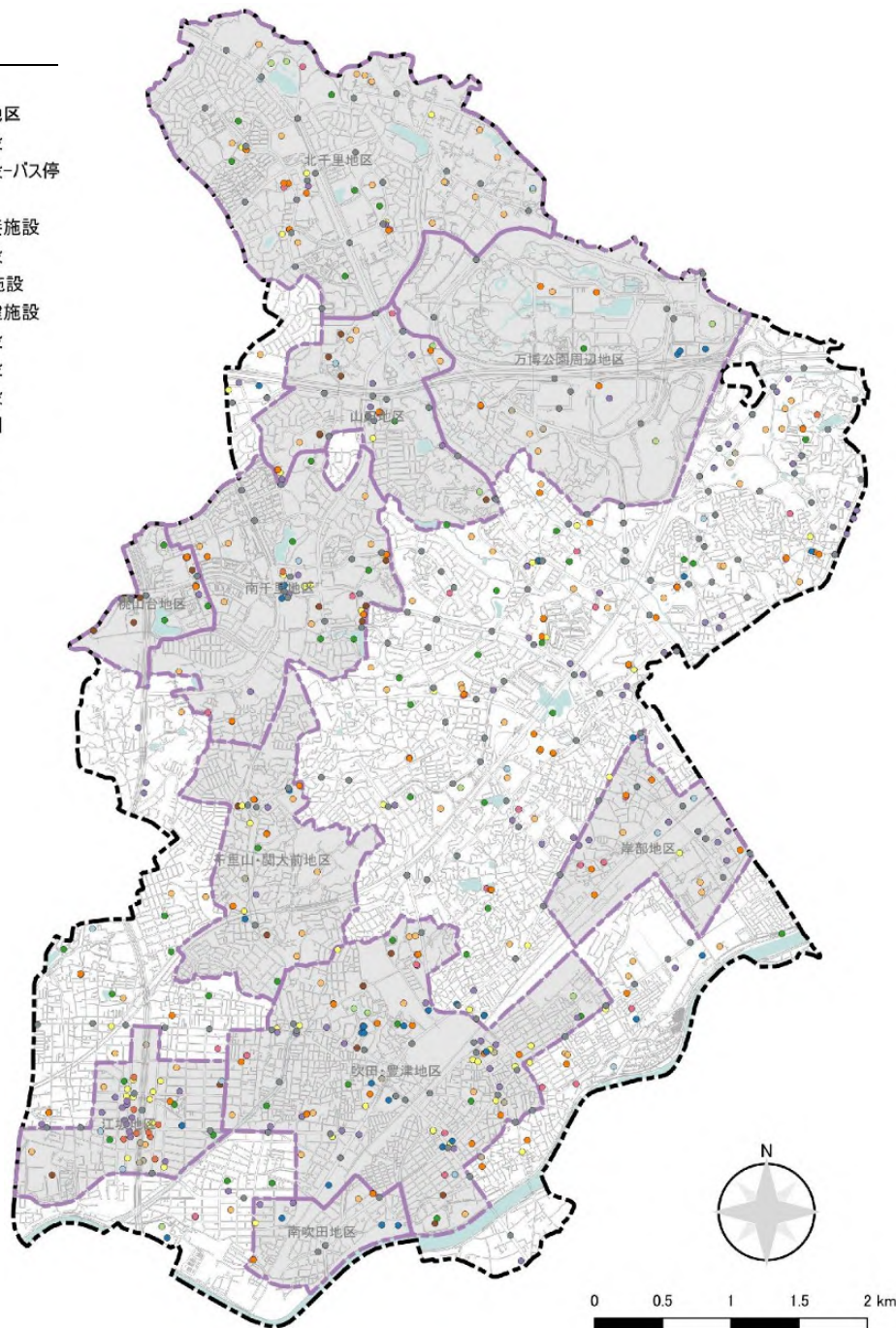
種類		生活関連施設になり得る施設
旅客施設等		全ての鉄軌道駅 （JR / 阪急 / 大阪モルル / 北大阪急行 / Osaka Metro） バス停留所（阪急バス / 近鉄バス / すいすいバス）
建築物	官公署	市役所、出張所、保健所、税務署、その他（不特定多数の者が利用する施設）
	文化教養施設	博物館、図書館、コミュニティ施設
	学校施設	大学、短期大学、高等学校、公立中学校、公立小学校、特別支援学校、幼稚園（避難所指定）
	スポーツ施設	体育館、プール、競技場（公立のもの）
	医療保健施設	病院、休日急病診療所
	福祉施設	老人福祉センター・高齢者いこいの間、児童厚生施設（児童館）、障がい者福祉センター
	商業施設	店舗面積が500㎡以上の大規模及び中規模小売店舗
	宿泊施設	床面積が1,000㎡以上かつ客室数50以上 （バリアフリールームの設置義務が課せられる施設）
金融機関		郵便局、銀行等の窓口
公園		広域公園、総合公園、地区公園、その他（公園施設再整備計画で優先度の高い公園に位置づけられた都市公園）



しゅるい 種類	せいかつかんれんしせつ う しせつ 生活関連施設になり得る施設
ちゅうしゃじょう 駐 車 場	けんちくぶつ ふ ずい とくていうがいちゅうしゃじょう 建築物に付随しない特定路外駐 車 場 (ちゅうしゃじょうめんせき いじょう ちゅうしゃりょうきん ちょうしゅう 駐 車 場面積が 500 m ² 以上で駐 車 料金を徴 収するもの)
た しせつ その他施設	せいかつかんれんしせつ ていぎ がっち みと しせつ きょうぎかい しみんい 生活関連施設の定義に合致すると認められる施設で、協 議会や市民意 けん う しせつ 見を受けた施設

せいかつかんれん しせつ う しせつ りっ ちじょうきょう
【生活関連施設になり得る施設の立地 状 況】

- はん れい
凡 例
- 吹田市
 - 重点整備地区
 - 01旅客施設
 - 02旅客施設-バス停
 - 03官公署
 - 04文化教養施設
 - 05学校施設
 - 06スポーツ施設
 - 07医療保健施設
 - 08福祉施設
 - 09商業施設
 - 10宿泊施設
 - 11金融機関
 - 12公園
 - 13駐車場
 - 14その他



(2) 生活関連経路等の設定

ア 生活関連経路の定義

生活関連経路は、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」(法第2条第1項第23号イ)と定義されています。

イ 吹田市における生活関連経路等設定の基本的な考え方

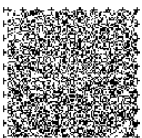
生活関連施設になり得る施設は、市内全域に満遍なく立地しています。特に鉄道駅等15駅や幹線道路にあるバス停留所300箇所余りは、これらの施設への高齢者や障がい者等の多様な移動の拠点となっています。

そのため、既存の基本構想における鉄道駅等を中心としたバリアフリー化の推進に加え、市内に点在するバス停留所を起点とした幹線道路を本マスタープランにおいてネットワーク経路として位置づけ、移動等円滑化基準に則った整備や無電柱化等の高度なバリアフリー化を進めます。

また、幹線道路に囲まれた街区内においても、生活関連施設になり得る施設が点在しており、特に幹線道路から避難所に指定されている施設を結ぶ経路についても安全で快適な歩行者空間の整備を進めます。

今後、基本構想の見直しにあたっては、バリアフリールートの複数化など多様な移動に対して利便性の高い歩行者ネットワークの構築に配慮し、経路の連続性に配慮して生活関連経路を指定します。なお、既設定の生活関連経路・準生活関連経路については指定を継続します。

また、生活関連経路は、原則として特定道路として指定されるため、おおむね10年以内に事業化が見込まれる経路について生活関連経路に指定し、5年毎に見直しを実施します。

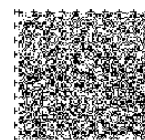
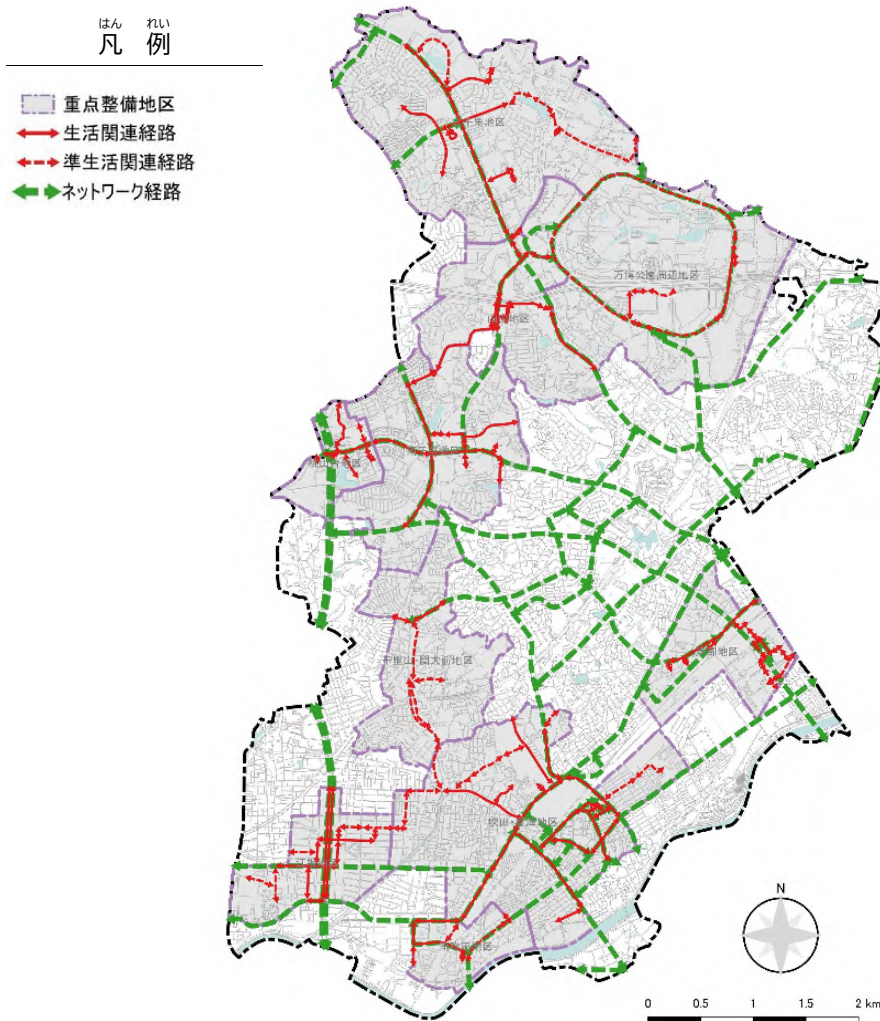


ウ 生活関連経路等の種別

以下の区分にてバリアフリー化を推進する経路を設定します。

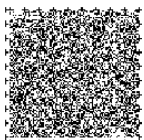
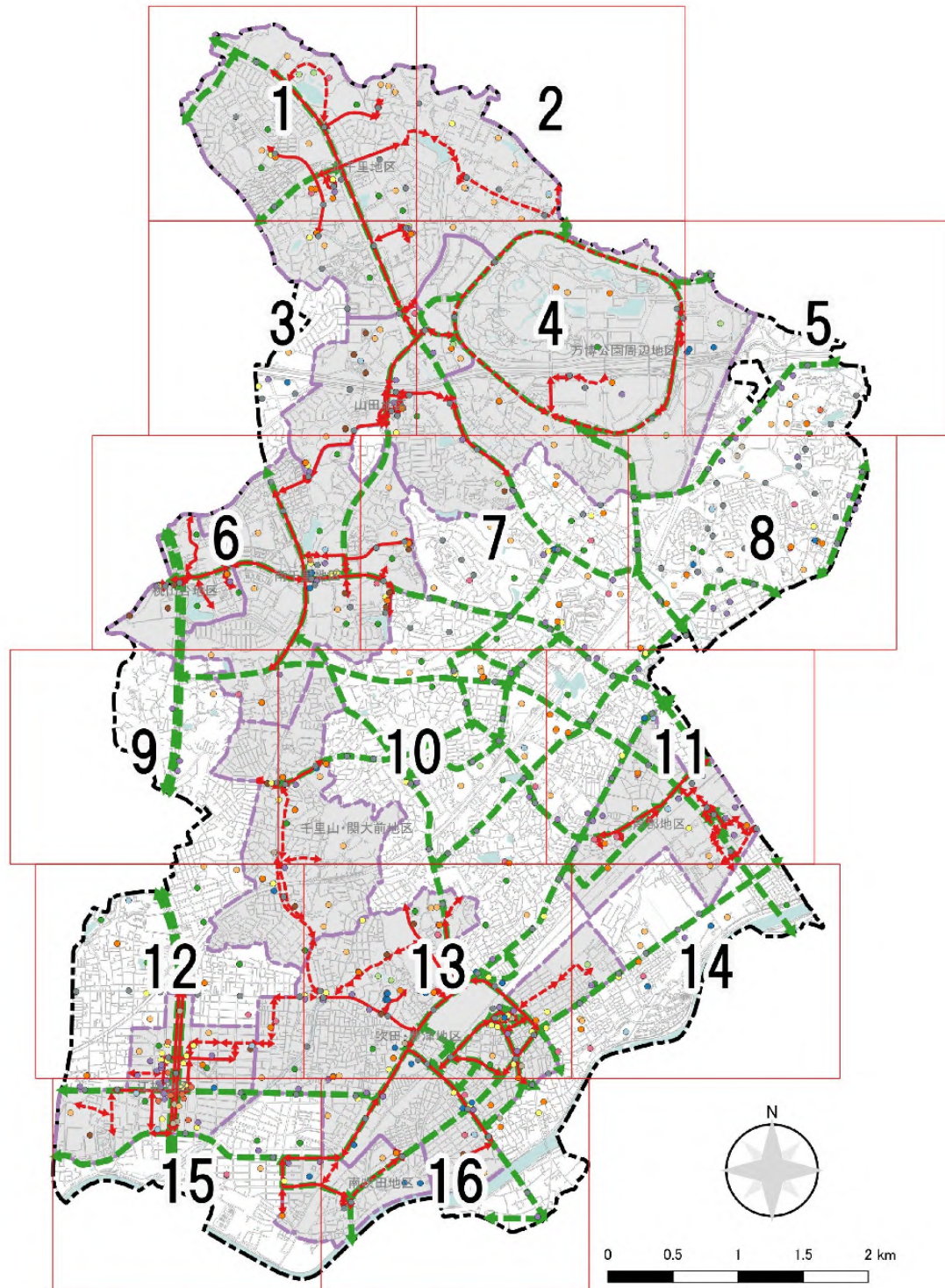
しゅべつ 種別	せってい けいろ 設定する経路
せいかつかんれん 生活関連	せいかつかんれん しせつそうごかん けいろ じゅうてんせい いち ちく どうろかんりしゃとう しせつせつち 生活関連施設相互間の経路であり、重点整備地区において道路管理者等の施設設置
けいろ 経路	かんりしゃ とくていじぎょうけいかく もと じぎょうか はか せいびすいじゅん い じ けいろ 管理者が特定事業計画に基づき事業化を図り、その整備水準を維持するべき経路
じゅんせいかつ 準生活	おも とくていりょかく し せつ せいかつかんれん し せつ むす けいろ いどうとうえんかつか じぎょう 主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路のうち、移動等円滑化のための事業
かんれんけいろ 関連経路	じっし ひつようせい たか じぎょうじっし こんなん けいろ りゅう ちょうきてき 実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由により、長期的 じぎょうじっし と く けいろ に事業実施に取り組む経路
ネットワ ーク経路	かんせんどうろ と し けいかくどうろとう いどうとうえんかつかきじゅん のつと せいび むでんちゅうかとう こうど 幹線道路（都市計画道路等）で移動等円滑化基準に則った整備や無電柱化等の高度 けいろ か けんとう けいろ なバリアフリー化を検討すべき経路

【参考：市内全域における生活関連経路等の設定状況】



(3) 移動等円滑化促進地区図

移動等円滑化促進地区における生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設、生活関連経路等を以下の区画に分けて整理します。

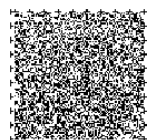


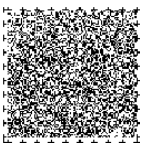
ア 区画1

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名
【生活関連施設】	
ス 2	北千里市民体育館
ス 11	北千里市民プール
学 10	千里金蘭大学
園 2	千里北公園
商 1	ディオス北千里
福 44	自然体験交流センター（わくわくの郷）
文 58	青山台市民ホール
旅 13	北千里駅（阪急）
【生活関連施設になり得る施設】	
医 16	休日急病診療所
学 13	千里金蘭大学短期大学部
学 17	金蘭千里高等学校
学 23	北千里高等学校
学 25	金蘭千里中学校
学 32	青山台中学校
学 64	青山台小学校
学 75	藤白台小学校
金 27	株式会社りそな銀行 千里北支店
金 37	吹田青山台郵便局
金 50	吹田千里北ビル内郵便局
園 12	青山公園
園 13	藤白公園
園 15	くちなし公園
園 27	ふじのき公園
福 39	青山台地区高齢者いきいの間
福 56	北千里児童センター
文 22	まちなかりビング北千里
文 43	北千里地区公民館
文 71	北千里図書館
バ 43	青山台一丁目
バ 44	北千里
バ 45	北公園前
バ 46	循環器病センター前

記号	施設名
バ 47	藤白台四丁目
バ 48	金蘭会学園前
バ 92	青山台四丁目
バ 93	青山幼稚園前
バ 94	古江台四丁目
バ 101	藤白台二丁目
バ 102	ふじしろ幼稚園前





ア 区画1

(イ) 生活関連施設及び位置図

【生活関連経路】

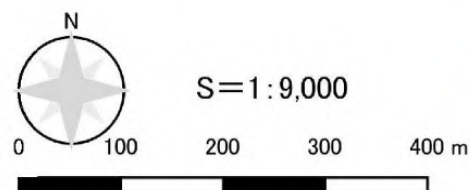
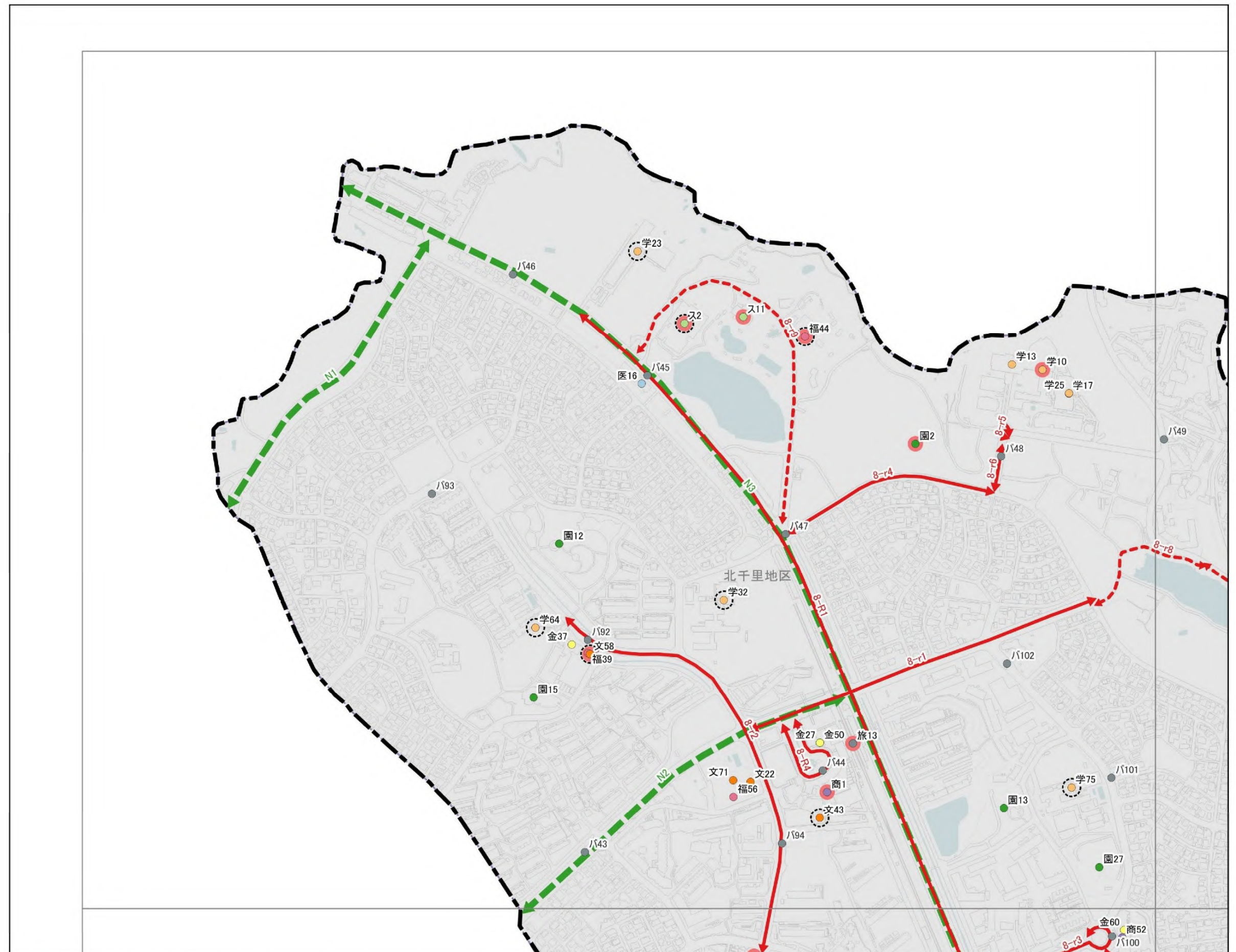
- 8-R1 箕面摂津線
- 8-R4 デイオス北千里内経路
- 8-r1 千里北公園古江線
- 8-r2 青山古江線
- 8-r4 青山藤白古江線
- 8-r5 藤白台2号線
- 8-r6 藤白台3号線

【準生活関連経路】

- 8-r8 千里北公園内園路
- 8-r9 千里北公園内園路

【ネットワーク経路】

- N1 (都)千里4号線
- N2 (都)千里3号線
- N3 (都)箕面山田線

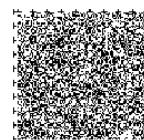


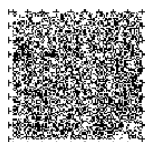
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

イ 区画2

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
医 8	おおさかだいがくいがくぶふぞくびやういん 大阪大学医学部附属病院
医 9	おおさかだいがくしがくぶふぞくびやういん 大阪大学歯学部附属病院
【生活関連施設になり得る施設】	
学 1	おおさかだいがく 大阪大学
学 2	おおさかだいがく 大阪大学
学 3	おおさかだいがく 大阪大学
学 4	おおさかだいがく 大阪大学
学 5	おおさかだいがく 大阪大学
金 57	すいたはんだいないうびんきょく 吹田阪大内郵便局
金 58	すいたはんだいびやういんないゆうびんきょく 吹田阪大 病院内郵便局
バ 49	はんだいくち 阪大口
バ 50	はんだいほんぶまえ 阪大本部前
バ 51	はんだいいがくぶまえ 阪大医学部前
バ 91	はんだいしがくぶびやういんまえ 阪大歯学部病院前





くかく イ 区画2

せいかつかんれんし せつおよ いちず (イ) 生活関連施設及び位置図

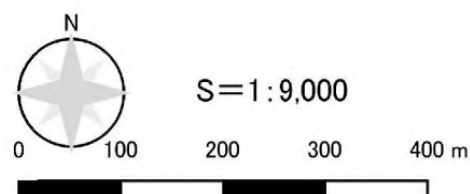
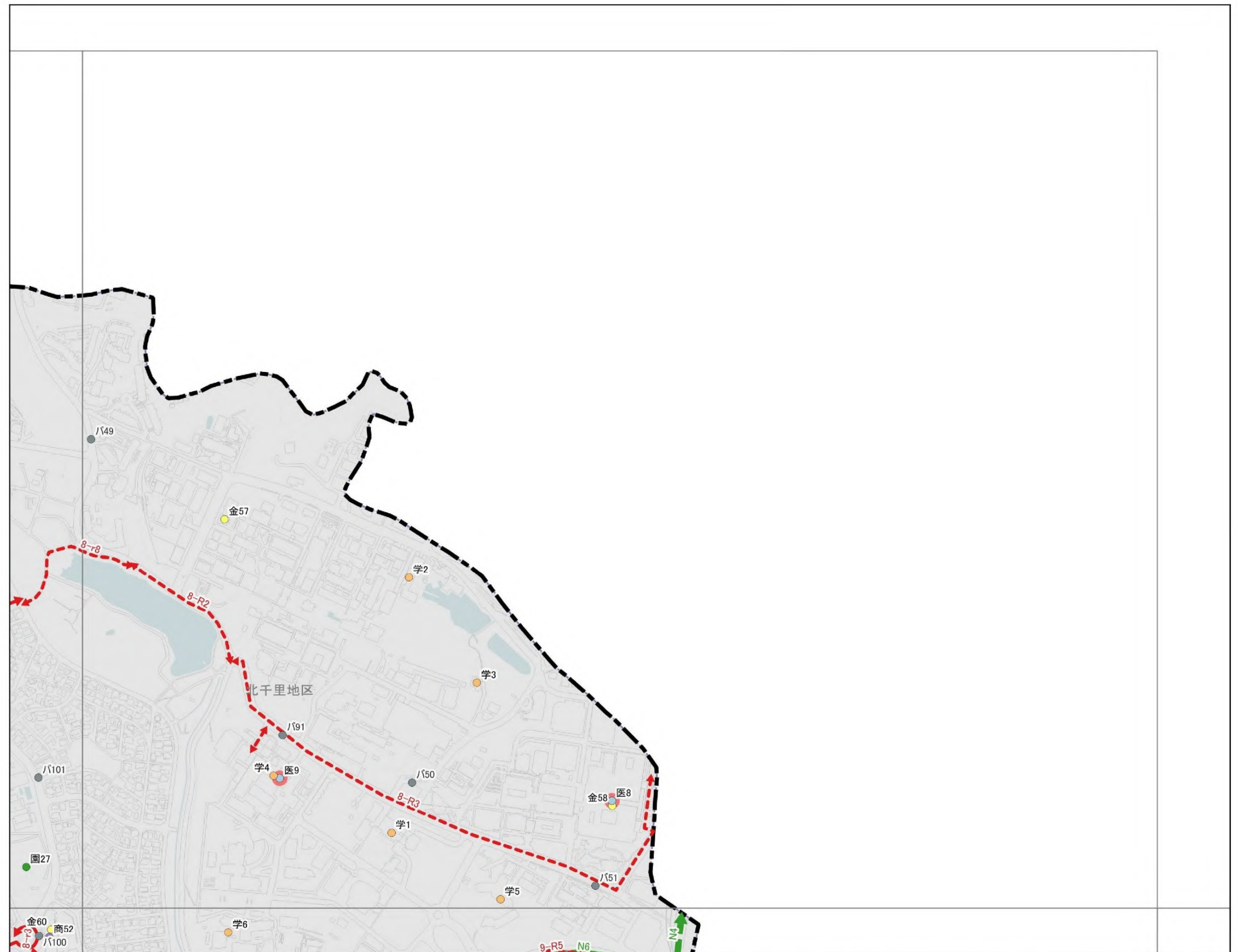
せいかつかんれんけいろ
【生活関連経路】

じゅんせいかつかんれんけいろ
【準生活関連経路】

- 8-R2 やまだかみおのほらせん
山田上小野原線
- 8-R3 おおさかだいがくないけいろ
大阪大学内経路
- 8-r1 せんりきたこうえんふるえせん
千里北公園古江線
- 8-r8 せんりきたこうえんないえんろ
千里北公園内園路

けいろ
【ネットワーク経路】

- N4 とさいのもとせつきたせん
(都)道祖本摂津北線
- N6 とばんぱくこうえんがいしゅうせん
(都)万博公園外周線



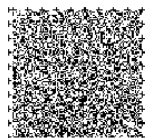
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

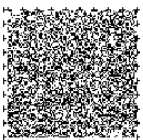
ウ 区画3

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名
【生活関連施設】	
他 12	特別養護老人ホームみなと弘済園
他 13	弘済院第2特養老人ホーム
他 14	弘済みらい園・弘済のぞみ園
他 16	津雲台・藤白台地域包括支援センター
他 17	介護老人保健施設つくも
医 12	大阪市立弘済院附属病院
学 34	大阪市立弘済中学校
学 70	大阪市立弘済小学校
福 2	障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）
文 59	藤白台市民ホール
文 60	古江台市民ホール
旅 2	山田駅（阪急）
旅 3	山田駅（大阪モノレール）
【生活関連施設になり得る施設】	
学 26	古江台中学校
学 47	古江台小学校
学 71	津雲台小学校
官 10	事業課庁舎
金 52	吹田千里郵便局
金 60	吹田藤白台郵便局
金 61	吹田古江台郵便局
金 64	吹田山田駅前郵便局
園 14	古江公園
園 38	山田駅東公園
商 8	デュー 阪急山田
商 52	藤白台プラザ
商 57	業務スーパー TAKENOKO 津雲台店
商 89	関西マツダ 千里店
福 37	古江台地区高齢者いきいの間
福 38	藤白台地区高齢者いきいの間
福 40	のびのび子育てプラザ
福 41	子育て青少年拠点 夢つながり未来館（ゆいびあ）
福 42	青少年活動サポートプラザ
文 77	山田駅前図書館

記号	施設名
バ 42	津雲台七丁目
バ 55	山田弘済院
バ 56	千里営業所前
バ 57	山田西四丁目
バ 95	古江台小学校前
バ 96	古江台五丁目
バ 97	さゆり幼稚園前
バ 98	北消防署前
バ 99	藤白台一丁目
バ 100	ゆらら藤白台
バ 109	津雲台五丁目
バ 155	阪急山田





ウ 区画3

(イ) 生活関連経路等及び位置図

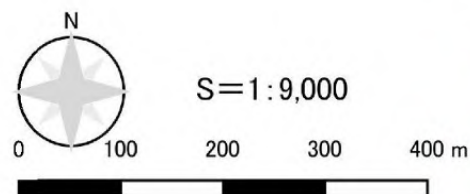
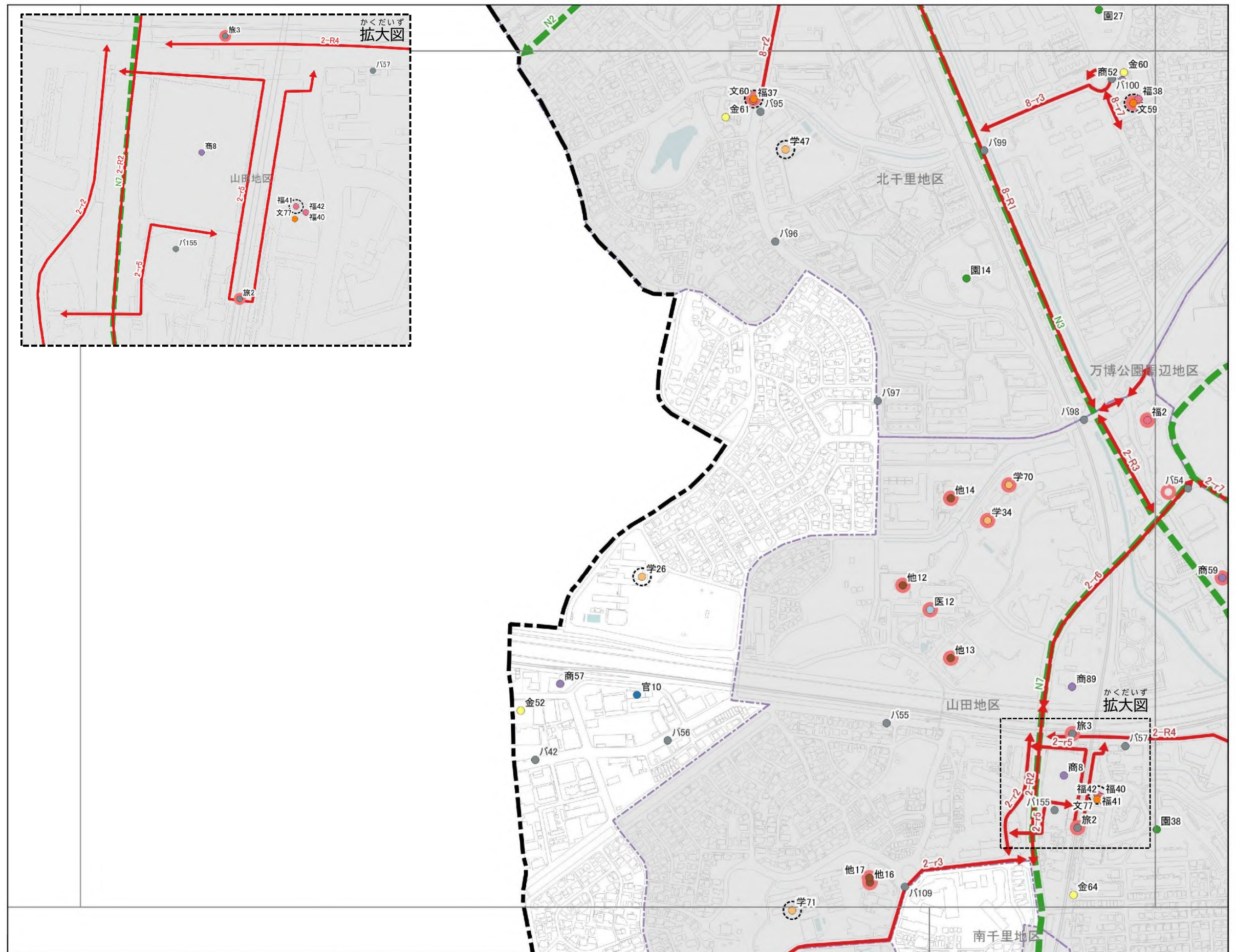
【生活関連経路】

- 2-R1 やまだかみ おのぼらせん 山田上・小野原線
- 2-R2 みなみせんりいばらきていしやじょうせん 南千里茨木停車場線
- 2-R3 みのおせつつせん 箕面摂津線
- 2-R4 きゅう おおさかちゅうおうかんじょうせん (旧) 大阪中央環状線
- 2-r1 あおやまふじしろふるえせん 青山藤白古江線
- 2-r2 つくもだい ごうせん 津雲台36号線
- 2-r3 つくもちゅうおうせん 津雲中央線
- 2-r5 やまだえきしゅうへん つうろ 山田駅周辺の通路
- 2-r6 やまだきたせんりばんくこうえんふるえせん 山田北千里万博公園古江線
- 2-r7 せんりばんくこうえんやまだきたせん 千里万博公園山田北線
- 8-R1 みのおせつつせん 箕面摂津線
- 8-r2 あおやまふるえせん 青山古江線
- 8-r3 ふじしろふるえせん 藤白古江線
- 8-r7 ふじしろだい ごうせん 藤白台49号線

【準生活関連経路】

【ネットワーク経路】

- N2 とせんり ごうせん (都) 千里3号線
- N3 とみのおやまだせん (都) 箕面山田線
- N7 とばんくこうえんみなみせんりせん (都) 万博公園南千里線

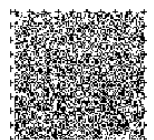


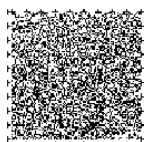
- 生活関連経路
- 準生活関連経路
- ネットワーク経路
- 吹田市
- 重点整備地区
- 指定避難所の指定あり
- 現在の生活関連施設
- 旅客施設
- 旅客施設・バス停
- 官公署
- 文化教養施設
- 学校施設
- スポーツ施設
- 医療保健施設
- 福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 金融機関
- 公園
- 駐車場
- その他

工 区画4

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きこう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
ス 6	ぶどうかん せんしんかん 武道館（洗心館）
園 52	ばんぱくこうえん 万博公園
商 59	コーナン せんりやまだてん 千里山田店
文 66	おおさかにほんみんげいかん 大阪日本民芸館
文 67	こくりつみんぞくがくはくぶつかん 国立民族学博物館
旅 14	ばんぱくきねんこうえんえき おおさか 万博記念公園駅（大阪モノレール）
旅 15	こうえんひがしぐさえき おおさか 公園東口駅（大阪モノレール）
【生活関連施設になり得る施設】	
ス 8	Panasonic Stadium Suita(市立吹田サッカースタジアム)
学 6	おおさかだいがく 大阪大学
学 11	そうごうけんきゅうだいがくいんだいがく 総合研究大学院大学
学 30	やま だひがしちゅうがっこう 山田東中学校
学 80	きた やま だしょうがっこう 北山田小学校
園 38	やまだえきひがしこうえん 山田駅東公園
商 11	ららぽーとEXPOCITY
福 29	きたやまだ ちく こうれいしゃ 北山田地区高齢者いきいの間
文 49	きた やま だ ちく こうみんかん 北山田地区公民館
文 63	きたやまだちくしゅうかいしょ 北山田地区集会所
文 68	NIFREL
バ 52	はんだいまみなみぐち 阪大南口
バ 53	きねん こうえんにしぐち 記念公園西口
バ 54	せんしんかんまえ 洗心館前
バ 58	みつじ 三ツ辻
バ 87	にほんていえんまえ 日本庭園前
バ 88	きねん こうえんみなみぐち 記念公園南口
バ 89	ばんぱくきねんこうえんえき 万博記念公園駅





工 区画4

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

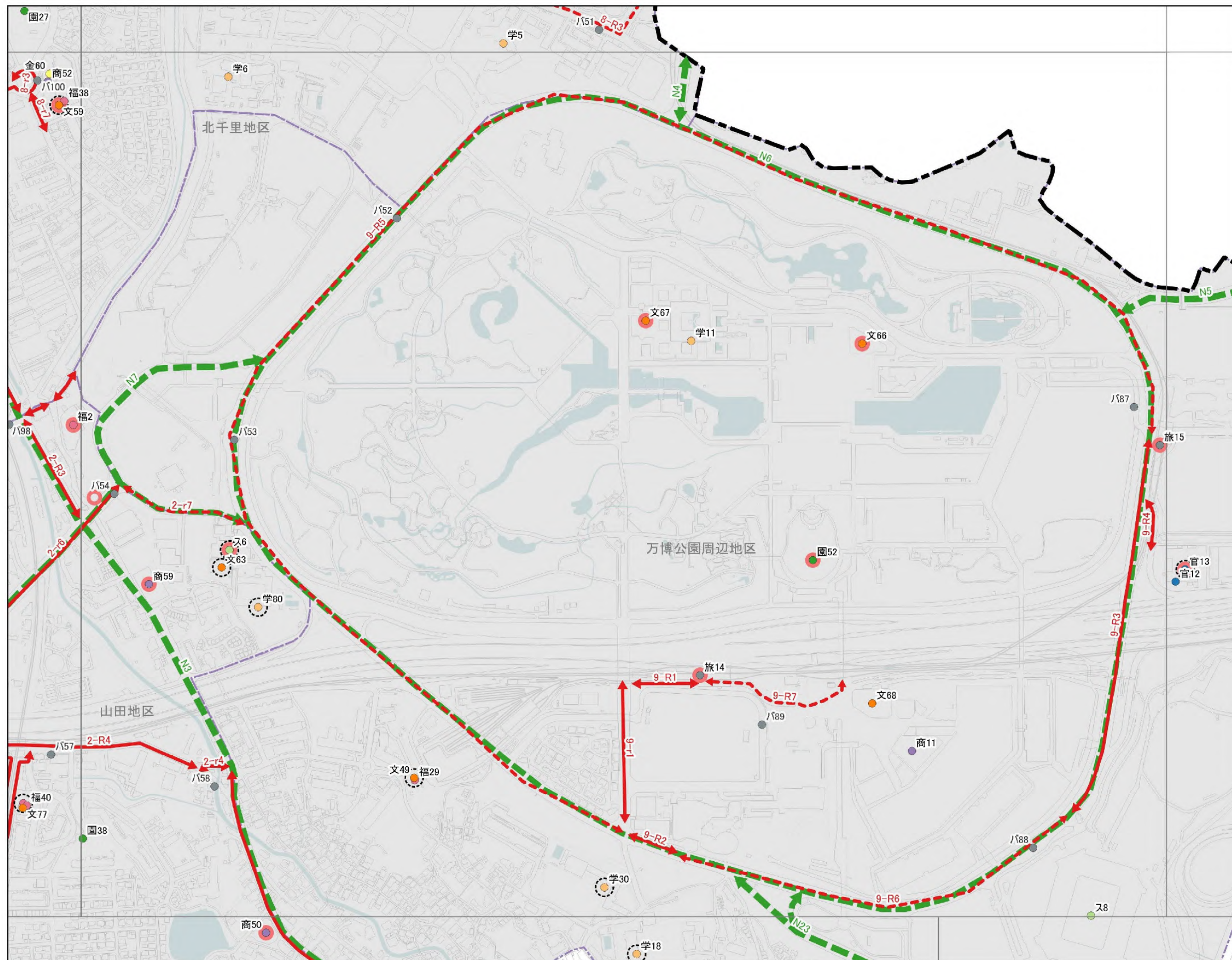
- 2-R1 やま だ か み お の ぼ ら せん
山田上・小野原線
- 2-R4 きゅう おおさかちゅうおうかんじょうせん
(旧)大阪中央環状線
- 2-R5 きゅう おおさかちゅうおうかんじょうせん
(旧)大阪中央環状線
- 2-r1 あおやまふじしろふる え せん
青山藤白古江線
- 2-r4 やま だ ひがしやま だ に し ごうせん
山田 東 山田西1号線
- 2-r6 やま だ き た せん り ばんばくこうえんふる え せん
山田北千里万博公園古江線
- 8-R1 み の お せ っ っ せん
箕面摂津線
- 9-R1 おおさかちゅうおうかんじょうせん
大阪中央環状線
- 9-R2 いばらきせ っ っ せん
茨木摂津線
- 9-R3 いばらきせ っ っ せん
茨木摂津線
- 9-R4 おおさかちゅうおうかんじょうせん
大阪中央環状線
- 9-r1 せん り ばんばくこうえんせんよう ごうせん
千里万博公園専用1号線

【準生活関連経路】

- 2-r7 せん り ばんばくこうえんやま だ き た せん
千里万博公園山田北線
- 9-R5 いばらきせ っ っ せん
茨木摂津線
- 9-R6 いばらきせ っ っ せん
茨木摂津線
- 9-R7 ばんばくき ね ん こうえんえきま え ちゅうおう ひろ ば
万博記念公園駅前・中央イベント広場

【ネットワーク経路】

- N3 と み の お や ま だ せん
(都)箕面山田線
- N4 と さい の も と せ っ っ きた せん
(都)道祖本摂津北線
- N5 と いばらきばんばくこうえんせん
(都)茨木万博公園線
- N6 と ばんばくこうえんがいしゅうせん
(都)万博公園外周線
- N7 と ばんばくこうえんみなみせんりせん
(都)万博公園南千里線
- N23 と やま だ せ っ っ せん
(都)山田摂津線

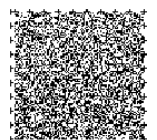


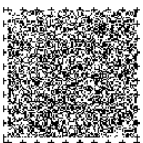
- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路 準生活関連経路 ネットワーク経路 | <ul style="list-style-type: none"> 吹田市 重点整備地区 指定避難所の指定あり 現在の生活関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設 旅客施設-バス停 官公署 文化教養施設 学校施設 スポーツ施設 医療保健施設 福祉施設 商業施設 宿泊施設 金融機関 公園 駐車場 その他 |
|---|--|---|

オ 区画5

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きこう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
ス 9	ばんばくきねんきょうぎじょう 万博記念競技場
官 13	しげん 資源リサイクルセンター（くるくるプラザ）
【生活関連施設になり得る施設】	
学 20	すいたひがしこうとうがっこう 吹田東高等学校
学 33	せんりおかちゅうがっこう 千里丘中学校
学 73	ひがしやまだしょうがっこう 東山田小学校
学 83	ひがしやまだようちえん 東山田幼稚園
官 11	しげんじゅんかん 資源循環エネルギーセンター
官 12	はさいせんべつこうじょう 破碎選別工場
園 19	しんあしやちゅうおうこうえん 新芦屋中央公園
宿 11	けんこうほけんくみあい パナソニックリゾート大阪 パナソニック健康保険組合 パナソニックリゾート大阪
商 36	まつげん すいた あおばおかてん 松源 吹田インター青葉丘店
商 60	すいた あおばおかてん コーナン 吹田インター青葉丘店
商 73	すいたしみずてん スギドラッグ 吹田清水店
福 31	ひがしやまだちくこうれいしゃ 東山田地区高齢者いこいの間
文 45	ひがしやまだちくこうみんかん 東山田地区公民館
バ 4	みほがいけ 三保ヶ池
バ 5	あおばおかみなみ 青葉丘南
バ 6	まえ コーナン前
バ 7	すいたひがしこうとうまえ 吹田東高校前
バ 27	あおばおきた 青葉丘北
バ 35	みほがいけ 三保ヶ池
バ 36	すいたひがしこうとうまえ 吹田東高校前
バ 86	みなみかすがおかにし 南春日丘西





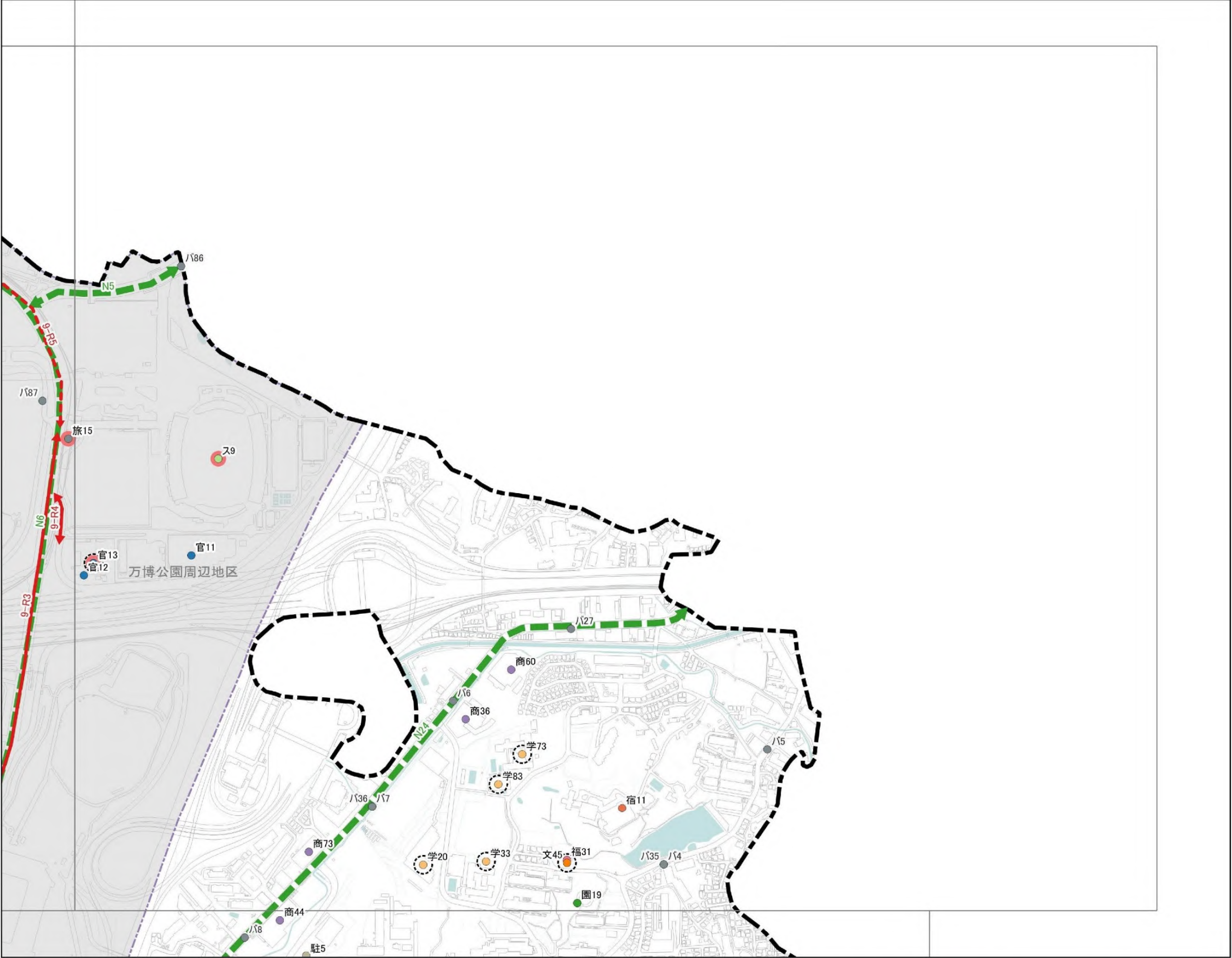
(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

【準生活関連経路】

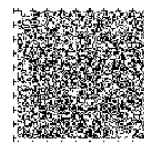
【ネットワーク経路】

- N5 (都)茨木万博公園線
- N6 (都)万博公園外周線
- N24 中央環状山田東線



S=1:9,000

- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

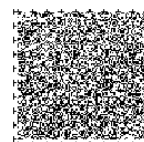


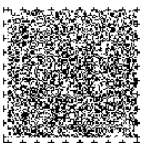
カ 区画6

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名
【生活関連施設】	
他 4	公益社千里会館
他 6	千里の寺子屋 好日荘
他 7	竹見台商店会
他 8	千里桃山台駅前専門店会
他 23	桃山台スポーツグラウンド
医 1	済生会千里病院
官 17	千里ニュータウンプラザ
官 21	保健センター南千里分館
園 1	千里南公園
園 6	桃山公園
園 11	竹見公園
宿 1	南千里クリスタルホテル
商 6	北急桃山台ビル（アザール桃山台）
商 20	ライフ 桃山台店
商 83	スギドラッグ 南千里駅前店
福 52	竹見台児童センター
文 9	千里市民センター
文 54	津雲台市民ホール
文 57	桃山台市民ホール
文 61	竹見台市民ホール
旅 7	桃山台駅（北大阪急行）
旅 10	南千里駅（阪急）
【生活関連施設になり得る施設】	
学 9	関西大学
学 40	竹見台中学校
学 65	千里たけみ小学校
学 71	津雲台小学校
学 74	桃山台小学校
官 4	千里出張所
官 22	教育センター
官 24	総合防災センター
官 25	吹田市国際交流協会
金 5	株式会社りそな銀行 千里支店
金 11	株式会社池田泉 州銀行 南千里支店

記号	施設名
金 12	株式会社池田泉 州銀行 桃山台支店
金 16	株式会社三井住友銀行 南千里支店
金 34	アザール桃山台郵便局
金 55	吹田津雲台郵便局
金 63	吹田桃山台郵便局
金 70	南千里駅前郵便局
園 7	津雲公園
園 28	もののき公園
園 33	さつき公園
商 10	トナリ工南千里
商 48	KOHO 津雲台
福 34	津雲台地区高齢者いこいの間
福 35	桃山台地区高齢者いこいの間
福 36	竹見台地区高齢者いこいの間
福 59	高齢者生きがい活動センター
文 14	市民公益活動センター（ラコルタ）
文 15	平和祈念資料館
文 20	千里ニュータウン情報館
文 21	花とみどりの情報センター
文 39	南千里地区公民館
文 64	竹見台多目的施設
文 70	千里図書館
バ 41	桃山台駅前
バ 104	桃山台二丁目
バ 105	南千里
バ 106	津雲台南口
バ 107	津雲台二丁目
バ 108	津雲台センター前
バ 117	佐竹台三丁目
バ 143	南千里





力 区画6

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

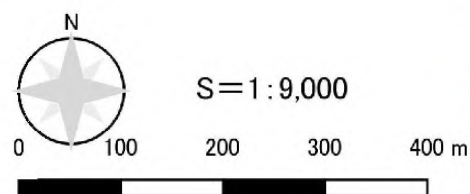
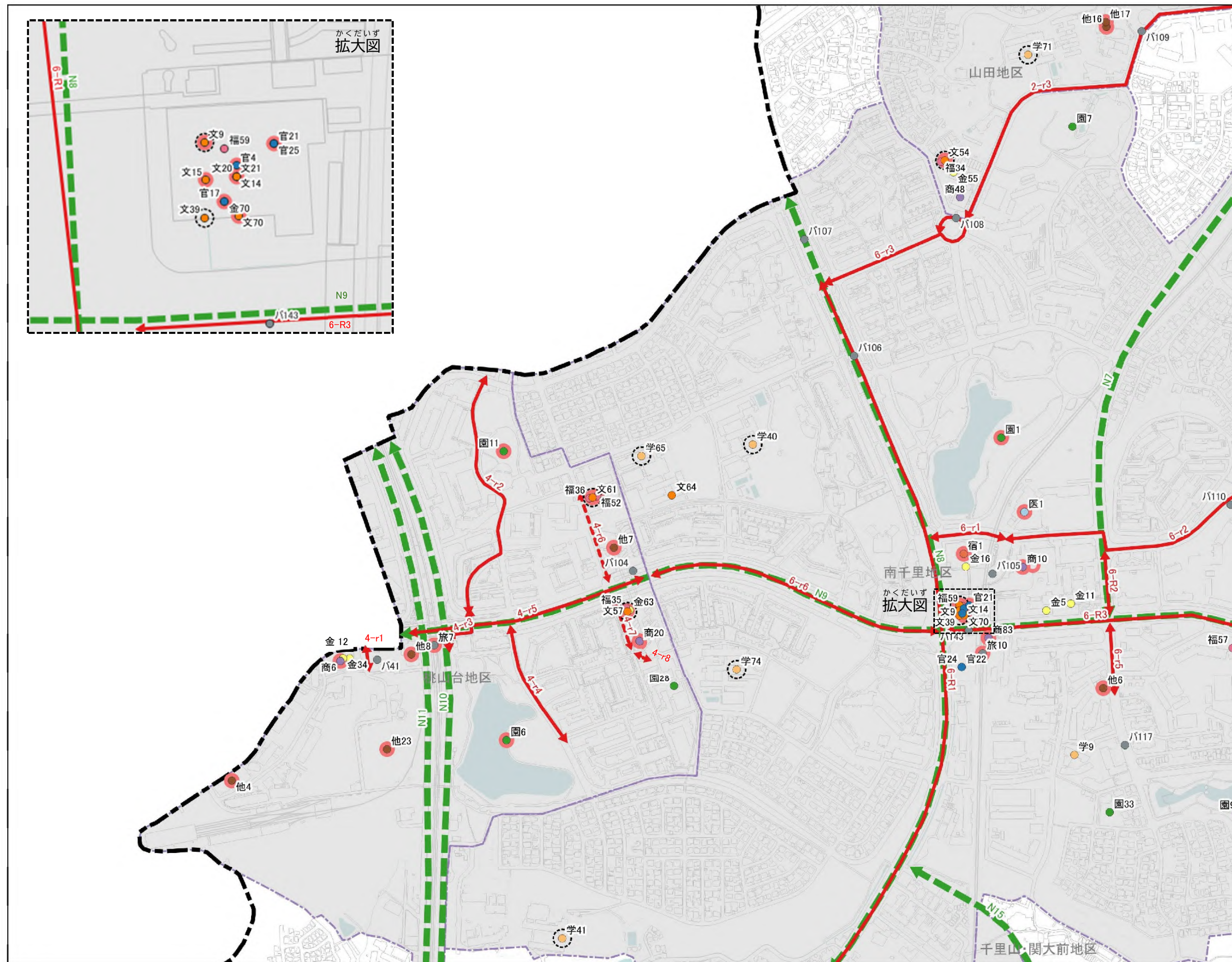
- 2-r3 津雲中央線
- 4-R1 国道423号
- 4-r1 ももやまだい とうせん 桃山台1号線
- 4-r2 たけみだいせんよう とうせん 竹見台専用2号線
- 4-r3 たけみももやませんよう とうせん 竹見桃山専用1号線
- 4-r4 たけみももやません 竹見桃山線
- 4-r5 ももやまだい とうせん 桃山台41号線
- 6-R1 すいたみのおせん 吹田箕面線
- 6-R2 みなみせんりいばらきていしやじょうせん 南千里茨木停車場線
- 6-R3 とよなかせつつせん 豊中摂津線
- 6-r1 つくもだい とうせん 津雲台53号線
- 6-r2 みなみせんりえきたかのせん 南千里駅高野線
- 6-r3 つくもがいしゅうせん 津雲外周線
- 6-r5 さたけちゅうおうせん 佐竹中央線
- 6-r6 ももやまだい とうせん 桃山台41号線

【準生活関連経路】

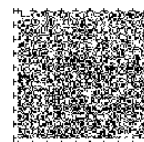
- 4-r6 たけみだい とうせん 竹見台1号線
- 4-r7 ももやまだい とうせん 桃山台4号線
- 4-r8 ももやまだいせんよう とうせん 桃山台専用5号線

【ネットワーク経路】

- N7 と ばんぼくこうえんみなみせんりせん (都)万博公園南千里線
- N8 と せんりちゅうおうせん (都)千里中央線
- N9 と みなみせんりきしべせん (都)南千里岸部線
- N10 と みどうすじせん (都)御堂筋線
- N11 と みどうすじせん (都)御堂筋線
- N15 と さいでらかたやまたかはません (都)佐井寺片山高浜線



- 生活関連経路
- 準生活関連経路
- ネットワーク経路
- 吹田市
- 重点整備地区
- 指定避難所の指定あり
- 現在の生活関連施設
- 旅客施設
- 旅客施設-バス停
- 官公署
- 文化教養施設
- 学校施設
- スポーツ施設
- 医療保健施設
- 福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 金融機関
- 公園
- 駐車場
- その他



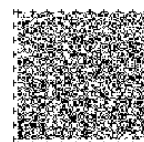
キ 区画7

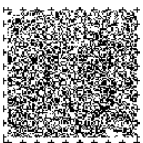
(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きこう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
ス 3	やまだしみんたいいくかん 山田市民体育館
他 10	たかのだい しょうてんがい 高野台81商店街
他 11	さたけだいしやうてんがい 佐竹台商店会
他 15	やまだ 山田スポーツグラウンド
他 24	とくべつようこうじん せいらんそう 特別養護老人ホーム青藍荘
園 8	たかのこうえん 高野公園
商 50	いかりスーパーマーケット おうじてん 王子店
文 55	たかのだいしめん 高野台市民ホール
文 56	さたけだいしめん 佐竹台市民ホール
【生活関連施設になり得る施設】	
学 18	やまだこうとうがっこう 山田高等学校
学 21	せんりこうとうがっこう 千里高等学校
学 27	たかのだいゆうがっこう 高野台中学校
学 31	にしやまだゆうがっこう 西山田中学校
学 49	たかのだいしやうがっこう 高野台小学校
学 53	やまだだいいちしやうがっこう 山田第一小学校
学 54	やまだだいごしやうがっこう 山田第五小学校
学 55	やまだだいさんしやうがっこう 山田第三小学校
学 63	にしやまだしやうがっこう 西山田小学校
官 2	やまだしゅつちやうじよ 山田出張所
金 47	すいたさたけだいゆうびんきょく 吹田佐竹台郵便局
金 53	すいたたかのだいゆうびんきょく 吹田高野台郵便局
金 65	すいたやまだにしにゆうびんきょく 吹田山田西二郵便局
金 66	すいたやまだにしにゆうびんきょく 吹田山田西郵便局
金 67	すいたやまだゆうびんきょく 吹田山田郵便局
園 9	さたけこうえん 佐竹公園
園 18	やまだにしこうえん 山田西公園
園 31	やまだこうえん 山田公園
園 36	やまだしもこうえん 山田下公園
園 40	こうえん あんず公園
園 44	い こだにこうえん 亥の子公園

きこう 記号	しせつめい 施設名
園 51	せんりだい りよくち 千里第4緑地
商 39	やまだにしてん フレスコ山田西店
商 54	やまだにしてん デイリーカナートイズミヤ山田西店
商 76	やつきょく すいたちゆうおてん スギ薬局 吹田中央店
商 77	どう すいたいのこだにてん キリン堂 吹田亥子谷店
商 78	どう すいたやまだてん キリン堂 吹田山田店
福 24	やまいち ちく こうれいしや ま 山一地区高齢者いこいの間
福 26	やまださん ちく こうれいしや ま 山三地区高齢者いこいの間
福 28	にしやまだ ちく こうれいしや ま 西山田地区高齢者いこいの間
福 32	さたけだい ちく こうれいしや ま 佐竹台地区高齢者いこいの間
福 33	たかのだい ちく こうれいしや ま 高野台地区高齢者いこいの間
福 51	やまだにしじどう 山田西児童センター
福 57	さたけだいちいきこうりゆうしつ 佐竹台地域交流室
福 58	たかのだい 高野台のびのびルーム
文 6	い こだに 亥の子谷コミュニティセンター
文 13	やまだ ぶんか 山田ふれあい文化センター
文 31	やまいち ちく こうみんかん 山一地区公民館
文 33	やまださん ちく こうみんかん 山三地区公民館
文 44	にしやまだ ちく こうみんかん 西山田地区公民館
文 78	やまだえきまえとしよかんやまだぶんしつ 山田駅前図書館山田分室
バ 15	やまだひがし 山田 東
バ 16	やまだみやのまえ 山田宮ノ前
バ 39	やまだみやのまえ 山田宮ノ前
バ 59	つくだ 佃
バ 60	やまだしみんたいいくかんまえ 山田市民体育館前
バ 61	しんおがわ 新小川
バ 110	たかのだいにちやうめ 高野台二丁目
バ 111	たかのだいしやうがっこうまえ 高野台小学校前
バ 112	たかのだいはんちやうめ 高野台四丁目
バ 113	たかのだいごちやうめ 高野台五丁目
バ 114	さたけだいやちえんまえ 佐竹台幼稚園前
バ 115	さたけだいやちえんちやうめ 佐竹台四丁目

きこう 記号	しせつめい 施設名
バ 116	ぼだいけ 菩提池
バ 118	さたけだいしんりやうじよまえ 佐竹台診療所前
バ 119	たかのだいちゆうがっこうまえ 高野台中学校前
バ 120	さたけだいごちやうめ 佐竹台五丁目
バ 121	やまだにし 山田西
バ 122	さたけだいやちえんちやうめ 佐竹台六丁目
バ 123	いのこだに 亥子谷
バ 157	たまがわちやうえんまえ 玉川幼稚園前





くかく キ 区画7

せいかつかんれんけいろうとうおよ いちす (イ) 生活関連経路等及び位置図

せいかつかんれんけいろう 【生活関連経路】

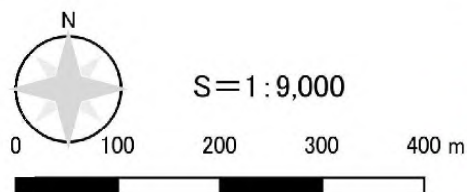
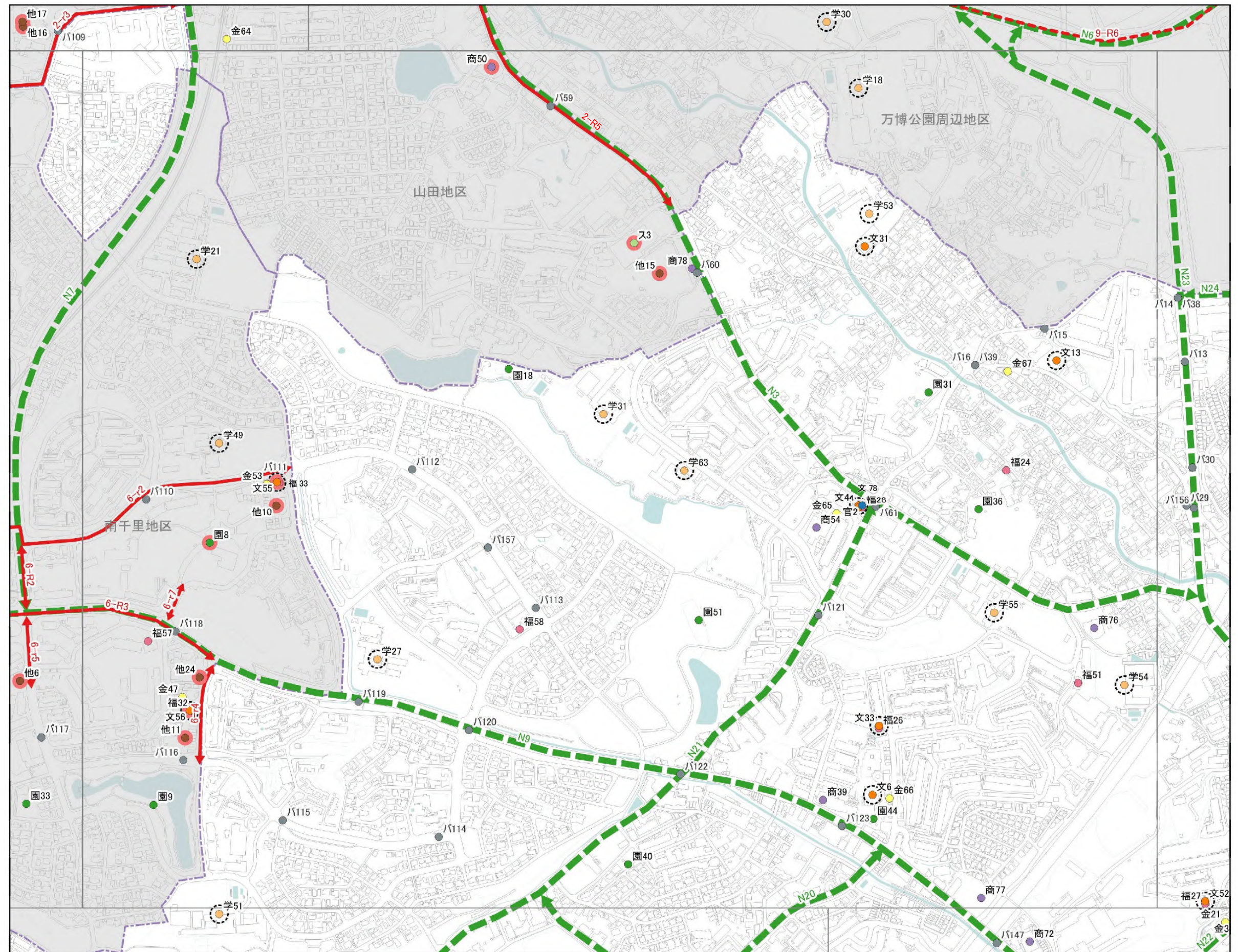
- 2-R5 (旧) 大阪中央環状線
- 6-R3 とよなかせつつせん
豊中摂津線
- 6-r2 みなみせんりえきたかのせん
南千里駅高野線
- 6-r4 さたけだいごうせん
佐竹台15号線

じゅんせいかつかんれんけいろう 【準生活関連経路】

- 6-r7 たかのだいごうせん
高野台36号線

けいろう 【ネットワーク経路】

- N3 とみのおやまだせん
(都) 箕面山田線
- N6 とばんぱくこうえんがいしゅうせん
(都) 万博公園外周線
- N7 とばんぱくこうえんみなみせんりせん
(都) 万博公園南千里線
- N9 とみなみせんりきしべせん
(都) 南千里岸部線
- N20 とさいでらひがしごうせん
(都) 佐井寺東1号線
- N21 とやまださいでらきしべせん
(都) 山田佐井寺岸部線
- N22 とせんりおかあさひおかせん
(都) 千里丘朝日が丘線
- N23 とやまだせつつせん
(都) 山田摂津線
- N24 ちゅうおうかんじょうやまだひがしせん
中央環状山田東線



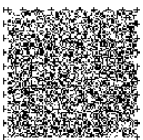
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

く 区画8

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

記号	施設名
【生活関連施設になり得る施設】	
ス 8	Panasonic Stadium Suita(市立吹田サッカースタジアム)
医 6	医療法人沖繩徳洲会 吹田徳洲会病院
学 29	山田中学校
学 56	山田第二小学校
学 76	南山田小学校
学 81	千里丘北小学校
学 82	南山田幼稚園
官 3	千里丘出張所
官 37	東消防署
金 49	吹田千里丘上郵便局
園 41	尺谷公園
園 50	長野公園
商 15	ピエラ千里丘
商 28	イズミヤ千里丘店
商 40	業務スーパー 千里丘店
商 44	マックスバリュ吹田千里丘店
商 45	メゾン千里丘ショッピングセンター
商 53	マルヤス吹田新芦屋店
商 56	フレッシュバザールグラランドセンター千里丘店
商 62	スーパービバホーム吹田千里丘店
商 74	ココカラファイン 千里丘店
商 75	スギ薬局 千里丘店
商 79	ジョーシン千里丘店
駐 4	ミリカゴルフセンター第2
駐 5	タイムズグンゼスポーツ吹田ミリカ
福 25	山二地区高齢者いきいの間
福 27	山五地区高齢者いきいの間
福 30	南山田地区高齢者いきいの間
福 45	千里丘児童会館
文 12	千里丘市民センター
文 32	山二地区公民館
文 40	南山田地区公民館
文 52	山五地区公民館

記号	施設名
文 53	南山田市民ギャラリー
文 75	千里丘図書館
バ 1	新芦屋
バ 2	ショッピングセンター前
バ 3	メゾン千里丘
バ 8	マックスバリュ前
バ 9	千里丘北
バ 10	千里丘下
バ 11	イズミヤ前
バ 12	山田南
バ 13	檜切山中
バ 14	山田檜切山
バ 17	尺谷
バ 18	長野東
バ 19	蔵垣内
バ 20	千里丘上
バ 21	長野公園北
バ 22	千里ディアヒルズ前
バ 23	長野西公園
バ 24	千里丘清水
バ 25	吹田徳洲会病院前
バ 26	千里ひなたが丘前
バ 28	ミリカ・ヒルズ前
バ 29	下山田
バ 30	下山田
バ 34	メゾン千里丘
バ 37	山田南
バ 38	山田檜切山
バ 40	蔵垣内
バ 62	名糖前
バ 146	千里丘清水
バ 156	下山田



ク く かく 区 画 8

せい かつ かん れん けい ろ と う お よ い ち ず (イ) 生活関連経路等及び位置図

せい

かつ

かん

れん

けい

ろ

【生活関連経路】

じゅん

せい

かつ

かん

れん

けい

ろ

【準生活関連経路】

けい

ろ

【ネットワーク経路】

- N3

と

み

の

お

や

ま

だ

せん

(都)

箕面山田線
- N6

と

ばん

ぶく

こう

えん

が

い

しゅう

せん

(都)

万博公園外周線
- N22

と

せん

り

おか

あさ

ひ

が

おか

せん

(都)

千里丘朝日が丘線
- N23

と

や

ま

だ

せつ

せん

(都)

山田摂津線
- N24

ちゅう

おう

かん

じょう

や

ま

だ

とう

せん

中

央

環

状

山

田

東

線
- N43

と

おお

さ

か

た

かつ

き

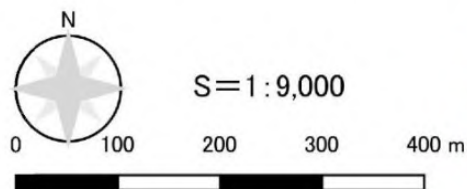
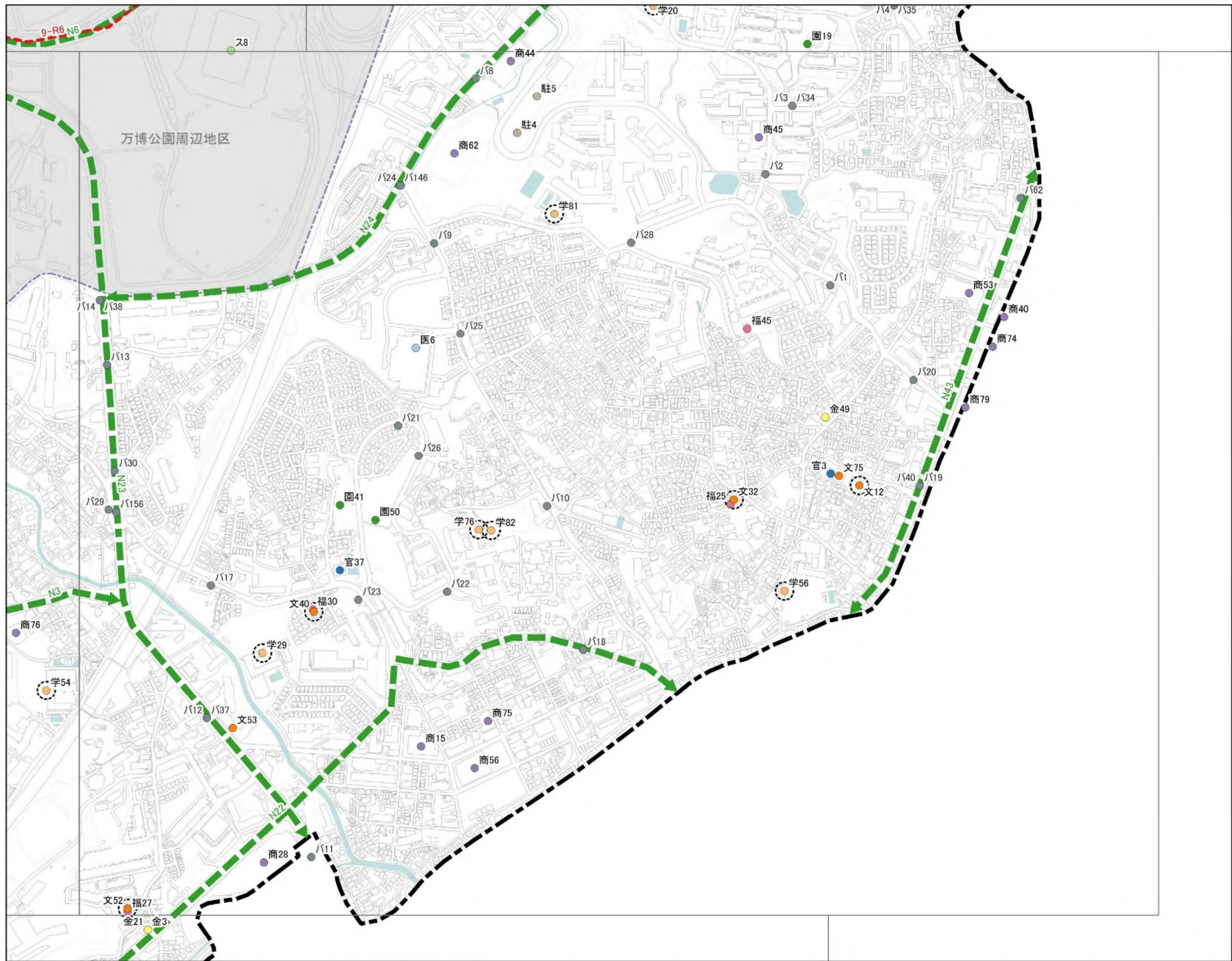
よう

と

せん

(都)

大阪高槻京都線



- 生活関連経路

吹田市

指定避難所の指定あり

旅客施設

文化教養施設

医療保健施設

宿泊施設

駐車場
- 準生活関連経路

重点整備地区

現在の生活関連施設

旅客施設-バス停

学校施設

福祉施設

金融機関

その他
- ネットワーク経路

官公署

スポーツ施設

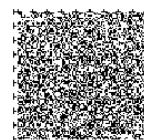
商業施設

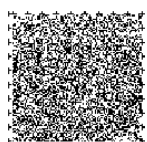
公園

ケ 区画9

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
他 9	千里山商栄会
旅 8	千里山駅（阪 急）
【生活関連施設になり得る施設】	
学 41	南千里中学校
学 66	千里新田小学校
金 18	関西みらい銀行 千里山出張所
商 18	オルボ新御堂筋本店
商 26	阪 急 オアシス 千里山竹園店
商 35	AOKI 大阪千里総本店
駐 11	P.ZONE関大前第2 駐車場
福 21	千里新田地区高齢者いきいの間
福 55	千里山竹園児童センター
文 51	千里新田地区公民館





ケ 区画9

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

5-r2 千里山西春日線

6-R1 吹田箕面線

【準生活関連経路】

5-R1 吹田箕面線

【ネットワーク経路】

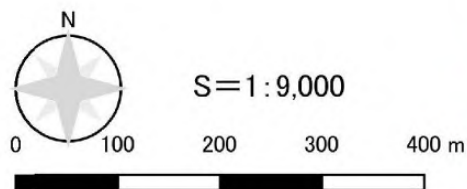
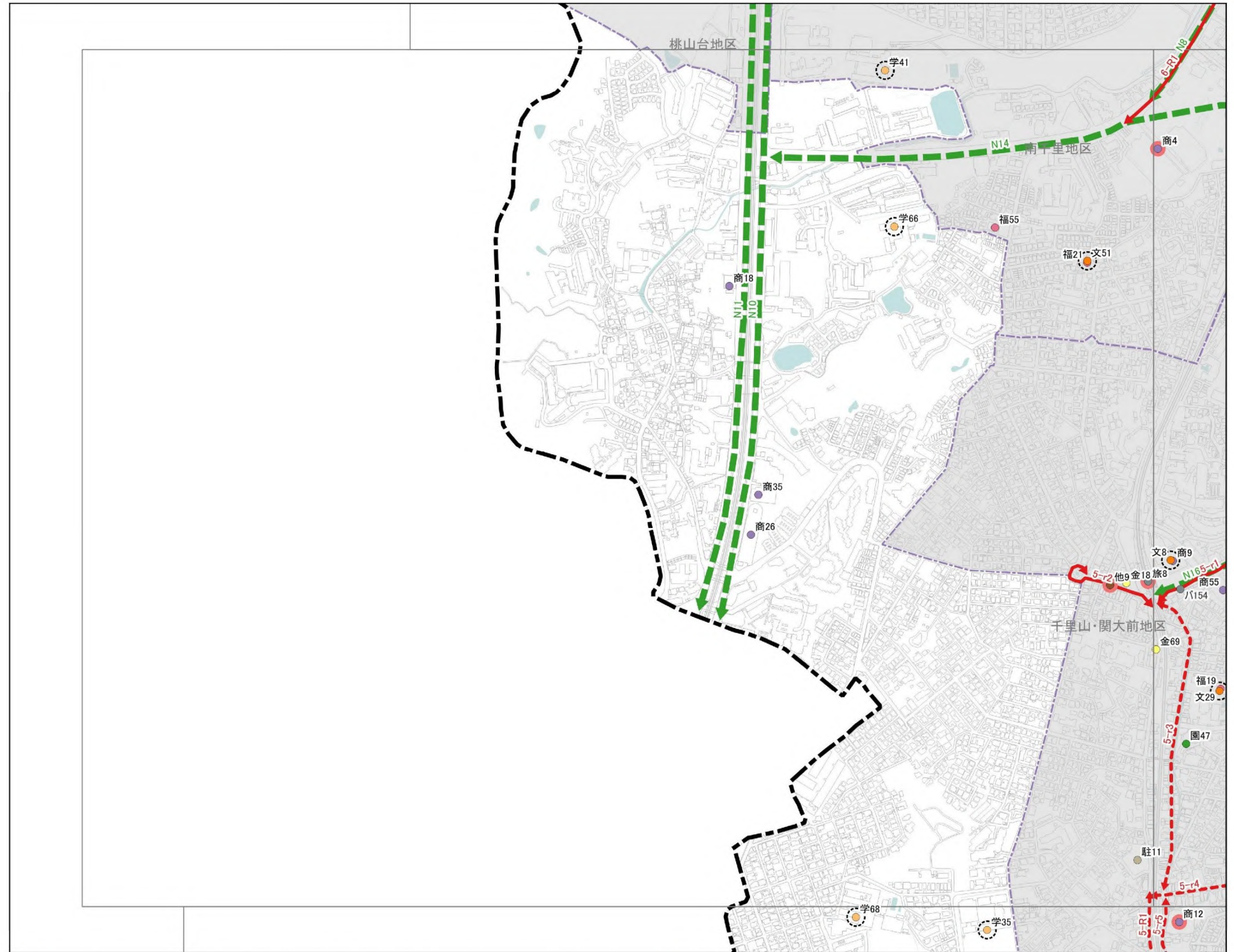
N8 (都)千里中央線

N10 (都)御堂筋線

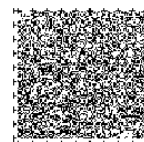
N11 (都)御堂筋線

N14 (都)豊中岸部線

N16 (都)千里山佐井寺線



- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

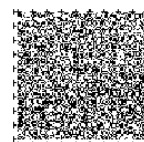


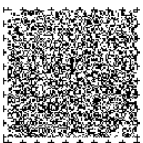
コ 区画10

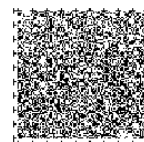
(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
商 4	トナリエ南千里アネックス
文 74	千里山・佐井寺図書館
学 8	関西大学
【生活関連施設になり得る施設】	
ス 7	総合運動場
医 13	医療法人協和会協和会病院
学 28	佐井寺中学校
学 38	第二中学校
学 42	片山中学校
学 50	佐井寺小学校
学 51	佐竹台小学校
学 69	千里第二小学校
学 72	東佐井寺小学校
学 85	東佐井寺幼稚園
官 33	シルバーワークプラザ
金 36	上山手郵便局
金 46	吹田佐井寺郵便局
金 69	千里山郵便局
園 10	ねむのき公園
園 20	佐井寺南が丘公園
園 43	原竜が池公園
園 46	佐井寺新池公園
園 47	千里山東公園
商 9	B i V i 千里山
商 24	関西スーパー 佐井寺店
商 37	ニッコー佐井寺店
商 55	マックスバリュ千里山
商 70	ウエルシア吹田原町店
福 16	佐井寺地区高齢者いきいの間
福 17	東佐井寺地区高齢者いきいの間
福 18	十一地区高齢者いきいの間
福 19	千二地区高齢者いきいの間
福 48	五月が丘児童センター
福 50	原町児童センター

きごう 記号	しせつめい 施設名
文 6	十一コミュニティセンター
文 7	千里山コミュニティセンター
文 28	十一地区公民館
文 29	千二地区公民館
文 48	東佐井寺地区公民館
文 50	佐井寺地区公民館
バ 81	朝日が丘町 名神下
バ 124	五月が丘
バ 125	佐井寺北
バ 126	佐井寺
バ 127	総合運動場前
バ 128	上山手町
バ 140	吹田高校
バ 141	五月が丘 南
バ 142	五月が丘西
バ 149	吹田第二中学校前
バ 150	原町二丁目
バ 151	朝日が丘町
バ 153	千里山東
バ 154	阪急千里山
バ 158	竹谷
バ 159	千里山・佐井寺図書館前
バ 160	千里山松が丘





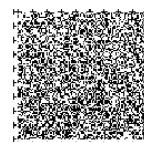


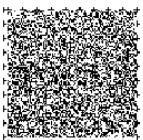
サ 区画11

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
医 5	こくりつじゅんかんきびようけんきゅう 国立循環器病研究センター
医 15	しりつすいたしみんびやういん 市立吹田市民病院
学 14	おおさかがくいんたんきだいがく 大阪学院短期大学
商 42	フレンドマート岸辺店 きしべてん
福 43	せいしやうねん 青少年クリエイティブセンター
福 60	こうれいしゃ 高齢者いこいの家
文 10	きしべしみん 岸部市民センター
文 16	こうりゅうかつどうかん 交流活動館
旅 11	きしべえき 岸辺駅 (JR)
旅 12	しょうじゃくえき 正雀駅 (阪急)
【生活関連施設になり得る施設】	
医 14	いりやうほうじん きやうゆうかい ほくせつみ きびやういん 医療法人 京優会 北摂三木病院
学 19	すいたこうとうがっこう 吹田高等学校
学 45	きしべだいいちしょうがっこう 岸部第一小学校
学 46	きしべだいにしょうがっこう 岸部第二小学校
官 39	ひがししょうぼうしよきしべしやうちやうじよ 東消防署岸部出張所
金 3	かんさい ぎんこう せんりおかしてん 関西みらい銀行 千里丘支店
金 21	かんさい ぎんこう せんりやまだしてん 関西みらい銀行 千里山田支店
金 44	すいたきしべえきまへゆうびんきょく 吹田岸辺駅前郵便局
金 45	すいたきしべゆうびんきょく 吹田岸部郵便局
園 3	しきんざんこうえん 紫金山公園
宿 9	カンデオホテルズ大阪岸辺 おおさかきしべ
商 14	ピエラ岸辺健都 きしべけん と
商 16	オアシスタウン吹田SST すいた
商 30	ライフ 岸部店 きしべてん
商 43	かぶしがいいしゃ すいたてん 株式会社マルヤス吹田店
商 46	Foods Market satake 岸辺駅前店 きしべえきまへてん
商 61	ロイヤルホームセンター吹田 すいた
商 68	ココカラファイン 岸辺店 きしべてん
商 71	ドラッグユタカ吹田山田南店 すいたやまだみなみてん
商 72	スギ薬局 吹田店 やつきょく すいたてん
商 81	セカンドストリート吹田岸部店 すいたきしべてん
商 82	AOKI 千里丘南店 せんりおかみなみてん

きごう 記号	しせつめい 施設名
福 22	きしいちちくこうれいしや 岸一地区高齢者いこいの家
福 23	きしにちくこうれいしや 岸二地区高齢者いこいの家
文 4	きゅうなかにしけいじやうたく すいたきしべ ぶんしんぼつかくけいひんかん 旧中西家住宅 (吹田吉志部文人墨客迎賓館)
文 34	きしいちちくこうみんかん 岸一地区公民館
文 35	きしにちくこうみんかん 岸二地区公民館
文 62	きしにちくしやうかいじよ 岸二地区集会所
文 65	はくぶつかん 博物館
バ 103	きしべしやうじ 岸部小路
バ 135	ななおにし 七尾西
バ 136	ななお 七尾
バ 137	きしべ 岸部
バ 138	すいこうぐち 吹高口
バ 147	いのこだにめいしんした 亥子谷名神下
バ 152	しきんざんこうえんまへ 紫金山公園前
バ 164	しょうじゃく 正雀
バ 165	きしべみなみぐち JR岸辺南口
バ 166	きしべきたぐち JR岸辺北口





サ 区画11

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

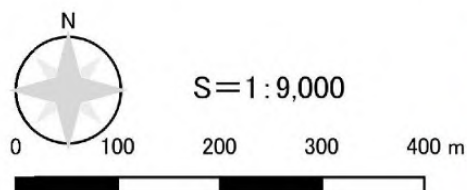
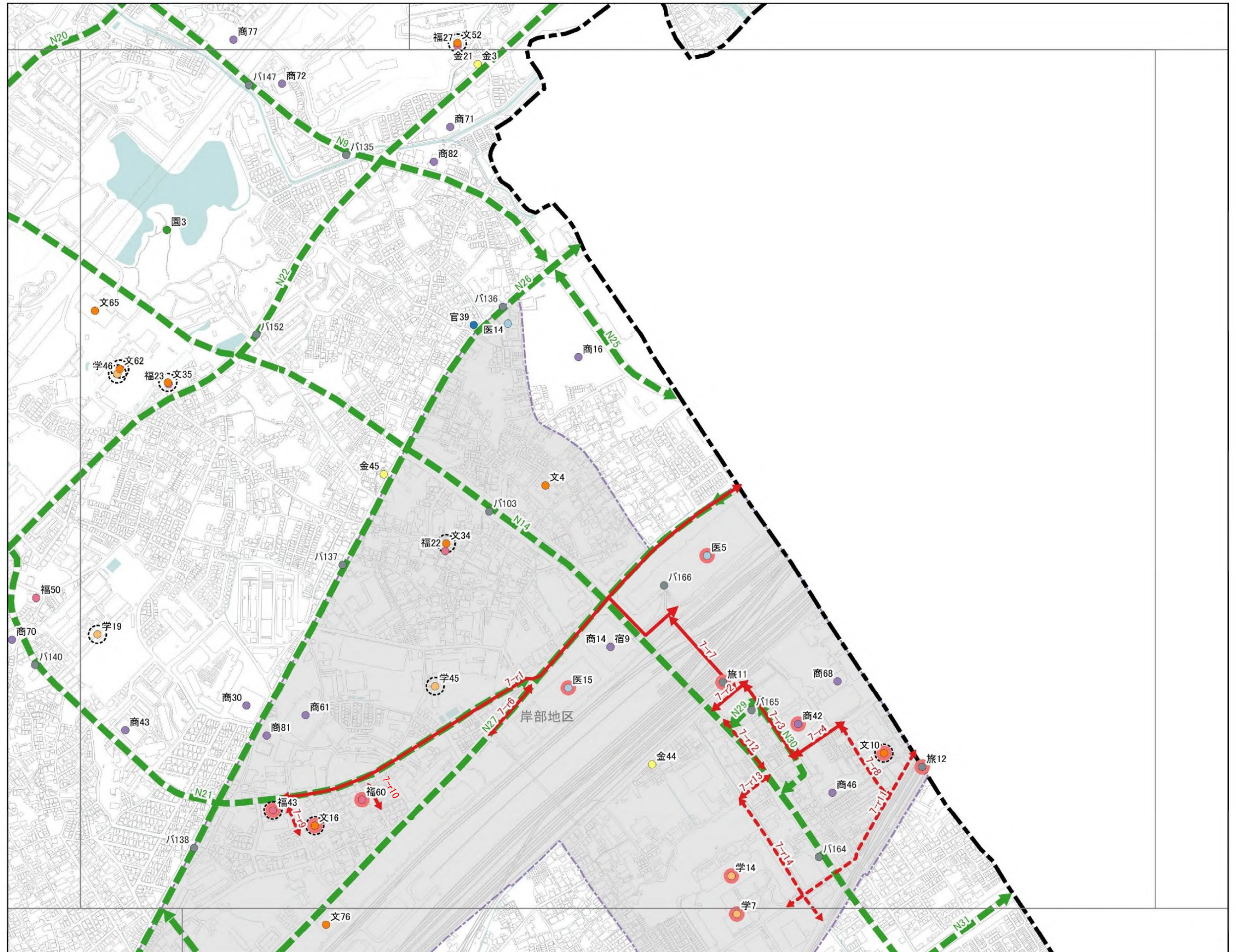
- 7-r1 やまださいでらきしべせん 山田佐井寺岸部線
- 7-r2 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 1号線
- 7-r3 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 2号線
- 7-r4 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 3号線
- 7-r6 きしべしんまち ごうせん 岸部新町1号線
- 7-r7 きしべ しんまちきしべ みなみ ほ ごうしゃせんよう ごうせん 岸部新町岸部南 歩行者専用1号線

【準生活関連経路】

- 7-r8 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 4号線
- 7-r9 きしべなか ごうせん 岸部中48号線
- 7-r10 きしべなか ごうせん 岸部中43号線
- 7-r11 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 6号線
- 7-r12 きしべ なかうちほんまちせん 岸部中内本町線
- 7-r13 きしべ みなみ ごうせん 岸部南 5号線
- 7-r14 きしべ みなみみしやうじやく ごうせん 岸部南 南正雀1号線

【ネットワーク経路】

- N9 と みなみせんり きしべせん (都)南千里岸部線
- N14 と とよなかきしべせん (都)豊中岸部線
- N20 と さいでらひがし ごうせん (都)佐井寺 東 1号線
- N21 と やまださいでらきしべせん (都)山田佐井寺岸部線
- N22 と せんりおかあさひ おかせん (都)千里丘朝日が丘線
- N25 と きしべなかせんりおかせん (都)岸部中千里丘線
- N26 と おおきかたつききょうとせん (都)大阪高槻京都線
- N27 と てんどうきしべせん (都)天道岸部線
- N29 と きしべえきまえこうつうひろば (都)岸辺駅前交通広場
- N30 と とよなかきしべせん ごうしせん (都)豊中岸部線1号支線
- N31 と じゅうそうたかつきせん (都)十三高槻線



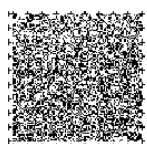
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

シ 区画12

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
他 1	みどり健康センター
医 3	医療法人ダイフ会大和病院
園 16	江坂公園
商 5	モアイビル
商 12	パレフタバ
商 21	ダイエー江坂駅前店
商 22	ダイエー江坂公園前店
商 23	大塚屋江坂店
文 73	江坂図書館
旅 1	江坂駅(Osaka Metro・北大阪急行)
旅 9	関大前駅(阪急)
【生活関連施設になり得る施設】	
他 5	関西大学幼稚園
医 10	医療法人松柏会榎坂病院
学 35	第一中学校
学 43	豊津西中学校
学 44	豊津中学校
学 48	江坂大池小学校
学 68	千里第三小学校
学 78	豊津第一小学校
学 79	豊津第二小学校
官 38	西消防署千里出張所
金 7	三菱UFJ銀行 江坂支店
金 14	紀陽銀行 江坂支店
金 15	池田泉州銀行 江坂支店
金 17	三井住友銀行 江坂支店
金 19	三菱UFJ銀行 江坂駅前支店
金 24	りそな銀行 江坂支店
金 28	南都銀行 江坂支店
金 30	紀陽銀行 紀陽江坂住宅ローンセンター
金 40	吹田江坂一郵便局
金 41	吹田江坂郵便局

きごう 記号	しせつめい 施設名
金 51	吹田千里山西郵便局
金 54	吹田垂水郵便局
園 22	金田公園
園 23	玉の井公園
園 25	豊津公園
園 32	榎坂大池公園
園 34	江坂山北公園
園 35	江坂山南公園
園 53	服部緑地
宿 5	ホテルクライトン江坂
宿 10	新大阪江坂東急 REI ホテル
商 47	関西スーパー 江坂店
商 88	セカンドストリート江坂店
駐 2	江坂駐車場
福 11	豊一地区高齢者いきいの間
福 12	豊二地区高齢者いきいの間
福 13	江坂大池地区高齢者いきいの間
福 20	千三地区高齢者いきいの間
福 53	豊一児童センター
文 11	豊一市民センター
文 30	千三地区公民館
文 36	豊一地区公民館
文 37	豊二地区公民館
文 47	江坂大池地区公民館
バ 63	染之井住宅前
バ 64	公民館前
バ 65	大池
バ 66	江坂駅前
バ 72	豊津小学校前
バ 73	垂水
バ 162	市場前



シ 区画12

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

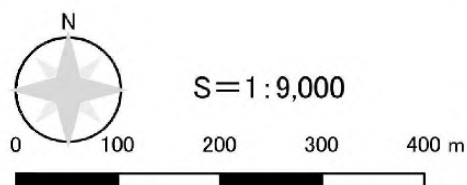
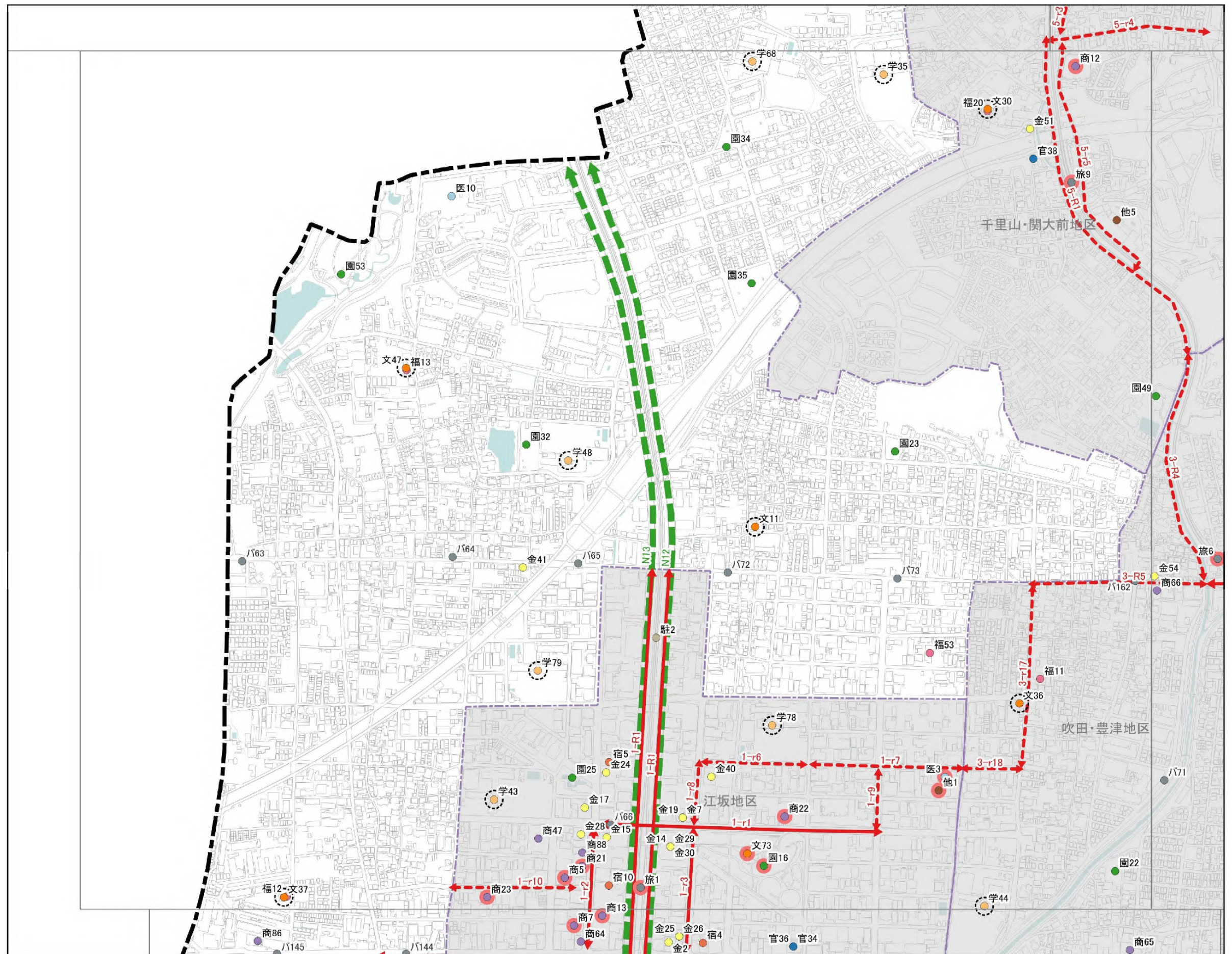
- 1-R1 国道 423 号
- 1-r1 垂水豊津線
- 1-r2 豊津町12号線
- 1-r3 江坂町 56号線

【準生活関連経路】

- 1-r6 江坂町 66号線
- 1-r7 垂水町32号線
- 1-r8 江坂町 56号線
- 1-r9 垂水広芝線
- 1-r10 豊津町21号線
- 3-R5 豊中吹田線
- 3-r17 垂水町41号線
- 3-r18 垂水町32号線
- 5-R1 吹田箕面線
- 5-r5 千里山 東山手円山 1 号線

【ネットワーク経路】

- N12 (都)御堂筋線
- N13 (都)御堂筋線



- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

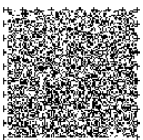
ス 区画13

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

さごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
ス 1	かたやましあんたいいくかん 片山市民体育館
ス 10	かたやましあん 片山市民プール
他 3	すいたほしかい 吹田母子会
他 20	すいたとくべつようこうろうじん こうじゅえん 吹田特別養護老人ホーム高寿園
他 21	こうじゅえんざいたくかいこしえん 高寿園在宅介護支援センター
他 22	かいこうろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設
官 1	しやくしよほんちようしや 市役所本庁舎
官 20	ほけん 保健センター
官 23	だんじよきようどうせんかく 男女共同参画センター
官 30	おおさかふすいたこ かにてい 大阪府吹田子ども家庭センター
官 32	すいたししやかいふくしきようざいかい 吹田市社会福祉協議会
園 5	かたやまこうえん 片山公園
園 45	かたやまきた こうえん 片山北ふれあい公園
福 1	そうこうふくしかいけん 総合福祉会館
福 4	はつたつしえん ちいさしえん こども発達支援センター 地域支援センター
文 1	ぶんかかいけん 文化会館（メイシアター）
文 17	だんじよきようどうせんかく 男女共同参画センター（デュオ）
文 69	ちやうおうとしょかん 中央図書館
旅 4	すいたえき はんきやう 吹田駅（阪急）
旅 5	すいたえき 吹田駅（JR）
旅 6	とよつえき はんきやう 豊津駅（阪急）
【生活関連施設になり得る施設】	
学 12	やまとだいがく 大和大学
学 16	かんさいだいがくだいいちこうとうがっこう 関西大学第一高等学校
学 24	かんさいだいがくだいいちちゅうがっこう 関西大学第一中学校
学 52	やまてしょうがっこう 山手小学校
学 57	すいただいいちしょうがっこう 吹田第一小学校
学 59	すいただいにしょうがっこう 吹田第二小学校
学 67	せんりだいいちしょうがっこう 千里第一小学校
学 77	かたやましょうがっこう 片山小学校
学 84	かたやまようちえん 片山幼稚園
官 5	パスポートセンター
官 7	しちやうしや きよういくいんかいむききよく いちぶ 市庁舎（教育委員会事務局の一部）
官 9	しやうほいかつ 消費生活センター
官 18	JOBナビすいた
官 19	すいたしほけんしよ 吹田市保健所
官 28	すいたざいむしよ 吹田税務署

さごう 記号	しせつめい 施設名
官 29	すいたねんきんじむしょ 吹田年金事務所
官 31	すいたしやうこうかいぎしよ 吹田商工会議所
金 1	きんこう すいたしてん りそな銀行 吹田支店
金 8	みつびし きんこう すいたしてん 三菱UFJ銀行 吹田支店
金 9	いけだせんしやうきんこう すいたしてん 池田泉州銀行 吹田支店
金 10	みつしずみともきんこう すいたしてん 三井住友銀行 吹田支店
金 13	きんこう 京都銀行 吹田支店
金 20	かんさい きんこう とよつてん 関西みらい銀行 豊津支店
金 31	にっぽんざいさくきんこうこうこ すいたしてん 日本政策金融公庫 吹田支店
金 38	すいたいずみゆうびんきよく 吹田泉郵便局
金 43	すいたかたやまゆうびんきよく 吹田片山郵便局
金 48	すいたしやうわゆうびんきよく 吹田昭和郵便局
金 56	すいたてんどうゆうびんきよく 吹田天道郵便局
金 68	すいたやまてゆうびんきよく 吹田山手郵便局
園 21	おおいいけこうえん 大井池公園
園 24	はらしんりけこうえん 原新池公園
園 37	いづみ 南 公園
園 48	すいたしやう 吹一公園
園 49	たなみず あいけこうえん 垂水上池公園
商 2	すいた 吹田さんくす1番館
商 3	すいた ばんかん 吹田さんくす2番館
商 17	とよつ 豊津ファミリーショップ
商 29	FoodsMarketSATAKE朝日町本店
商 34	すいた 吹田グリーンプレイス
商 38	とよつてん ライフ 豊津店
商 49	きやうむ ばんかん 業務スーパー TAKENOKO 吹田店
商 66	きりん堂 とよつてん キリン堂 豊津店
商 69	すいたいずみてん ウエルシア吹田泉店
商 19	すいた ばんかん メロード吹田1番館
商 85	せんり サンゼリア千里
駐 1	あさひパーキングタワー
駐 3	はんきやうすいたえきまえちやうしやじやう タイムズ阪急吹田駅前駐車場
駐 6	すいたほんてん タイムズアルドール吹田本店
福 3	はつたつしえん こども発達支援センター（キッズほうぶ）
福 6	すいたに ちくこうれいしや 吹二地区高齢者いきいの間
福 14	やまて ちくこうれいしや 山手地区高齢者いきいの間
福 15	かたやま ちくこうれいしや 片山地区高齢者いきいの間
福 46	たかしろじどうかいけん 高城児童会館

さごう 記号	しせつめい 施設名
福 47	あさひ おかじどう 朝日が丘児童センター
文 5	うちほんまち 内本町コミュニティセンター
文 19	きんろうしやかいけん 勤労者会館（アスワーク吹田）
文 24	すいたに ちくこうめいけん 吹一地区公民館さんくす分館
文 25	すいたに ちくこうめいけん 吹二地区公民館
文 41	やまて ちくこうめいけん 山手地区公民館
文 46	かたやま ちくこうめいけん 片山地区公民館
文 72	としよかん さんくす図書館
バ 70	すいた しやくしよまえ はんきやうすいた 吹田市役所前（阪急吹田）
バ 71	たなみちやうにちやうめ 垂水町二丁目
バ 74	はんきやうとよつ 阪急豊津
バ 75	しりつとしよかんまえ 市立図書館前
バ 76	かいしやまえ アサヒビール会社前
バ 77	すいたきたぐち JR吹田北口
バ 78	すいた JR吹田
バ 80	しんけいちやう 神境町
バ 85	あさひまち 旭町
バ 129	ひがしあさひまち 東旭町
バ 139	ひがしはらちやう 東原町
バ 148	かたやましょうがっこうまえ 片山小学校前
バ 161	かたやましょうざんちやうめ 片山町三丁目
バ 163	たなかちやう 田中町
バ 167	てんどう 天道



（イ）生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

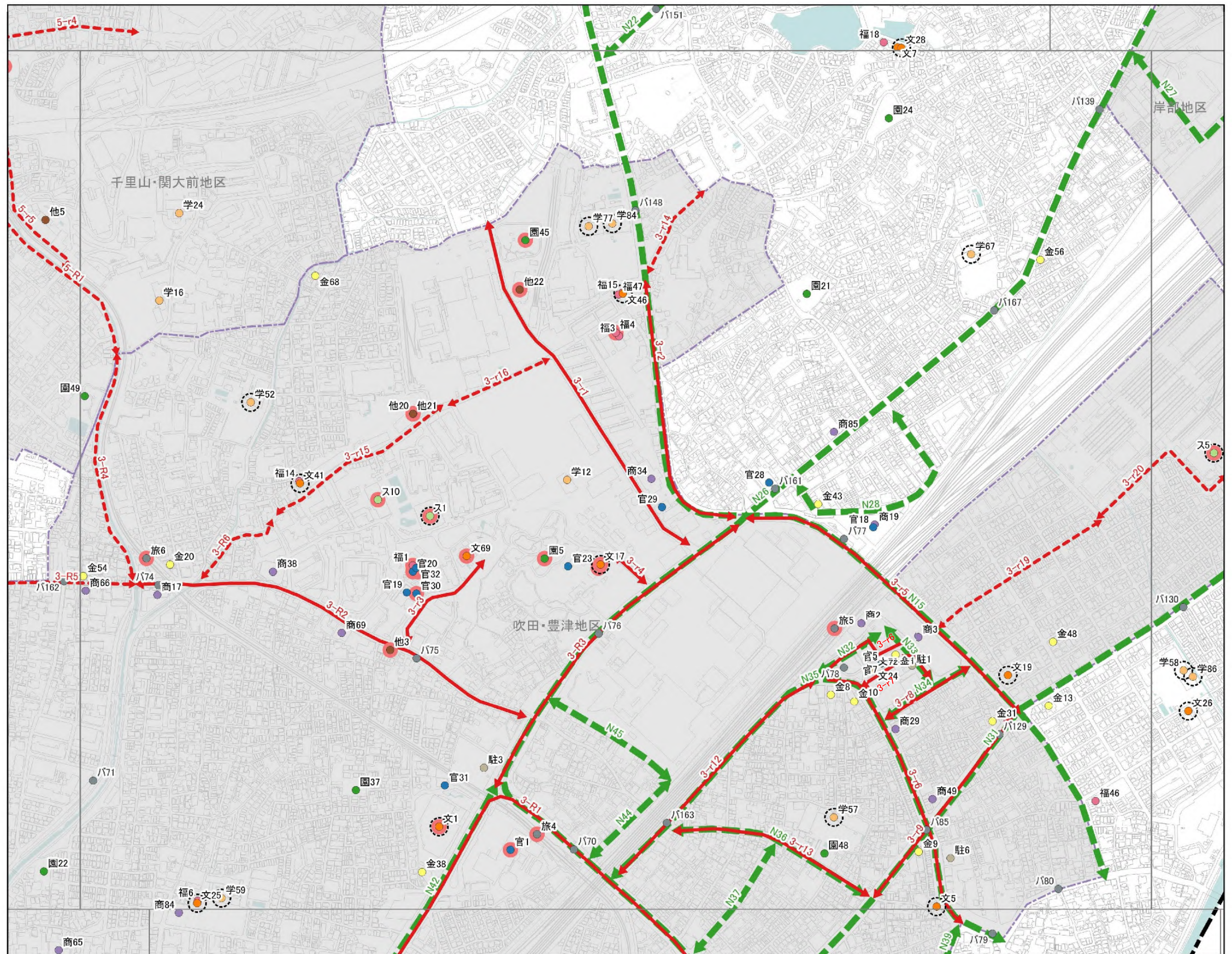
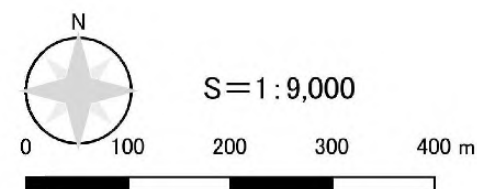
- 3-R1 国道479号
- 3-R2 豊中吹田線
- 3-R3 大阪高槻京都線
- 3-r1 片山町31号線
- 3-r2 朝日が丘片山町線
- 3-r3 出口町4号線
- 3-r4 出口町9号線
- 3-r5 片山高浜線
- 3-r6 吹田駅前線
- 3-r7 朝日町1号線
- 3-r8 朝日町2号線
- 3-r9 岸部中内本町線
- 3-r12 朝日町内本町線
- 3-r13 元町内本町線

【準生活関連経路】

- 3-R4 吹田箕面線
- 3-R5 豊中吹田線
- 3-R6 糸田川堤防敷
- 3-r14 朝日が丘町6号線
- 3-r15 出口町1号線
- 3-r16 片山町21号線
- 3-r19 昭和町5号線
- 3-r20 岸部南吹田駅線
- 5-R1 吹田箕面線

【ネットワーク経路】

- N15 (都)佐井寺片山高浜線
- N22 (都)千里丘朝日が丘線
- N26 (都)大阪高槻京都線
- N27 (都)天道岸部線
- N28 (都)片山1号線
- N31 (都)十三高槻線
- N32 (都)吹田駅前交通広場
- N33 (都)駅前1号線
- N34 (都)栄東町線
- N35 (都)吹田駅前線
- N36 (都)浜之堂線
- N37 (都)浜田浜之堂線
- N42 (都)豊中吹田線
- N44 (都)西の庄町4号線
- N45 (都)西の庄町5号線

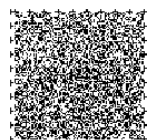


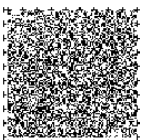
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

セ 区画14

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
ス 5	め だわらし みんたいいく かん 目 俵 市民体育館
学 7	おおさかがく いんだいがく 大阪学院大学
【生活関連施設になり得る施設】	
医 2	さいせいかい すい たびょういん 済生会吹田 病院
学 22	おおさかがく いんだいがく こうとうがっこう 大阪学院大学 高等学校
学 36	だい ごちゅうがっこう 第五中学校
学 58	すいた だいさんしょうがっこう 吹田第三小 学校
学 61	すいた ひがししょうがっこう 吹田東小 学校
学 86	すいた だいさんよう ちえん 吹田第三幼稚園
官 14	やすらぎ 苑
官 40	みなみしょうぼうしよ みなみしょうじやくしゅつちようじよ 南 消防署 南 正 雀 出張 所
金 59	すいた ひ で まちゆうびんきょく 吹田日の出町 郵便局
園 39	すえひろこうえん 未広公園
園 42	みなみしょうじやく 南 正 雀ふれあい公園
商 31	ホームセンターコーナン 吹田吹東店
商 67	きりんどう 吹田未広店
福 7	すいさん ち く こうれいしゃ ま 吹三地区高齢者いこいの間
福 8	ひがし ちく こうれいしゃ ま 東地区高齢者いこいの間
文 26	すいさん ち く こうみんかん 吹三地区公民館
文 42	すいた ひがし ちく こうみんかん 吹田東地区公民館
文 76	けん と 健都ライブラリー
バ 130	すえひろちよう 未広 町
バ 131	おお ぞね 大曽根
バ 132	すいた ひがししょうがっこうまえ 吹田東小学校前
バ 133	すいとうちよう 吹東町
バ 134	きし べみなみ 岸边 南





セ 区画14

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

【準生活関連経路】

3-r20 岸部南吹田駅線

7-r14 岸部南南正雀1号線

【ネットワーク経路】

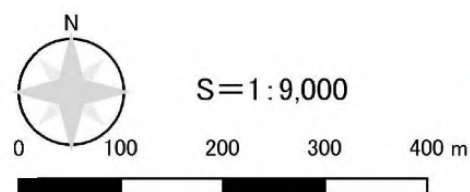
N14 (都)豊中岸部線

N15 (都)佐井寺片山高浜線

N26 (都)大阪高槻京都線

N27 (都)天道岸部線

N31 (都)十三高槻線



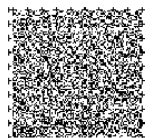
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

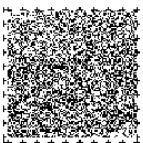
ソ 区画15

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
他 2	アメニティ江坂
医 4	社会医療法人愛仁会 井上病院
医 11	いりょうほうじんこうせいかいこうせいかいき ねんびょういん 医療法人甲聖会甲聖会記念病院
学 87	おおさかふりつすいたしえんがっこう 大阪府立吹田支援学校
金 35	おおさかみなみすいたゆうびんきょく 大阪南吹田郵便局
文 38	すいたみなみちくこうみんかん 吹田南地区公民館
【生活関連施設になり得る施設】	
ス 4	みなみすいたしみなみちくかん 南吹田市民体育館
学 15	かがくぎじゅつがくえんこうとうがっこうおおさかぶんしつ 科学技術学園高等学校大阪分室
学 62	すいたみなみしょうがっこう 吹田南小学校
官 6	すいどうぶ 水道部
官 15	みなみすいたみずさいせい 南吹田水再生センター
官 34	しょうぼうほんぶ 消防本部
官 36	にししょうぼうしょ 西消防署
金 2	かぶしきがいしゃ あわぎんこう きたおおさかしてん 株式会社阿波銀行 北大阪支店
金 6	かんこくさんぎやうぎんこう 韓国産業銀行
金 25	かぶしきがいしゃ ぎんこう すいたえきまえしてん 株式会社みずほ銀行 吹田駅前支店
金 26	かぶしきがいしゃ ぎんこう えさかしてん 株式会社みずほ銀行 江坂支店
金 42	すいたえきゆうびんきょく 吹田江の木郵便局
園 17	みなみすいたこうえん 南吹田公園
園 26	えきこうえん 江の木公園
園 29	ひろしばこうえん 広芝公園
園 30	みなみかねでんこうえん 南金田公園
宿 2	サニーストンホテル新館
宿 3	サニーストンホテル別館
宿 4	だい2サニーストンホテル
宿 6	みどうすじせん えさか スーパーホテル御堂筋線・江坂
宿 7	ホテルリブマックス BUDGET江坂
宿 8	アパホテル しんおおさかえさかえきまえ 新大阪江坂駅前
商 7	えさか 江坂オッツ
商 13	えさか カリノ江坂
商 32	どうぐや むげんどう おおさかでん FULL道具屋 無限堂 大阪店
商 33	むげんどう おおさかでん かぐかん 無限堂 大阪店 オフィス家具館

きごう 記号	しせつめい 施設名
商 41	ぎょうせ 業務スーパー TAKENOKO えさかでん 江坂店
商 51	KOHYO えさかでん 江坂店
商 63	きりんどう えさかにしてん キリン堂 江坂西店
商 64	えさかえきまえでん サンドラッグ江坂駅前店
商 65	やつきよく すいたかねでんてん スギ薬局 吹田金田店
商 86	えさかでん レックス江坂店
商 87	どうすいたみなみかねでんてん キリン堂吹田南金田店
駐 7	えさか SHIP江坂パーキング
駐 8	えさかみなみちゆうしゃじょう 江坂南駐車場
駐 10	えきちゆうしゃじょう 江の木駐車場
福 10	すいなんちくこうれいしゃ ま 吹南地区高齢者いきいの間
福 49	みなみすいたじどう 南吹田児童センター
バ 67	ひろしばちよう 広芝町
バ 68	みなみしょうがっこうまえ 南小学校前
バ 82	ひろしばこうえんまえ 広芝公園前
バ 83	かねでんちよう 金田町
バ 144	えきこうえんまえ 江ノ木公園前
バ 145	よしのちよう 芳野町





ソ 区画15

(イ) 生活関連経路等及び位置図

【生活関連経路】

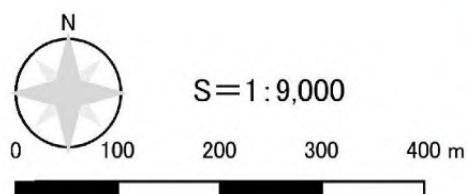
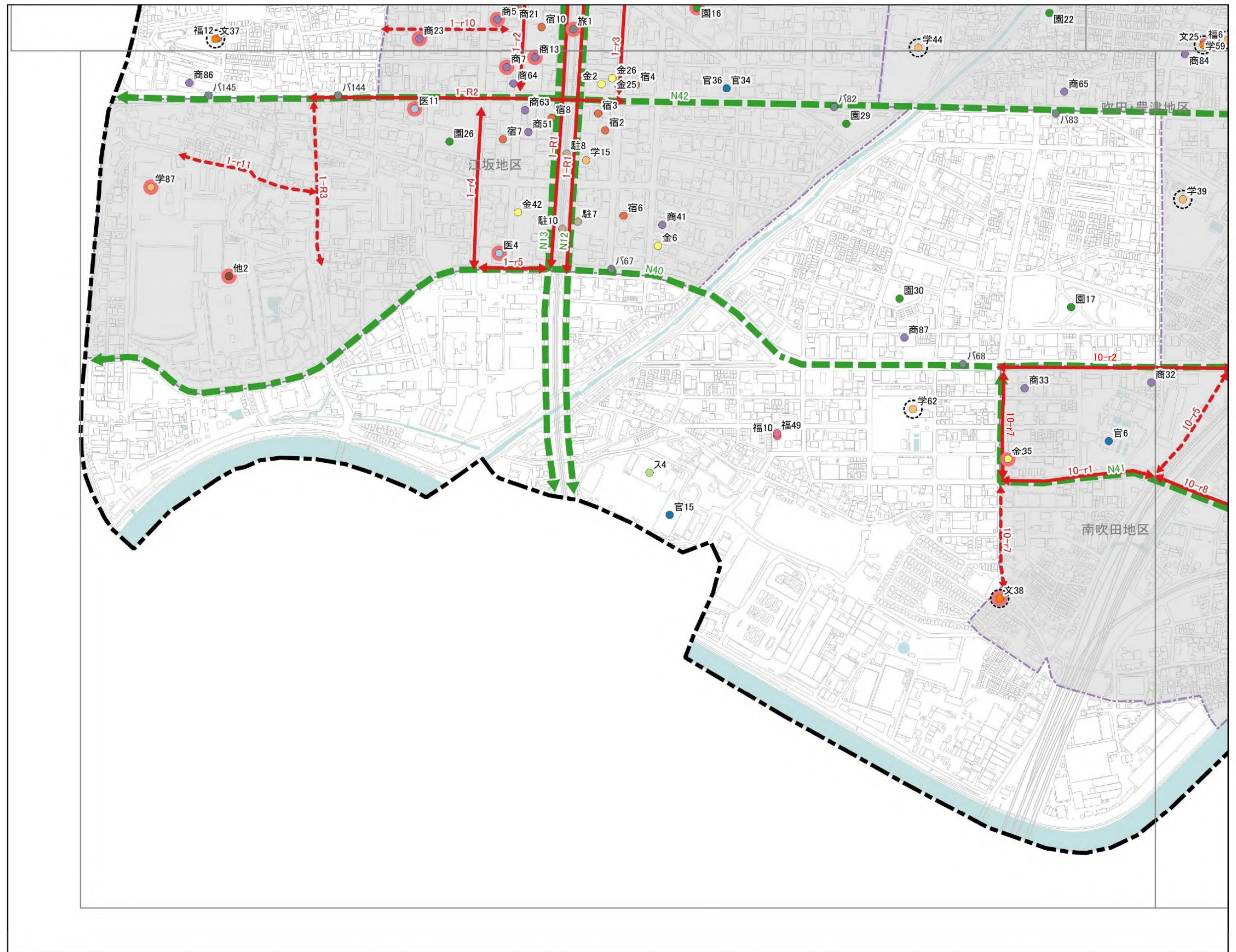
- 1-R1 国道423号
- 1-R2 国道479号
- 1-r4 えきまち4号線
- 1-r5 ほなみよしのせん 穂波芳野線
- 10-r1 みなみすいた 南吹田17号線
- 10-r2 かねでんおおふさばしせん 金田大吹橋線
- 10-r7 かねでんおおふさばしせん 金田大吹橋線

【準生活関連経路】

- 1-R3 くまのおおさかせん 熊野大阪線
- 1-r11 よしのちよう 芳野町2号線
- 10-r7 かねでんおおふさばしせん 金田大吹橋線

【ネットワーク経路】

- N12 (都)御堂筋線
- N13 (都)御堂筋線
- N40 (都)小曽根南 泉 線
- N41 (都)南吹田駅前線
- N42 (都)豊中吹田線



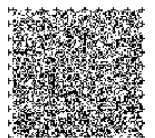
- | | | | | | | | |
|----------|--------|------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 生活関連経路 | 吹田市 | 指定避難所の指定あり | 旅客施設 | 文化教養施設 | 医療保健施設 | 宿泊施設 | 駐車場 |
| 準生活関連経路 | 重点整備地区 | 現在の生活関連施設 | 旅客施設-バス停 | 学校施設 | 福祉施設 | 金融機関 | その他 |
| ネットワーク経路 | | | 官公署 | スポーツ施設 | 商業施設 | 公園 | |

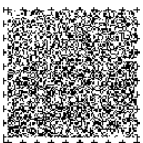
タ 区画16

(ア) 生活関連施設及び生活関連施設になり得る施設

きごう 記号	しせつめい 施設名
【生活関連施設】	
他 18	なか しま 中の島スポーツグラウンド
他 19	して いせいかつかい こじぎょうしよ 指定生活介護事業所がくがくワールド
官 6	すいたけいさつしよ 吹田警察署
園 4	なか しまこうえん 中の島公園
福 9	すいろく ち く こうれいしゃ ま 吹六地区高齢者いこいの間
文 27	すいろく ち く こうみんかん 吹六地区公民館
旅 16	みなみすいたえき JR南吹田駅
【生活関連施設になり得る施設】	
医 7	いりょうほうじんきくしゅうかい さつ きびょういん 医療法人菊秀会 皐月病院
学 37	だいさんちゅうがっこう 第三中学校
学 39	だいろくちゅうがっこう 第六中学校
学 60	すいただいろくしょうがっこう 吹田第六小学校
官 8	じぎょうかぎょうむ ちようしゃ 事業課業務グループ庁 舎
官 16	かわ もみずさいせい 川面水再生センター
官 27	すいた かん いさいばんしよ 吹田簡易裁判所
官 35	みなみしょうぼうしよ 南 消 防 署
金 4	かぶしきがいしゃかんさい ぎんこう すいた して ん 株式会社関西みらい銀行 吹田支店
金 22	かぶしきがいしゃかんさい ぎんこう えさ か して ん 株式会社関西みらい銀行 江坂支店
金 23	かぶしきがいしゃかんさい ぎんこう すいたえきまえ して ん 株式会社関西みらい銀行 吹田駅前支店
金 32	かぶしきがいしゃ ぎんこう すいたてん 株式会社ゆうちょ銀行 吹田店
金 33	すいた ゆうびんきょく 吹田郵便局
金 39	すいた うちほんまちゆうびんきょく 吹田内本町郵便局
金 62	すいた みなみたかはまゆうびんきょく 吹田 南 高浜郵便局
商 25	すいた いずみまちてん ダイソー吹田泉町店
商 27	すいた いずみまちてん ライフ吹田泉町店
商 58	ぎょうむ うちほんまちてん 業務スーパー TAKENOKO 内本町店
商 80	すいた かみしんじょうてん ジョーシン吹田上新庄店
商 84	いずみまちてん サンディ泉町店
駐 9	すいた うちほんまちだい ちゅうしゃじょう タイムズ吹田内本町第3 駐 車 場
福 5	すいいち ち く こうれいしゃ ま 吹一地区高齢者いこいの間
福 54	こがきちようしどう 寿 町 児童センター
文 2	すいた れきし ぶん か はまやしき 吹田歴史文化まちづくりセンター (浜屋敷)
文 3	きゅうにし お け じゅうたく すいた ぶん か そうどうこうりゅうかん 旧西尾家住宅 (吹田文化創造交流館)

きごう 記号	しせつめい 施設名
文 23	すいいち ち く こうみんかん 吹一地区公民館
バ 31	おた びちよう 御旅 町
バ 32	なか しまこうえんまえ 中の島公園前
バ 33	すいた かん いさいばんしよまえ 吹田簡易裁判所前
バ 69	すいた えいぎょうしよまえ 吹田営業所前
バ 79	たかはまじんじやまえ 高浜神社前
バ 84	すいた だいにしょうがっこうまえ 吹田第二小学校前
バ 168	みなみすいた JR南吹田
バ 169	みなみせいわえん 南清和園





くかく 区画16

せいかつかんれんけいとうおよ いちず (イ) 生活関連経路等及び位置図

せいかつかんれんけい 【生活関連経路】

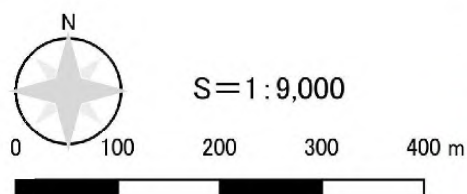
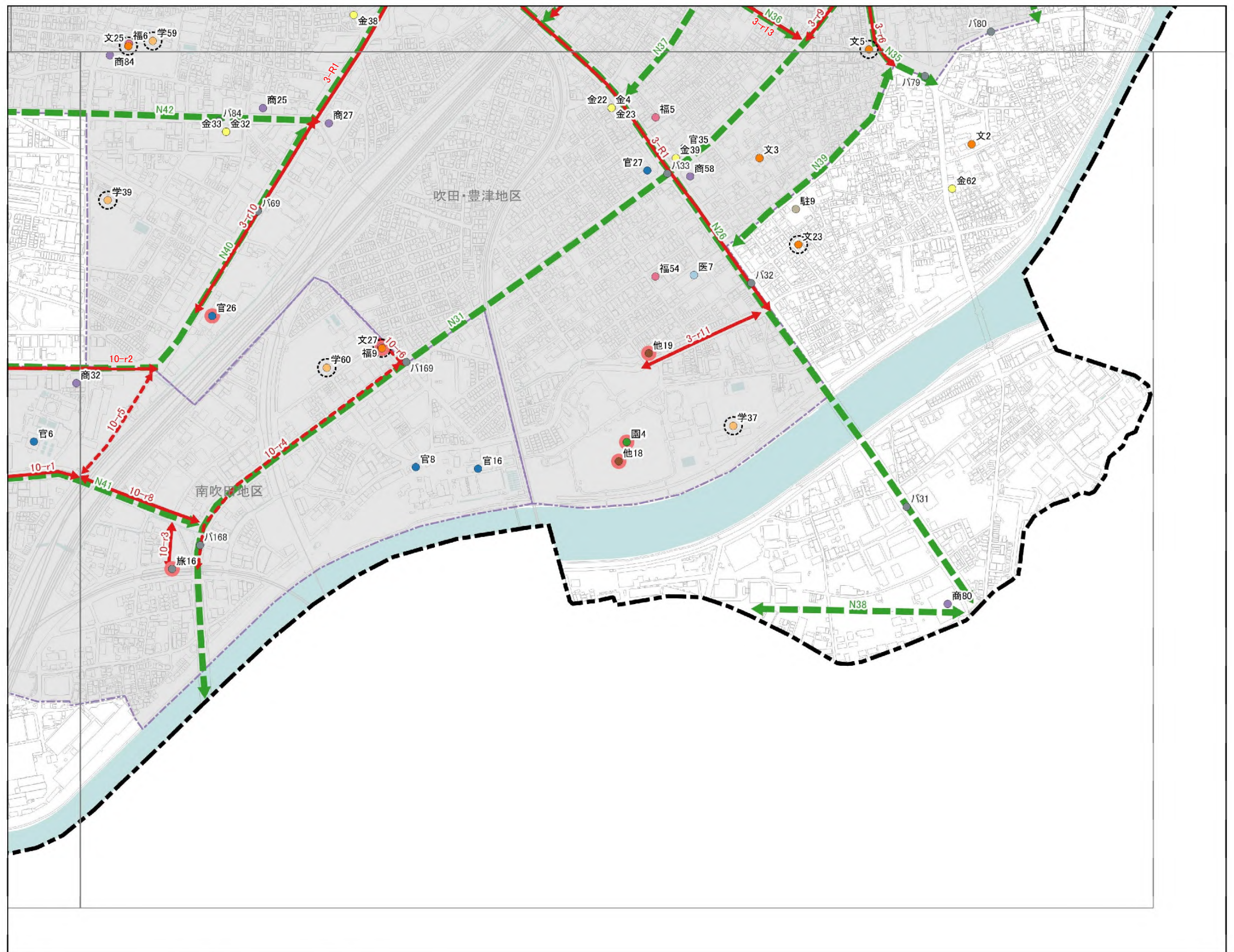
- 3-R1 国道479号
- 3-r6 吹田駅前線
- 3-r10 穂波芳野線
- 3-r11 なかしまかわきせん
中の島川岸線
- 10-r2 かねでんおひさきせん
金田大吹橋線
- 10-r3 みなみすいたごうせん
南吹田37号線
- 10-r8 みなみすいたごうせん
南吹田89号線

じゅんせいかつかんれんけい 【準生活関連経路】

- 10-r4 かわさしみなみすいたせん
川岸南吹田線
- 10-r5 みなみすいたごうせん
南吹田23号線
- 10-r6 みなみせいわえんかわさし
南清和園川岸1号線

けい 【ネットワーク経路】

- N26 と おおさかたかつきょうとせん
(都)大阪高槻京都線
- N31 と じゅうそうたかつきせん
(都)十三高槻線
- N35 と すいたえきまえせん
(都)吹田駅前線
- N36 と はまのどうせん
(都)浜之堂線
- N37 と はまだはまのどうせん
(都)浜田浜之堂線
- N38 と しょうないしんじょうせん
(都)庄内新庄線
- N39 と すなごみやのまえせん
(都)砂子宮之前線
- N40 と おぞなみなみすいたせん
(都)小曽根南泉線
- N41 と みなみすいたえきまえせん
(都)南吹田駅前線
- N42 と とよなかすいたせん
(都)豊中吹田線



- 生活関連経路
- 準生活関連経路
- ネットワーク経路
- 吹田市
- 重点整備地区
- 指定避難所の指定あり
- 現在の生活関連施設
- 旅客施設
- 旅客施設-バス停
- 官公署
- 文化教養施設
- 学校施設
- スポーツ施設
- 医療保健施設
- 福祉施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 金融機関
- 公園
- 駐車場
- その他

5 マスタープランの実現に向けた体制

(1) 推進体制

今後、バリアフリー化を進めていくうえで、事業の実施等について進捗を検証し、改善していくことが必要です。このため、市内だけでなく、当事者を含む市民、事業者（施設設置管理者等）、関係行政機関等が連携し、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「吹田市バリアフリー推進協議会」を継続設置します。

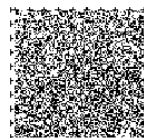
推進協議会では、バリアフリー化事業の進捗確認や一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。

また、当事者とのまち歩き現地点検を定期的の実施し、地域のバリアフリー上の課題を継続的に把握します。

○ 過去の取り組み

吹田市バリアフリー基本構想に基づく特定事業の円滑な推進を図るため、バリアフリーの実施状況を当事者等と確認する現地点検を毎年実施してきました。

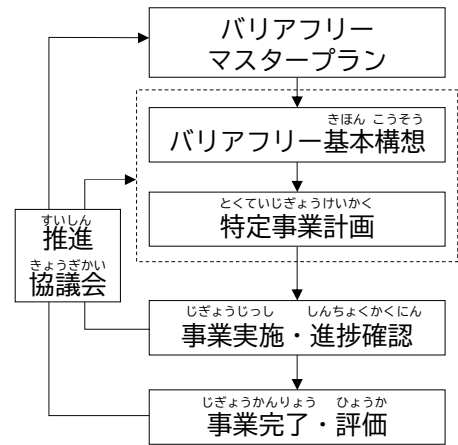
《現地点検の様子（令和6（2024）年 公園東口駅及び周辺経路）》



(2) 進行管理

今後とも当事者を含む市民や事業者などの意見・提案などを踏まえて事業計画を作成し、バリアフリー化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

特にこれまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、計画のスパイラルアップ(継続的な改善、向上)を図るとともに、おおむね5年おきにバリアフリーマスタープランと基本構想の見直しを行います。



図：進行管理のイメージ

(3) バリアフリー化を推進するしくみづくり

ア 住民提案制度の利用促進

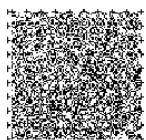
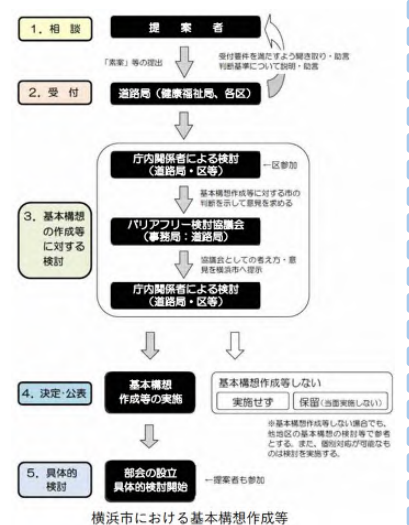
バリアフリー法では、バリアフリーマスタープランや基本構想の作成・改善に関わる住民提案制度が設けられています。住民の発案による重点整備地区の設定を促進するため、新たに住民提案制度活用の市民向けマニュアルを作成します。

○ 取り組みの参考(神奈川県横浜市)

横浜市では「バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」をホームページで公表しています。令和元年には、羽沢横浜国大駅の開業に伴い、横浜国立大学と周辺地域自治会が駅周辺のバリアフリー化について検討を行い、その成果として住民提案を行っています。

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー

基本構想作成に関するガイドライン」



イ 施設整備における当事者意見の反映

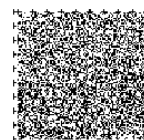
バリアフリー化整備は、各種ガイドラインや条例等による基準に基づき設計・工事を行います。これらの基準だけでは細かな仕様が十分ではなく、障がいのある人にとって使い勝手の悪いものになることがあります。

これまで、吹田市が行う公共施設の新設又は大規模改修工事に際しては、当事者等との意見交換を行うための会議（バリアフリー吹田市民会議）を開催してきました。

今後とも施設の整備等に際して、当事者等との意見交換を行うとともに、「バリアフリー化整備の配慮事項」（p.44）を参照し、だれもが使いやすい施設デザインを目指します。

ウ 行為の届出

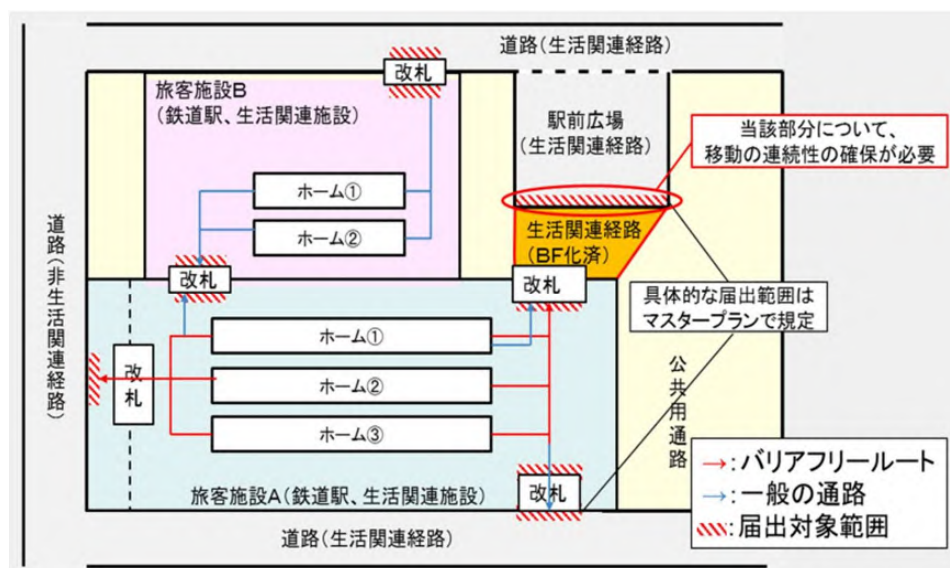
移動等円滑化の促進にあたっては、管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。このため、旅客施設及び道路の改良等を行う場合に、事前に事業の概要を把握し、調整を図るため、一定の要件のもとに事前の届出義務を課します。



【届出の対象範囲】

届出義務は、移動等円滑化促進地区の区域において課せられ、公共交通事業者又は道路管理者は、当該区域の旅客施設や旅客施設に面する生活関連経路の改良等を行う場合に届出が必要となります。

旅客施設：生活関連施設である旅客施設（生活関連旅客施設）のうち下記の範囲【政令第25条第1号】	・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートの出入口
道路：生活関連経路である道路のうち下記の範囲【政令第25条第2号】	・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

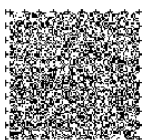


届出対象のイメージ図

出典：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

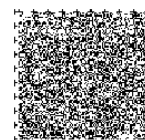
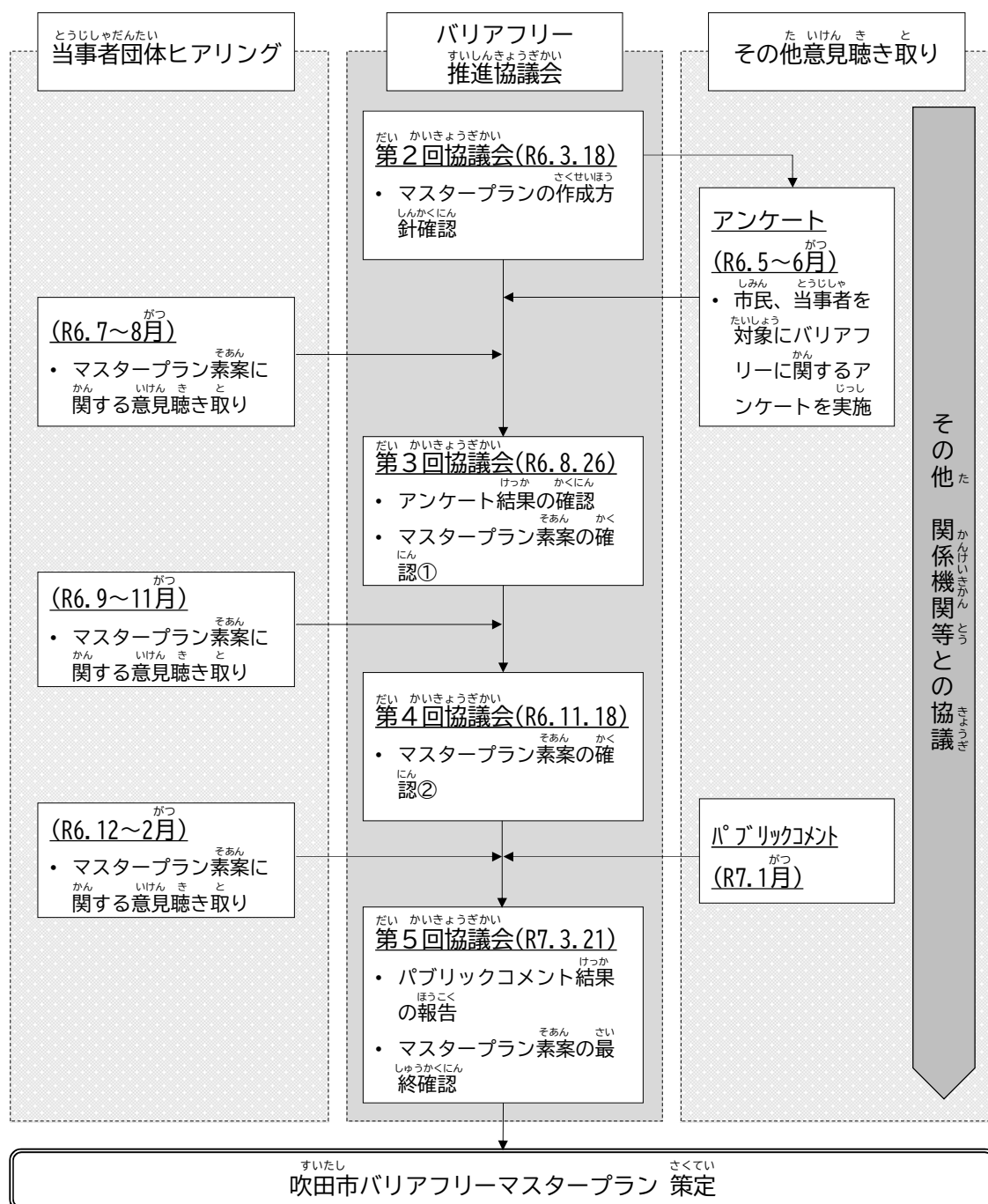
【担当窓口】

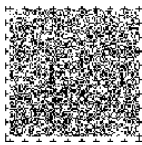
届出対象範囲における事業検討の際には、「吹田市 土木部 総務交通室」へ事前相談及び届出をお願いします。



(1) マスタープラン策定の過程

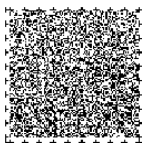
ア 会議等の開催状況

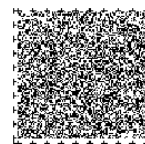




吹田市バリアフリー推進協議会 委員名簿

ばんごう 番号	しめい 氏名	きんむさき だんたいとう 勤務先・団体等	やくしやく 役 職	こうせい 構成		
1	かいちよう 会 長	うちだ たかし 大阪公立大学	こうがくけんきゅうか とし けいせんこう 工学研究科 都市系専攻	きょうじゆ 教 授	がくしきけいけんしや 学識経験者	
2	ふくかいちよう 副 会 長	いしづか ゆうこ 石塚 裕子	そうごう 総合マネジメント学部 さんぎようふくし 産 業福祉マネジメント学科	きょうじゆ 教 授	にんい ない 3人以内	
3	いいん 委員	みしま かつひこ 三嶋 勝彦	すいたししょうこうかいぎしよ 吹田商 工会議所	こうきょうてきだんたいだいひようしや 公共的団体代表者	じむ 事務 きよくちよう 局 長	こうきょうてきだんたい だいひよう 公共的団体の代表者
4		もり 俊弘	いっばんしゃだんほうじんすいたしこうれい 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会	こうきょうてきだんたいだいひようしや 公共的団体代表者	じょうむり 常務理事	すいせん 者から推薦されたもの の3人以内
5		くわた ともよ 栗田 智代	しゃかいふくしほうじん すいたしししゃがいふくしきようぎかい 社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会	こうきょうてきだんたいだいひようしや 公共的団体代表者	ふくかいちよう 副会長	
6		しんや しろう 新屋 志郎	しやう どうじしや すいたしじりつしえんきようぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	しかく (視覚)		
7		おおえ たくじ 大江 卓司	しやう どうじしや すいたしじりつしえんきようぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	ちやうかく (聴 覚)		
8		ふくにし よしのぶ 福西 義信	しやう どうじしや すいたしじりつしえんきようぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	したたいふじゆう (肢体不自由)	とうじしやかい 当事者会 かいちよう 会 長	すいたし し ちいきじりつし えん 吹田市地域自立支援 きようぎかいとう 協 議会等から 推薦された者
9		はなもと ゆたか 波那本 豊	すいたし こうつう (吹田のバリアフリー・交通アクセスをめざす会)	したたいふじゆう (肢体不自由)	かいちよう 会 長	すいせん 推薦された者
10		ほそだ かつよ 細田 捷代	しやう どうじしや すいたしじりつしえんきようぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	したたいふじゆう (肢体不自由)		にんい ない 7人以内
11		いわた みほ 岩田 美穂	しやう どうじしや すいたしじりつしえんきようぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	ちてき (知的)	とうじしやかい 当事者会 ふくかいちよう 副会長	
12		たむら みか 田村 美歌	こそだ ちゆうまた 子育て 中又はその経験のある公募市民			すいたししめん 吹田市民であって、
13		こうの みちとし 河野 路利	かいごまた 介護又はボランティア経験のある公募市民			かいごとう けいけんまた こ 介護等の経験又は子 育ての経験を有する
14		うと ゆきと 宇都 雪人	かいごまた けいけん こうほしみん 介護又はボランティア経験のある公募市民			しめん にんい ない 市民3人以内
15		のむら いくよ 野村 育代	こくどうつうしんきんきうんゆきよく 国土交通省近畿運輸局	こうつうせいさくぶ ぱりあふりー 交通政策部 バリアフリー推進課	かちよう 課長	かんけいぎやうせいきかん 関係行政機関の
16		うら しょうじ 裏 祥嗣	おおさかふいばらきどぼくじむしよ 大阪府茨木土木事務所	けんせつか 建設課	かちよう 課長	しよくいん 職 員
17		きたばたけ かつじ 北 畠 勝治	おおさかふすいたけいさつしよ 大阪府吹田警察署	こうつうか 交通課	かちよう 課長	にんい ない 3人以内
18		きたむら のりお 北村 周郎	にしにほんりよかくてつどうかぶしがいいしや 西日本旅客鉄道株式会社	きんきとうかつほんぶけいさいきかくぶ 近畿統括本部経営企画部	かちよう 課長	
19	やました ともひろ 山下 智宏	はんきゆうでんてつかぶしがいいしや 阪 急電鉄株式会社	とし こうつうじぎやうほんぶぎじゆつづぶ 都市交通事業本部技術部 どぼくぎじゆつたんと 土木技術担当	かちよう 課長		
20	さかた なおや 酒田 直哉	おおさかしこうそくでんききどうかぶしがいいしや 大阪市高速電気軌道株式会社	こうつうじぎやうほんぶけいさいきかくぶ 交通事業本部計画部 きかくか バリアフリー企画課	かちよう 課長	かんけいこうきやうこうつう きかん 関係公共交通機関 の 職 員 にんい ない 6人以内	
21	どやま ひろひさ 玉山 博久	おおさか かぶしがいいしや 大阪モノレール株式会社	うんゆぶぎやうむか 運輸部業務課	ちやうさく 調査役		
22	みずたに のぶお 水谷 信男	きたおおさかきゆうこうでんてつかぶしがいいしや 北大阪急行電鉄株式会社	てつどうじぎやうぶしせつか 鉄道事業部施設課	かちよう 課長		
23	よしおか てつお 吉岡 徹郎	はんきゆう かぶしがいいしや 阪 急バス株式会社	じどうしやじぎやうほんぶえいぎきかくぶ 自動車事業本部営業企画部	ぎやうむかちよう 業務課長		
24	おかだ たかき 岡田 貴樹	すいたし 吹田市	そうむぶききかんりしつ 総務部危機管理室	ききかんりかん 危機管理監		
25	うえだ さとし 植田 聡	すいたし 吹田市	がっこうきやういくぶ 学校教育部	きやういくかん 教育監	し かんけいぎやうとう 市関係部長等	
26	うめもり のりあき 梅森 徳晃	すいたし 吹田市	ふくし 福祉部	ぶちよう 部長	にんい ない 7人以内	
27	しみず やすじ 清水 康司	すいたし 吹田市	とし けいかくぶ 都市計画部	ぶちよう 部長		
28	まかべ けんじ 真壁 賢治	すいたし 吹田市	どぼくぶ 土木部	ぶちよう 部長		
	ひでさか まさつな 秀坂 正綱	おおさかふ 大阪府	おおさかふとしせいびぶ 大阪府都市整備部 じゅうたくけんちくきよく 住 宅 建 築 局 建築環境課	しゅさ 主査	オブザーバー	





(2) 用語の説明

ぎょう
あ 行
いどうとうえんかつかきじゅん
移動等円滑化基準

ばりあふりーほうにきづき、こうれいしゃ、しょう、しゃとう
バリアフリー法に基づき、高齢者、障がい者等の
いどうおよ、しせつ、りよう、えんかつ、ひつよう、こうぞう
移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造
や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動
とうえんかつかきじゅん、どうろいどうとうえんかつかきじゅん、としこうえん
等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園
いどうとうえんかつかきじゅん、けんちくぶついどうとうえんかつかきじゅん
移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」な
どがあります。

いどうとうえんかつか
移動等円滑化
こうれいしゃ、しょう、しゃとう、いどう、しせつ、りよう、さい
高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、
しんたい、ふたん、けいげん、いどうじょう
身体負担を軽減することにより、移動上または
しせつ、りようじょう、りべんせいおよ、あんぜんせい、こうじょう
施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること
をいいます。本計画では、「バリアフリー化」と同義
もち
に用いています。

インクルーシブ

いんくるーしぶは、「ほうかつてき、つつ、こ
インクルーシブは、「包括的」「すべてを包み込む」
い、み、ことば、しょう、う、む、こくせき、ねんれい
を意味する言葉です。障がいの有無や国籍、年齢、
せいべつ、かんけい、はいけい、も
性別などに関係なく、さまざまな背景を持つあらゆる
ひと、はいじょ、りねん
の人が排除されない理念のことです。

インクルーシブ教育

だれ、はいじょ、しょう、もの、しょう、もの
誰も排除せず、障がいのある者と障がいのない者
とも、まな、しく
が共に学ぶ仕組みのことです。

インクルーシブ遊具

からだ、しょう、こ、こ、いっしょ、あそ
体に障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊
ぶことができる遊具のことです。

エスコートゾーン

おうだんほど、ちゅうおうぶ、てんじょう、とっき
横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつ
けたもので、視覚障がい者が横断歩道から外れるこ
となく道路を横断できるように配慮された横断
歩道帯です。

オストメイト

ちよくちよう、ぼうこう、ぞうき、きのうしょう
直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障
いを負い、お、ふくぶ、じんこうてき、はいせつ
腹部に人工的に排泄のためのストーマ
（じんこうももん、じんこうぼうこう、ぞうせつ、ひと
人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことです。

オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の
そうぐ、そうちゃく、つうじょう、べんざ、りよう
装具を装着しているため、通常の便座は利用でき
ず、せんじょう、すいせん、き、ぐ、とう、ひつよう
パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

音響信号機

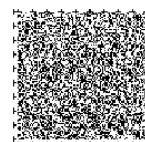
しかくしょう、しゃ、あおしんこう、おと、し
視覚障がい者に青信号となったことを音により知ら
せる装置です。いっばんてき、なんぼくほうこう
一般的に、南北方向には“ピヨピ
ヨ”、とうざいほうこう、おんせい、し
東西方向には“カッコー”の音声で知らせま
す。

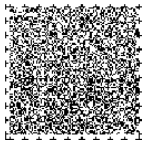
か行

かくふく
拡幅
どうろ、はば、ひろ
道路の幅を広くすることをいいます。

可動式ホーム柵

えき、せんろ、めん、ぶぶん、せっち、かどうしき
駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式
かいこうぶ、も、し、き、じょう
の開閉部を持った仕切りのことです。ホーム上の
りようしゃ、あんぜんたいさく、ひと、せんろない、てんらくじ、こ
利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故
れつしゃ、せつしよくじ、こ、みぜん、ふせ
や列車との接触事故を未然に防ぎます。





可変式情報表示装置

可変式情報表示装置とは、LED などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のことです。

幹線道路

重要な地区を相互に結ぶ道路網の基本となる主要な道路です。

丘陵地

丘陵地とは、山地と呼ぶには低く平地と呼ぶにはでこばこのある、いわば山地と平地との中間的な起伏をもった地形を指します。

切下げ部

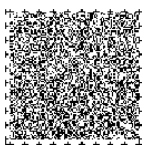
車道と歩道部分に高低差がある場合、車両の入出庫等の利便性を図る為に、低く切り下げた歩道部分のことを指します。

グレーチング蓋

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

結節点

複数あるいは異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行なわれる場所・施設のことです。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前交通広場、歩道などが挙げられます。



公安委員会

公安委員会は、強力な執行力を持つ警察を管理するために設置される行政委員会のことです。警察法に基づく権限のほか、バリアフリー化に関連するものとして、道路交通法に基づく道路における交通規制に関するものがあります。

公共交通事業者

鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、または管理する者をいいます。

勾配（こうばい）

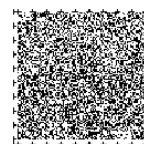
傾きのことをいい、道路勾配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、勾配は5%となります。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同様に保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

心のバリアフリー

心のバリア（障壁）とは、高齢者や障がい者などが持つ問題を知ろうとしないことや、理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを



「心のバリアフリー」といいます。とくにバリアフリー法では、高齢者や障がい者などが抱えやすい困りごとへの理解を深めることが重要であるとされています。例えば、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の施設利用を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなど「心のバリアフリー」として国民の責務としています。

さ行

視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成13年にJIS規格化されており、ガイドラインではJIS規格の使用が推奨されています。

施設設置管理者

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者、市道や府道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者をいいます。また、本計画では、施設設置管理者等の「等」は、信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。具体的には、街中の段差や利用しにくい施設などの物事、

利用しにくい制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある方への偏見などがあります。

弱者感応押しボタン式信号機

通常の歩行者信号機の青時間では横断できない高齢者や障がい者等のために設置される押しボタン式の信号機で、白色の箱のボタンを押すことや携帯電話を用いることで、歩行者の青時間を延長することができる装置です。

重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいいます。

植樹帯

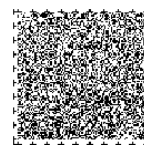
植樹帯とは、歩道上に「帯状」に高木や低木が植栽されている植込み地をいいます。

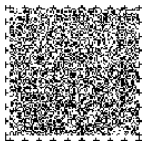
触地図

視覚障がい者が施設等の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内板です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

人口集中地区（DID）

市区町村の区域内で人口密度の高い地区のことです。人口密度が1平方キロあたり4,000人以上で、





じんこう にんいじょう ちいき さ
人口が 5,000人以上の地域を指します。

身体障がい者手帳

しんたい きのう いっていいじょう しょう みと
身体の機能に一定以上の障がいがあると認められ
かた こうふ てちょう げんそく こうしん
た方に交付される手帳です。原則、更新はありませんが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が
よそう ばあい てちょう こうふ いっていきかん
予想される場合には、手帳の交付から一定期間をお
あと さいにんてい じっし
いた後、再認定を実施することがあります。

スパイラルアップ

か はか じ ぜん けんとうだんかい
バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から
じ ご ひょうか だんがい いた こうれいしゃ しょう しゃとう
事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障がい者等
せっきよくてき さんか さんか へ え
が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られ
ちけん きょうゆうか た い
た知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすこと
おこな だんかいてき けいぞくてき はってん
によって行われる、段階的かつ継続的な発展のこと
です。

スロープ板

おも くるま いどう だんさ かいしょう
主に車いすなどの移動で、段差を解消するために
しょう
使用するものをいいます。

生活関連経路

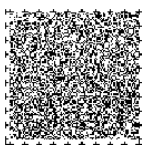
せいかつかんれんけいろう
せいかつかんれんしせつ あいだ むす どうろ えきまえひろば たてものない
生活関連施設の間に結ぶ、道路、駅前広場、建物内
およ しきち つうろ
及び敷地にある通路などのことです。

生活関連施設

こうれいしゃ しょう ひとどう にちじょうせいかつまた しゃかい
高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会
せいかつ りょう りやかくしせつ かんこうちようしせつ ふくし
生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉
しせつ た しせつ
施設その他の施設をいいます。

精神障がい者保健福祉手帳

せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう
精神障がい者保健福祉手帳は、一定程度の精神障
せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう いっていいいど せいしんしょう
がいの状態(精神疾患により、日常生活や社会参加
じょうたい せいしんしっかん にちじょうせいかつ しゃかいさんか



こんなん じょうたい にんてい
に困難をきたしている状態)にあることを認定する
ものです。せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう どうきゅう
精神障がい者保健福祉手帳の等級は、
せいしんしっかん じょうたい のうりよくしょう じょうたい りょうめん
精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面か
そうごうてき はんだん きゅう きゅう
ら総合的に判断され、1級から3級まであります。

側溝

はいすい どうろ せんろ もう みぞ
排水のために道路や線路のわきに設ける溝のことを
いいます。

ソフト施策

たてもの どうろ せいびどう さ しさく たい えきむ
建物や道路の整備等を指すハード施策に対し、役務
ていきよう りやかくしえん じょうほうていきよう きょういくくねれん こうほう
の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・
けいはつ むけい かん しさく
啓発など無形のものに関する施策をいいます。

ゾーン 30

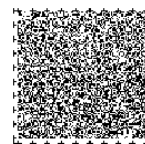
せいかつどうろ ほ こうしゃ じてんしゃ あんぜん つうこう
生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を
かくほ もくてき こうつうあんぜんたいさく ひと
確保することを目的とした交通安全対策の一つです。
くいさ さだ じそく そくどきせい じっし
区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制を実施
するとともに、その他の安全対策を必要に応じて
く あ ない くるま そうこうそくど
組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や
とお め よくせい
通り抜けを抑制するものです。

た行

ていしゅう
低床バス(ワンステップバス・ノンステップバス)
つうじょう ゆかめん ひく じめん
通常のバスより床面が低いバスのことです。地面か
ゆかめん ていど じょうこう だん
ら床面までが55cm程度で、乗降ステップが1段のワ
ゆかめん ていど じょうこう
ンステップバス、床面までが25~30cm程度で乗降
ステップのないノンステップバスがあります。

道路横断面

どうろ ちゅうしんせん たい ちようかく せつだん
道路をその中心線に対し直角に切断したときの
き くち へいめん しゃどう ちゅうおうび ろかた ていしゃたい しゃどう
切り口の平面。車道、中央帯、路肩、停車帯(車道
いちぶ じてんしゃどう じてんしゃ ほうこうしゃどう ほうどう しょくじゅたい
の一部)、自転車道、自転車歩行者道、歩道、植樹帯、



ふくどう しゃどう いちぶ こうせい
副道（車道の一部）などで構成されています。

道路付属物・占有物

どうろ
道路の「かたち」や「つくり」を守る為、また、安全
えんかつ こうつう かくほ た どうろ かんり
で円滑な交通を確保するため、その他、道路の管理
をするのに必要な施設または工作物をいいます。

特定建築物(建築物特定施設)

がっこう びょういん げきじょう かんらんじょう しゅうかいじょう てんじじょう
学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、
ひゃっかてん じむしょ ろうじん どう たすう もの
百貨店、ホテル、事務所、老人ホーム等、多数の者
が利用（法第2条第十八号）する政令で定める
けんちくぶつ けんちくぶつとくていしせつ
建築物のことをいいます。建築物特定施設である
でいりぐち かいだんどう しせつ ふく けんちくぶつ
出入口や階段等の施設を含んだ建築物です。

特別特定建築物

とくていけんちくぶつ ふとくてい たすう りよう
特定建築物のうち、不特定かつ多数が利用し、また
しゅ こうれいしゃ しょう しゃとう りよう ほうだい じょう
は主として高齢者、障がい者等が利用（法第2条
だいじゅうきゅうごう せいれい さだ けんちくぶつ
第十九号）する政令で定める建築物のことです。

特定公園施設

としこうえん しゅうよう けいろ こうせい えんろおよ ひろば
都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、
きゅうけいじょ ちゅうしゃじょう べんじょとう いどうとうえんかつか とく
休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に
ひつよう しせつ
必要な施設のことをいいます。

特定事業

とくていじぎょう きほんこうそう さだ じぎょう
特定事業はバリアフリー基本構想に定める事業のうち、
じっしぎむ しょう じぎょう とくてい
実施義務が生じる事業をいいます。また、特定
じぎょう ぐたいき じぎょうないよう どう
事業について、具体的な事業内容やスケジュール等
さだ とくていじぎょうけいかく ほんじぎょうけいかく
を定めたものが特定事業計画です。本事業計画はバ
リアフリー法において、バリアフリー基本構想
さくていご かくしせつせつちかんりしゃとう さだ きてい
策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定さ
れています。

特定道路

こうれいしゃ しょう しゃ いどう えんかつか
高齢者や障がい者などの移動を円滑化するために
こくどう こうつうだいじん してい どうろ
国土交通大臣が指定した道路をいいます。

特定旅客施設

りょかくしせつ りようしゃ そうとうすう にちへいきん にん
旅客施設のうち、利用者が相当数（1日平均5,000人
いじょう また そうとうすう み こ
以上）であること又は相当数であると見込まれるこ
となど政令で定める要件に該当するものをいいます。

特定路外駐車場

ろがいちゅうしゃじょう ちゅうしゃじょうほうだい じょう さだ
路外駐車場とは、駐車場法第2条で定められて
おり、道路の路面外に設置される自動車の駐車のため
の施設であって一般公共の用に供されるものを
いいます。このうちバリアフリー法で対象となるも
のを特定路外駐車場といい、一般公共の用に供
し、駐車マスの部分の合計面積が500㎡以上のもの
であって、利用の際、駐車料金を徴収するとい
った要件を備える駐車場を指します。

な行

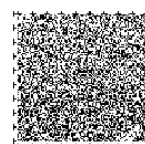
ノーマライゼーション

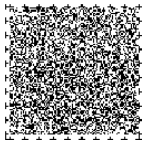
しょう しゃ しゃがい いちいん しょう ひと
障がい者が社会の一員として、障がいのない人と
どうとう せいかつ かつどう しゃかい
同等に生活し、活動できる社会があたりまえであり、
そのような社会をめざしていく考え方のことです。

は行

バリアフリー

こうれいしゃ しょう しゃ にんさぶとう いどう せいやく う
高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けや
すい人の妨げとなる障壁（バリア）を除去するこ
とです。広義には、段差解消等の物理的環境の
かいぜん にんげん しんりてき しゃかいてき
改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な
せいど じよきよ ふく
制度のバリアを除去することも含まれます。





ピクトグラム

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのことです。JIS規格に定められたものと交通エコロジー・モビリティ財団により公表されたものがあります。

幅員

道路・橋・船などの幅のことです。

踏切道内誘導表示（視覚障がい者誘導表示）

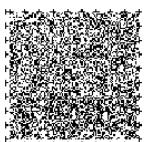
踏切道内の一方の遮断かんから他方の遮断かんまでの区間にある表示で、視覚障がい者が車道や線路に誤って侵入することを防ぐことを目的としているものです。

プラットフォーム縁端警告用内方表示ブロック（内方線）

ホームの縁端には、視覚障がい者の転落を防止するために点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障がい者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかかわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。

ヘルプマーク

外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのことです。



や行

有効幅員

通行上支障のない部分の幅をいい、全幅員から植樹帯・電柱・防護柵等の支障物を除いた幅のことです。ただし、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含みます。

ユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体の状態など人々がもつ様々な個性や違いを超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行なっているという考え方をいいます。

ユニバーサルデザインタクシー

広い開口部と可動式のステップ(スライドステップ)を備え、車いすのまま乗車できるなど、障がい者や高齢者に配慮した一般タクシー車両をいいます。

ら行

療育手帳

療育手帳とは、都道府県の知事が発行している知的障がい者（および知的障がい児）が補助を受けるために必要な手帳です。

旅客施設

鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのことをいいます。

すいたし
吹田市バリアフリーマスタープラン
れいわ ねん がつ
令和7年3月

すいたし どぼくぶ そうむこうつうしつ
吹田市 土木部 総務交通室

〒565-0855 おおさかふ すいたし さたけだい ちょうめ ばん ごう
大阪府 吹田市 佐竹台1丁目6番3号

すいたし そうごうぼうさい
吹田市総合防災センター（DRC Suita）7階^{かい}

TEL / FAX : 06-6155-3531 / 06-6872-1652

E-Mail : s-koutu@city.suita.osaka.jp

ホームページ : <https://www.city.suita.osaka.jp/>

